

宋代皇帝喪葬儀禮の構造と意義

——『儀禮』・『大唐元陵儀注』との比較——

金 成 奎

はじめに ——『儀禮』・『大唐元陵儀注』・宋代皇帝喪葬儀禮の基本構造比較——

第一章 初喪の發生から出葬の前夜まで

第一節 初期主要喪葬儀禮の流れと特徴

第三節 出葬を待ちながら

第二節 喪禮の空間に關する問題

第二章 發引と葬禮

第一節 啓攢宮前後

第三節 山陵への出發と準備

第三章 葬禮を終えてから

第一節 木主の出現と集英殿安置

第三節 桑主から栗主へ

第二節 九虞祭の施行と意義

第四節 宋朝における三年喪制の整備

おわりに

はじめに——『儀禮』・『大唐元陵儀注』・宋代皇帝喪葬儀禮の基本構造比較——

第一節 問題の所在

中國王朝の政治史において皇帝の死ほどその衝撃と影響が大きかった事件は探し難いであろう。権力の頂点を獨占していた皇帝の死亡により、政治は事實上「停止」状態に陥り、その影響は王朝全般に長く及んだ。その權威に適う喪葬儀禮が、皇帝死去のたびごとに一大事として長期間續く現象が繰り返され、そこに投入された莫大な勞力や財力を考え合わせると、中國歷代王朝でその占める比重と意義はきわめて大きかった。いわゆる「五禮」の中でも、喪（葬）禮は最も嚴重な法式が集中した禮の總體であつたばかりでなく、死者に對する禮遇の程度が後繼者の孝を計る尺度としてみなされたから、「至尊」の死にはそれを反映する最高水準の哀悼方式が採用された。

宋代はこのような中國王朝の傳統が一つの絶頂期に到達した時代であつた。「牖下に飯し、戸内に小斂し、……墓に葬るは、」（『禮記』檀弓上）という、喪葬儀禮の展開パターンは宋の皇帝にも適用され、開封宮殿の一角で始まり山陵（陵墓）に最終的にその梓宮を安置するまで、數多くの手順を踏んでいった。埋葬まで平均八ヶ月を要し、その後も多様な喪禮がなお残っているその過程は、以前の王朝に比べより多彩な儀禮でつながった緩慢かつ長い流れであつた。宋朝はここで多くを漢、唐以來の傳統を踏襲する一方、自ら創案ないし再設計した形式を加味し、中國王朝の皇帝喪葬儀禮の歴史のなかで絶頂期と同時に再編期を迎えていたと考えられる。

本稿では、「宋代の皇帝喪葬儀禮」（以下「宋禮」と略す）に存在するこのような傳統の保持と變遷の内容を整理し、その意義を明らかにしてみたい。以前、筆者は宋朝とそれに先立つ主要王朝の禮書「凶禮」編に見える皇帝喪葬儀禮の内容（節目）を比較検討し、ついで宋禮の代表的特徴である三年喪制と短喪制の二元的な運用の實態について分析したことが

あるが、これらの作業を行ったのは宋禮研究を志す筆者にとって先に考えておく必要があったからである。本稿はこれらの續篇として、前稿ではとり扱い難かった宋禮の具體的な内容を整理し、併せて前稿において一部誤った箇所を訂正する機會としても活用したいと思う。

比較的に成果の多い宋代禮制研究の中で、皇帝の喪葬儀禮は從來あまり關心が集まる分野ではなかった。漢と唐では所謂「皇帝制度」の研究が進む中、皇帝の即位やそれと表裏をなす皇帝喪葬儀禮に早くから注意が拂われており、また最近^②は、宋代と同時代の東アジア史の分野でも契丹（遼）の皇帝喪葬儀禮に関する研究が現れたことを思えば、宋禮への關心は未だ初步的狀態に止まっている。日本における關聯する研究は皆無に近く、中國では葉春芳、吳麗娛など諸氏による分析が提出され重要な史實と意義が一部明らかになったが、全面的なものとは言えず、後續する研究も不在で分析の待たれる所が多い。また一方で、宋の皇陵に關する考古學的な調査や分析が、最近活潑になり成果が蓄積されているが、その成果は今まで文獻史學の手法にもとづく宋禮研究に反映されることが殆んどなかった。同じく考古學側でも文獻資料とつき合わせた研究はあまり見られない。兩者で互いに参照すべき内容が多く、本稿でもそれを意識し援用した所が少なからずあるが、活用の範圍が狭い所に止まったことも認めねばならない。

以上の實情を踏まえ、本文では宋帝（大行皇帝）の死亡（「始死」または「初終」）直後から始め、殯（掩攢宮）と葬儀、そして虞祭などの過程を経てその神主を太廟に安置（「耐廟」）して一應の喪葬儀禮を終えるまで、宋禮の基本的な流れを把握し、またそれぞれの段階に存在する儀禮の時代的な特徴についても包括的に分析してみたい。宋禮の展開過程の一つの連續する流れとして把握した試みは未だ存在しないので、本文はその基礎作業としての意味を果たすことを期する一方、時代的な特性を考えるうえでは、宋禮のどの部分が傳統の踏襲であるのか、あるいは新機軸であるのか、についても明らかにすると思われる。

宋禮に關する單一かつ體系的な禮書が現存しない狀況で、その分析のための最も重要な史料は『宋會要輯稿』（以下、『宋會要』と略稱す）禮二九 歷代大行喪禮上である。『續資治通鑑長編』（以下、『長編』と略稱す）は關連記事の比重が大きなく、『宋史』も内容に節略が多い。また、『宋會要』には數奇な運命を辿った徽宗と欽宗の喪葬儀禮は載せられておらず、それにつづく同書禮三〇 歷代大行喪禮下には南宋皇帝の儀禮が載せられているが、これまでを含めるのは分量が膨大で検討の対象から省いた。南宋では皇帝が讓位する現象が引き續き、先帝の死亡が嗣皇帝の即位より隨分後のことになったのも、この問題を北宋と一緒に取り扱い難くする。

宋禮を分析する上で、『宋會要』の他に見逃せないのが唐の『大唐元陵儀注』（以下、『儀注』と略稱す）である。最近その價值が注目され研究が大いに進んだ『儀注』については、まず來村多加史氏の勞作が發表されており、またその後は金子修一氏を代表とする共同研究班の成果が『大唐元陵儀注新釋』（以下、『新釋』と略稱す）として公刊され、唐はもちろん本稿のような宋禮の研究にも裨益する所が大きい。唐の代宗の喪葬儀禮の指南として作られた『儀注』は散逸して残らず、現在みることができるのは『通典』に引用された部分を集めて復元したものであるが、これを通じ本來の骨格や内容は概ね把握できる。これに比べ、専門の儀禮書ではない『宋會要』は、各皇帝の國恤が發生する度に編集された喪葬儀禮の内容を中心に、必要な儀禮の準備や執行をめぐる宋朝での議論などが採録され、むしろこれらが史料的な價值を高めている。また『宋會要』の場合、個別儀禮の具體的な内容は、時によって省略あるいは縮約されたりするものがあるが、その基本的な内容は多くの所で『儀注』に似ているように見られる。こうしたことから、兩者は相異なる王朝の禮書にも拘わらず、相互に補足できる要素を少なからず含んでいる。『宋會要』で不足する儀禮の記述については『儀注』を通じ類推できる所があり、逆に儀禮の手順に集中した『儀注』にはその制定をめぐる背景や議論などが省略されているので、これらは『宋會要』からその行間を読むヒントが得られることがある。

『儀禮』もまた宋禮研究に不可缺の典據である。『儀禮』は中國王朝禮法の根源として後代に及ぼした影響が多大であり、『儀注』と宋禮の喪葬儀禮にも例外ではない。『儀禮』は『儀注』と宋禮を系統的に理解するための必須の参考書である。このような理由で、本稿では『儀禮』及び『儀注』との比較を通して、『宋會要』だけでは難しい宋禮の背景や傳統を探りだし、そこから時々現れてくる内容上の異同がそのまま宋禮の主な特徴につながることを確認することにした。『儀禮』と比較する方法で皇帝の喪葬儀禮を理解しようとする試みは、窪添慶文氏による後漢王朝の「大喪」に關する分析で既に見え、その後『新釋』⁸⁾が随時『儀禮』を引用して参照したことはむしろ自然なやり方であったといえよう。

とはいっても、『儀禮』や『儀注』の複雑な内容を宋禮と直接比較するのは簡単なことでなく、一篇の論考で解決できるものでもない。そのために、本文では次のようないくつかの〈表〉(一―三)を利用してこの問題に接近することにした。つまり、『儀禮』や『儀注』に載っている多様な儀注にはそれぞれの名前(節目)がつけられており、これらは勿論本文の内容を反映するものであるから、それらを内容順に並べた〈表一〉と〈表二〉を互いに比べて異同を論じ、さらにこの手法を同じく宋禮(〈表三〉)にも適用することである。この方法が禮書間の相互比較に一定の見通しを與えることは確かであろうが、個別儀注レベルでは限界が残るのも事實で、その場合は必要に応じて内容を直接比較することが求められる。『儀禮』については西岡弘氏と池田末利氏などの譯註を含めた詳細な研究が既にあり、〈表一〉⁹⁾は特にこれらを参照して再構成したものであり、また『儀注』にもとづき唐代宗皇帝の喪葬儀禮についてまとめた〈表二〉の内容は、『新釋』を中心として來村氏の研究をも参考にして整理したものである。以下宋禮の具體的な分析に入る前に、これらの〈表〉に現れた各禮書の喪葬儀禮の主な特徴をまず指摘し、その上で宋禮の流れの大綱をまとめた〈表三〉の基本的な性格についても豫め觸れ、次章からの考察の事前準備としたい。

〈表一〉『儀禮』喪葬儀注の構成（西岡弘・池田末利、前掲書の整理内容に據る）

	日次 (又は行事名)	儀注（又は節目）
士喪禮	1 日	(1) 始死・復 — (2) 楔齒・綴足・奠・帷堂 — (3) 使者赴君 — (4) 尸在室主人以下哭位 — (5) 君使人弔襚 — (6) 親者・庶兄弟・朋友襚 — (7) 爲銘 — (8) 沐浴・飯含之具陳於階下者 — (9) 襲事所用衣物陳于房中者 — (10) 沐浴・飯含之具陳於序下者 — (11) 沐浴 — (12) 飯含 — (13) 襲 — (14) 設重
	2 日	(15) 陳小斂衣 — (16) 饌小斂奠及設東方之盥 — (17) 陳小斂經帶 — (18) 陳牀第夷衾及西方之盥 — (19) 陳鼎實 — (20) 小斂遷尸及主人主婦袒・髻髮・免・髻・襲經 — (21) 小斂奠及代哭 — (22) 小斂後致襚之儀 — (23) 小斂之夜設燎
	3 日	(24) 陳大斂衣奠及殯具 — (25) 撤小斂奠 — (26) 大斂 — (27) 殯 — (28) 大斂奠 — (29) 大斂畢送賓送兄弟及出就次之儀 — (30) 君臨視大斂之儀
	4 日	(31) 成服
	4 日～葬前	(32) 朝夕哭奠 — (33) 朔月奠及薦新
	葬前	(34) 窆宅兆 — (35) 視椁視器 — (36) 卜葬日
既夕禮	啓殯前日	(1) 請啓期
	啓殯日	(2) 豫於朝廟陳饌 — (3) 啓殯 — (4) 遷柩朝祖 — (5) 薦車馬設遷祖之奠 — (6) 將祖時先載柩飾柩車
	葬前日	(7) 陳器與葬具 — (8) 還柩車設祖奠 — (9) 國君贈禮 — (10) 殯贈奠賻贈及代哭爲燎之事
	葬日	(11) 葬日陳大遣奠 — (12) 將葬重出車馬苞器以次先行鄉壙 — (13) 讀輓讀遣 — (14) 柩車發行及君使贈之儀 — (15) 窆柩藏器葬事畢 — (16) 反哭於廟於殯宮出就次於是將舉初虞之奠矣 — (17) 略言葬後儀節及祭名
士虞禮	(初虞の場合)	(1) 陳虞祭牲酒器具 — (2) 主人及賓自門外入即位 — (3) 設饌饗神是爲陰厭 — (4) 迎尸安尸 — (5) 饗尸九飯 — (6) 主人獻尸并獻祝及佐食 — (7) 主婦亞獻 — (8) 賓長三獻 — (9) 祝告利成尸出 — (10) 改設陽厭 — (11) 禮畢送賓
士虞禮 末尾の 記文	卒哭	/
	小祥	/
	大祥	/
	禫祭	/

第二節 『儀禮』・『大唐元陵儀注』・宋代皇帝

喪葬儀禮の基本構造比較

『儀禮』の喪葬関連の部分は士喪禮、既夕禮、士虞禮の三篇が中心をなし、各篇はその中に多数の個別儀注を含める。(表一) 西岡氏は複雑なこれらの関係をまとめ、結局『儀禮』は「殯と葬とから成る複葬の形を取っており、士喪禮はその第一次葬ともいべき殯を中心とした死體處置の禮であり、既夕禮は葬を中心とした第二次の葬禮である⁽¹⁰⁾」とした。「屋内葬」ともいわれる殯は、葬地に正式に埋葬される以前に屋内(殿中)で遺體を一時仮置きする状態に入ることから、このような見方が出ている。殯はそうした「死體處置の禮」の一先ずの最終的な結果であるといえる。西岡氏が續けて、「葬禮の中心はこの殯と葬と虞にありと考えるとところから、『儀禮』はこれを士喪・既夕・士虞の三禮に分かつて述べたと思

われるが、筆者は士虞禮は葬後直ちに行なわれる附隨的儀禮であり、死者の靈に對する考え方からいえば、殯と葬と耐の三者が葬禮の中心であると考え¹²⁾る。」と述べた觀點も参考になる。ただ、これは『儀禮』に對する説明であり、禮の運営における時代的な特色は時々現れるので、『儀注』はともあれ、宋禮では虞祭の比重が大きくなり「附隨的」といえないことは後述する如くである。

このように「殯―葬―虞」の内容順に編輯された『儀禮』は、士の禮として「三月而葬」（禮記）王制」という原則に立っており、また葬儀に關する既夕禮は勿論、士虞禮までが葬日に家に返って行かう一連の儀禮であるから、〈表一〉の大部分は初喪から數え三ヶ月を越えない範圍で實行される儀禮であるといえる。ただしこの場合、『儀禮』が儒家で理想視される三年喪制を前提にしたことは當然であり、したがって喪葬儀禮も「殯―葬―虞」だけで終ることではないが、『儀禮』には事實上これ以降の内容が殆んど見えないという記述の偏りが存在する。すなわち、『儀禮』士虞禮の末尾には本文とは異なる別の形式の「記」文を付け、虞祭以後の行事である「卒哭」と「耐祭」などについて簡略に言及した後、その最後の文として、

一年が過ぎて小祥をし、この時は、此の常事（＝祥事）を薦む、という。また一年が過ぎて大祥をし、この時は、此の常事を薦む、という。大祥より一月を過ぎて禫をする。

葬而小祥、曰薦此常事。又葬而大祥、曰薦此常事。中月而禫。

と記した。死亡から一二ヶ月（すなわち、一三ヶ月目が始まる月）に小祥（練祭）があり、またその後一二ヶ月が経って（すなわち、二五ヶ月目が始まる月）大祥が訪れ、さらにそこから一月を越え（中月）¹³⁾「除服の祭」である禫祭によって脱喪する、という短文をもって三年喪を行うべきことを規定している。『儀禮』は士虞禮以降の儀注には獨立した篇は立てず、この一行で三年喪制を要約したのである。三年喪制を前提としながら敘述は「殯―葬―虞」に焦點が合わせられた結果、『儀

『禮』では三年喪制の形式がさほど目にとまらないので、〈表一〉の末尾にはその形式だけを付け加えて『儀禮』の性格を明らかにしておいた。

士禮としての『儀禮』を利用する時、もう一つ注意が必要な點は、天子（皇帝）の禮である『儀注』または宋禮と較べる場合、儀禮の格の不一致の問題である。かつてこれと同じ問題を認識していた窪添氏は、『儀禮』を皇帝の禮を記載した『後漢書』（卷六 禮儀下）の「大喪」と比較する際、天子について利用できる記述は斷片的であるとしながらも、「士の禮と比較してみた場合、身分差による量的質的な差は認められるものの、根本において兩者に差はないのではないかと思われる。」とし、さらにその考察の一つの結論として、「漢初はともかく、後漢代の皇帝喪葬儀禮は、多くの部分を経書に記載されている儀禮より繼承していることが明らかとなった。」¹⁴としたことがある。『新釋』に『儀注』と『儀禮』の間にも提起されうるこの問題に對する特別な説明はみえないが、『儀注』を含め宋禮でも『儀禮』との間では窪添氏の指摘するようなことがあったと考えられる。身分による分と數の差異が強調されるのが中國禮制の大きな特徴であるが、それが本質的な所まで至っていないことは、本文で試みる多様な比較を通じても表われるだろう。¹⁵

一方、〈表二〉に見える多様な儀注は、金子修一氏が『通典』で確認した『儀注』の逸文から成るものである。金子氏は『新釋』において、その逸文二九條を實際の喪葬儀禮の次第と思われる順に羅列しており、その中には「大唐元陵之制」など儀注とはいえないものも含まれているが、〈表二〉にはそれらを除いた本來の儀注だけを残した。原本の『儀注』は『通典』より詳細な儀注だったはずだが、〈表二〉の構成を一瞥して皇帝の喪葬儀禮としての基本的形式を備えていることは、宋禮との比較を通じても認められる。また、〈表二〉の「月日」の欄は各儀注が執行された日付に當り、儀注の時間關係を把握するうえ重要であるが、その中には後述するように來村氏と『新釋』の検討を経てもいまだに確定し難い所がある。

〈表二〉『大唐元陵儀注』喪葬儀注の構成

月日	關聯大事	儀 注	備 考
(大曆 14 年)	代宗死亡		
5. 21	遺詔		
5. 22	遷柩・發喪	復 — 沐浴 — 含	
5. 23	即位 (德宗)	小斂 — 小斂奠・代哭附 — 大斂	小斂と大斂などの日付には異説あり。 本文の第 1 章参照。
5. 26	殯 — 大斂奠		
5. 26?		設銘 — 懸重	
閏 5. 4		小祥變	
閏 5. 16		大祥變	
閏 5. 17		禫變	または閏 5. 18
		將葬筮宅	
8. 23	諡號進上		
		啓殯朝廟 (不詳)	
		薦車馬名器及飾棺	10/1~10/3
10. 3		祖奠	
10. 4		遣奠 — 發引	
10. 13		葬儀	合葬附
		虞祭	
12. 1		耐祭	

(『新釋』を中心に來村前掲書などを参照)

『儀注』の最も大きい特徴は、三年喪制とは全く原理の異なるいわゆる短喪制に立脚して設計された点にある。前漢文帝の時期に導入されて以後、中國皇帝の喪葬儀禮の代表的な形式となり、また唐玄宗の時、服喪の期間が二七日に調整されたいわゆる「以日易月」による短喪制は、三年喪を現実的に守れない皇帝や官吏に、變則的であるが合法的に短期間で服喪を終えることを保障し職務に復歸させる制度である。先に引用した士虞禮「記」文のうち、「碁而小祥、……又碁而大祥、……中月而禫。」という部分は、唐玄宗の遺詔に見える、

皇帝は宜しく三日にして聽政し、十三日目にして小祥し、二十五日に大祥し、二十七日に服を釋くべし。

皇帝宜三日而聽政、十三日小祥、二十五日大祥、二十七日而釋服。(『唐大詔令集』卷一一 遺詔下 明皇遺詔)

という、「以日易月」の方式に讀み替えられたものと一致する。『儀注』では、君臣がこのように短喪制によっていったん喪服を「公除」した後、殯(假埋葬)の状態で數ヶ月を待つて埋葬を迎え、さらに耐廟(耐祭)まで進められるが、(表二)その後は三年喪に関わる喪禮が一切見えない點で『儀禮』と本質

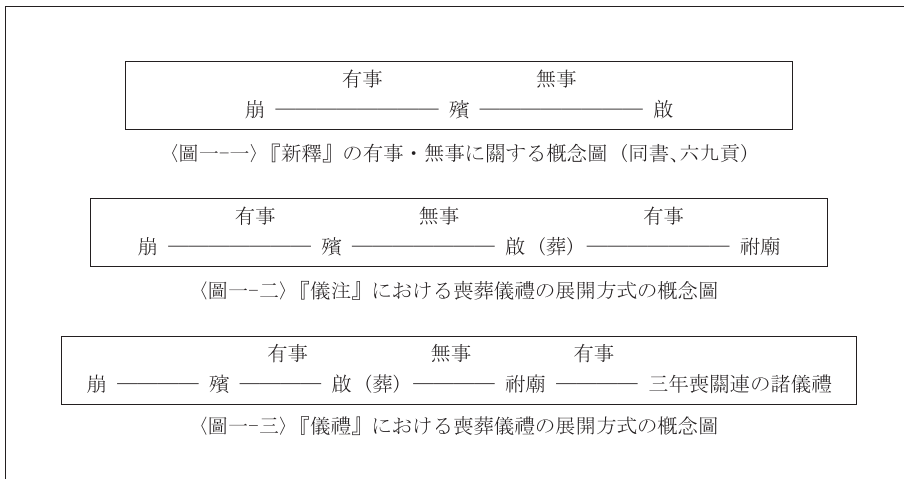
的に異なる。⁽¹⁶⁾この場合、『儀禮』（表一）で言われる「小祥」、「大祥」などはそれぞれ皇帝の崩御日から一年目、二年目の日を意味することであって、『儀注』（表二）に載っているそれと全く性格が異なることはいうまでもない。

もう一つ、『儀注』などの喪葬儀禮の構造を考えるうえで参考とすべきは杜佑の次の説明である。

此れ事無き時なれば則ち祭り、事有る時なれば則ち廢するを言う。未だ殯せざる以前は是れ事有り、既に殯して已後、未だ啓せざる已前は事無きと爲す。

此言無事時則祭、有事時則廢。未殯以前、是有事、既殯已後、未啓已前、爲無事。（『通典』卷五二 吉禮一 喪廢祭議）
代宗の喪で祭祀舉行をどのようにすべきかをめぐって問題が起きると、『儀注』の本文を『通典』に多數引用していた杜佑は、「有事」と「無事」の概念を使って喪葬儀禮の主要な局面を分けており、その分け方は特に「殯」と「啓殯」を基準としている。「有事」と「無事」は今の引用文から窺えるように先ずは祭祀の有無が基準となっているが、杜佑はその概念をさらに發展させ、喪葬儀禮の展開過程を緊張（乃至繁忙の状態）と弛緩（乃至小康の状態）の關係で捉えようとしていると思われる。「殯して已後」すなわち「無事」の期間中にも喪禮關聯の祭祀は止まるわけではなく、杜佑の言い方からも「有・無事」の概念が祭祀だけに據っているとは見られない。事實、このような見方は『禮記』に既に見える内容であり、それを杜佑が再びその通り用いたことから中國の喪葬儀禮に通用できるもので、『儀注』と性格が同じ宋禮にも適用して問題ないであろう。『新釋』もこの部分に注意し、その關係を（圖一一）のように圖示している。

「第一次葬」の完了である「殯」を先帝崩御以來の嚴重な一連の喪葬儀禮における大きな山場と見なし、またその期間全體を差し迫ったという意味で「有事」と規定し、その後これを持ち越え狀況が鎮靜すると、局面は「無事」に轉換するという認識である。そして、「無事」の状態は殯宮（攢宮）を再び啓く（啓殯）…宋禮の「啓攢宮」時まで持續し、その期間中に特別な喪葬儀禮は行われていない。また、古禮で天子は殯から七ヶ月を待つて葬禮を擧げるが、この葬禮と啓殯との⁽¹⁸⁾



〈圖一〉『儀禮』と『儀注』における喪葬儀禮の展開方式の概念圖（案）

時差があまりないように見える點から、無事の期間はそのまま待葬のそれとほぼ一致することになる。

杜佑の説明は、このように喪葬儀禮の流れを捕えるうえで意味のある見通しを與えるが、ただそこでは「有事」と「無事」の概念が啓殯以前までしか適用されていないので、その後の儀禮の展開をどう見ることができかの問題が残る。「啓殯」から葬、そして虞祭と祔廟（祔祭）へと続く一連の儀禮に對しても、そのような區別が有效なのか明確性を缺く個所が多いが、一つ意味があるのは「啓殯」より葬が再び始まり繁忙かつ緊張した局面が再現したことである。宋禮などで、啓殯の際に君臣が着用した喪服を指して「初喪の服」と言っていることは（後述）、喪が事實上もう一度繰り返されたことを暗示する。結局、「第一次葬」（屋内葬）である「殯」と、本來的意味の葬（屋外葬）を「第二次葬」とする、いわゆる「複葬」が施行された中國王朝特有の喪葬儀禮の性格から、有事も重複して現れたと理解できる。

このように啓殯より有事が再現したとすれば、『儀禮』または『儀注』における喪葬儀禮は杜佑の説明からさらに進んで、「有事―無事―有事」の形で展開したとみることができる。そうすると、次はこの二回目の有事がどこまで続くものなのかが問題となるが、まずは最初の有事を第一次葬の完

了（殯）までと見立てたように、この際の有事も第二次葬が終了する「埋葬」の時点までと限ることが妥當と思われる。ただ、これには「士虞禮は葬後直ちに行なわれる附隨的儀禮であり」とした西岡氏の説明（前述）のように、葬と深く關わる儀禮が後續しているから、これを考慮すれば有事の範圍を虞祭までもう少し伸ばすことができる。或は、虞祭には凶禮から吉禮への過渡期的な性格を有し（後述）、さらには虞祭の後にくる祔廟を契機に喪禮の性格を脱するとされるから、これらを考え合わせもつと長くみると、有事は祔廟をもつて終わるともいえることになる。本稿では暫定的に（圖一―二）や（圖一―三）のように祔廟までを「有事」とみなしたが、しかしその當否の如何が特に重要な意味をもつとは思わない。また『儀禮』の場合は、祔廟が過ぎてからその後三年喪制のための諸儀禮が回ってくるが（圖一―三）、これに對して有・無事のことを論ずることはもう意味はないであろう。

そうすると、宋禮についてはどう考えるべきか、次章からそれを検討するために（表三）をここに先に提示し、その基本的な性格についていくつか豫め觸れておきたい。

同表から読み取れる最も大きい特徴は、宋禮の構造が『儀禮』と『儀注』のどちらとも一致しない點である。一見それは（圖一―三）に似ているが、短喪制に關わる所で兩者の差異は明らかである。つまり、『儀禮』と『儀注』がそれぞれ三年喪制と短喪制を前提とした儀禮であることは前でみたが、宋禮（表三）はそのうち前の部分では短喪制を用い、後尾では三年喪制を加味した形式に従っており、二つの方式が混合されたことが分かる。これは宋朝で初めて現れた獨特の制度で、漢の文帝以後歷代王朝が採用してきた短喪制の傳統を引き續き維持しながら、一方で『儀禮』の三年喪制を取り入れ、その結果二重構造が作り上げられたのである。前例のないこの方式が宋禮で登場した經緯や背景については、葉春芳と吳麗娛兩氏の論考があり、筆者も論評したことがあるが、¹⁹ いずれにせよこの事實は、宋代に至って中國の皇帝喪葬儀禮が再編期を迎えていたことを意味する。²⁰

宋代皇帝喪葬儀禮の構造と意義

〈表三〉 北宋皇帝喪葬儀禮の主要日程（主に『宋會要』禮二九 歷代大行喪禮上に據る）

主要儀注 及び關連行事	太祖 (永昌陵)	太宗 (永熙陵)	眞宗 (永定陵)	仁宗 (永昭陵)	英宗 (永厚陵)	神宗 (永裕陵)	哲宗 (永泰陵)
崩御	開寶 9 年 10.20	至道 3 年 3.29	乾興 1 年 2.19	嘉祐 8 年 3.29	治平 4 年 1.8	元豐 8 年 3.5	元符 3 年 1.12
遺制宣布	10.20	3.29	2.19	3.29	1.8	3.5	1.12
發喪	10.20	3.29	2.19	3.29	1.8	3.5	1.12
新帝即位	10.20	3.29	2.19	3.29	1.8	3.5	1.12
大斂成服	10.24	4.3	2.24	4.8	1.12/13	3.13	1.18
掩攢宮(殯)	11.1 (?)	4.6	3.4	4.23	2.3	3.22	2.5
小祥	11.3	4.11	3.1	4.12	1.20	3.17	1.24
大祥	11.17	4.25	3.13	4.25	2.2	3.29	2.6
禫除	11.19	4.27	3.15	4.27	2.4	4.1	2.8
諡號進上	12.1	6.7	6.1	8.11	4.3	7.5	4.23
啓攢宮(啓菽)	太平興國 2 年 4.10	10.3	9.18	9.16	7.26	9.24	7.11
發引	4.13	10.6	9.24	10.6	8.8	10.6	7.20
開皇堂	/	/	/	10.17	/	/	/
掩皇堂(復土)	4.25	10.18	10.13	10.27	8.27	10.24	8.8
虞主至京	4.29	10.23	10.18	11.2	9.3	10.29	8.13
卒哭	/	/	/	11.7	9.8	11.4	8.17
耐廟	5.19	11.3	10.23	11.9	9.10	11.7	8.19
小祥忌	/	咸平 1 年 3.29	天聖 1 年 2.19	治平 1 年 3.29	熙寧 1 年 正月	元祐 1 年 3.5	建中靖國 1 年 1.12
大祥忌	/	咸平 2 年 3 月	天聖 2 年 2.19	治平 2 年 3.29	熙寧 2 年 正月	元祐 2 年 3.5	崇寧 1 年 1.12
禫祭	/	6 月	5.29	5.29	3 月	5.12	3.19

* 先帝が崩じた日と新帝の即位日は本表のようにすべて一致するが、この關係が仁宗と英宗、そして哲宗と徽宗の間では多少不分明な點がある。しかし『長編』（卷一九八）によれば、仁宗の死亡時點は丙夜（夜一時～翌日一時）であり、哲宗も「夜漏未盡」（卷五二〇）、すなわち夜明け頃と見られるので、いずれも同日のことと判斷される。『宋會要』と『宋史』はこれらを共に同日のことと扱っている。ただ太祖と太宗の場合は、『長編』（卷一七）が死亡を二〇日（癸丑）、即位を二一日（甲寅）とそれぞれ比定したのに對し、『宋會要』と『宋史』は兩者を共に二〇日の事と見ている。もしこれを『長編』に従うことにすると、宋禮では死亡と即位の日付が一致しない例外的な事例となるが、『宋會要』を中心に纏められた本表ではさしあたりこの場合についても同じく二〇日としておく。

* 太祖の場合は全般的に關連史料が乏しく、その小祥、大祥、禫祭などの日付は太祖の遺制に見えるだけである。掩攢宮も同じであるが、これは『宋會要』禮二九-二 太祖に「（開寶九年）十一月一日、帝不視朝、羣臣奉慰。自是至耐廟、冬至、朔望皆然。」という内容を通じ判定した。

* 大斂成服は「大斂」と「成服」の相異なる二つの内容からなる儀禮で、宋代にはこれがすべて同日に行われたが、英宗の場合のみ例外である。

* 『宋會要』禮二九-六四 神宗 元豐八年九月二十三日「敢塗前一日、群臣哺臨于福寧殿。」とあるが、この「敢塗」は「啓」の字が脱落したもので、「啓攢宮」を意味するものとみるべきである。『宋會要』禮二七-七五 哲宗 元符三年七月十日にも啓攢宮の前日の記事として「啓敢塗前一日……。」とみえる。

かかる構造上の違いにも拘わらず、宋禮を構成する個別儀注の内容は、短喪制では『儀注』と、そして三年喪制では『儀禮』と基本的に相通ずるといえる。また、「有事―無事―有事」を枠組みとして展開することもこれら三種の儀禮はいずれも同じである。これを軸にその前後にくる各儀注、またはそれらを作りだす細部儀節の内容を互いに比較すると、相似するものがあれば相違するものも共存する。ただし、この三禮間の比較による各儀注や儀節の有無の事實だけをもって、該當儀注の存否を直ちに示すものと速断することはできないであろう。例えば〈表三〉では、土喪禮（表一）第一日次の儀注全と第二日次のものの多くが見えず、この點は〈表二〉においても似ているが、これで宋禮にそのような内容がもとよりなかったと見ることはできない。このことは『儀禮』と『儀注』の間でも言え、『儀禮』には「殯―葬―虞」の各段階の中に多くの儀注が含まれることに比べ、『儀注』にはそれが殆んどないが、これもまた形式上の問題に過ぎない。『儀禮』土虞禮（虞祭）に羅列された一個の儀注も、虞祭という大きい儀禮を構成するそれぞれの下位儀注（または儀節）に當たるといえるが、『儀注』にはそのような細部項目までがさらに分けて示されなかっただけである。

似たようなことで、〈表三〉の「主要儀注（及び關連行事）」の欄にある「儀注」の中には、それらの内にさらなる複数の儀注を含めているものも少なくない。「發引」と「掩皇堂」（殯）などが代表的で、これらは事實上相異なる複数の祭祀や儀注からなる「一連」の行事であるが、〈表〉の中にはそれを敢えて區切ることはしなかった。これは前で例示した「虞祭」（土虞禮）に對し、『儀禮』と『儀注』の間で現れた差異と類似する。しかし何より〈表三〉は、儀禮書の本文そのものを基に作られた〈表一〉及び〈表二〉とは形式が異なる、官文書をまとめた政書（『宋會要』）から整理された點で、相對的に編纂者の主觀による取舍選擇の幅が廣いのはやむをえない。〈表三〉はこのような限界があるにしても、宋禮の展開過程を把握する手段として利用するのに問題はないと思われるので、次章からはこれを活用して宋禮の特徴を具體的に検討していくことにする。

第一章 初喪の發生から出葬の前夜まで

第一節 初期主要喪葬儀禮の流れと特徴

皇帝の崩御で「有事」状態となった宋朝は、内外に非常措置を宣布する一方、禮法にもとづく喪葬儀禮に着手する。これとほぼ同時に新帝の即位が斷行されるが、これは遲滞のない帝位繼承が政局安定の急務であると考えられていたことを示す。そして、その即位を保證する絶對的根據として大行皇帝（先帝）の權威が利用された。國恤（國喪）が發生するたびに、遺制がまず讀まれることは前の王朝でも普通あったが、宋朝ではそれを機に、發喪（發哀）と新帝の即位が相次いで直ちに行われるパターンがみえる。神宗が崩御した當日の例を取ると、

群臣を召して班を殿庭に敘し、輔臣は制を宣べ哀を發すること殿の西階に於いてし、班を殿の東偏に移して賀を稱す。召群臣敘班殿庭、輔臣宣制發哀於殿之西階、移班於殿之東偏稱賀。（『宋會要』禮二九一五七 神宗 元豐八年三月五日）

とある。群臣の前で遺制を宣布して、皇帝崩御の事實と嗣皇帝繼承の當爲性が確かめられたうえ、喪葬儀禮の開始（發喪）が公式に表明され、新帝の即位も押し進められた。（表三）ただ、遺制とはいつでもそれは先帝死亡後に草案が作成されることが普通であったと見られるので、新帝の即位が實行されるまで急迫した時間が流れたことも事實である。⁽²¹⁾この時宣布された遺制の内容を一つ例示すると次のようである。

元豐八年三月五日、神宗は福寧殿に崩ず。遺制曰く、朕は非涼を以て大統を奉承す。……皇太子某は溫文日ごとに就き、……柩前に皇帝の位に即くべし。……皇太后は聖哲淵深、慈仁惻隱にして、先帝を輔佐すれば、宜しく尊びて太皇太后と爲し、皇后は皇太后と爲し、德妃朱氏は皇太妃と爲すべし。應^{あら}ゆる軍國の事、並びに太皇太后權に同に處分す。……喪服は日を以て月に易え、山陵制度は務めて儉約に従う。在外の群臣は止だ本處に哀を擧ぐるのみにして、

擅に治所を離るるを得ず、服を成すこと三日にして除け。應ゆる縁邊州鎮は皆な金革を以て事に従えば、哀を舉ぐるを用いず。……。

元豐八年三月五日、神宗崩于福寧殿。遺制曰、朕以菲涼、奉承大統。……。皇太子某、溫文日就、……可於柩前卽皇帝位。……。皇太后聖哲淵深、慈仁惻隱、輔佐先帝、宜尊爲太皇太后、皇后爲皇太后、德妃朱氏爲皇太妃。應軍國事、竝太皇太后權同處分。……。喪服以日易月、山陵制度務從儉約。在外群臣止於本處舉哀、不得擅離治所、成服三日而除。應縁邊州鎮皆以金革從事、不用舉哀。……。〔宋大詔令集〕卷七 帝統七〕

宋の遺制は形式の面で唐のそれに似ているが、盛り込まれた内容はより簡潔にみえる。^②そこでは、皇帝と皇太后などに權力を移譲する内容、及び「喪服」すなわち服喪すべき期日と原則を確認させる部分が最も強調され、他に儉約の勵行と「在外群臣」に對する例外的な舉哀方式の指示などが含まれるが、これらを除けば唐の遺詔ほど内容は多くない。速成で作られた事情を反映しているかのようであり、帝位の迅速な繼承で權力移譲の措置が急がれたことも、かかる遺制の意義を反映したように思われる。また、同一の空間（福寧殿）を喪葬禮の舞臺として用いながら、西側（西階）でまず「發哀」が公布され、その後東側に場所が變わり卽位の稱賀が行われたことから、暫時も空けておけない帝位に對する宋朝の觀念とともに、殿の西と東をそれぞれいわば「死者」と「生者」の空間に分割して利用する中國王朝の久しい傳統が、宋朝にも續いていたことを見ることができるといえる。『儀注』でも現れているこの構圖は、宋禮における儀禮の動線を理解するうえで重要である。

『儀注』の場合は以上の手順が二、三日に渡って取り行われ、代宗の崩御翌日（五月三日）に「發喪」があり、その次の日（同月三日）に新帝（德宗）の卽位があった。（表二）唐・宋間のこのような差異は、まず宮城の空間を利用する時の相異なる方式によるものと思われる。唐の代宗は大明宮の蓬萊殿で最期を迎え、その後、場所を太極殿に替え喪禮が始

まったから、遺體を移す時間と式次第を必要とした反面、宋では崩じた所でそのまま喪禮を連續して執行することができたので、時間と手間が相對的に減っていたはずである。唐では正殿である太極殿に移って即位を行い、その演出効果を高める狙いがあったと思われるが、宋朝のそれは先に上げた神宗の一例からも窺われるように唐より簡單かつ地味な情況が推察される。

しかし、暫時の空白期もなく嗣位した宋帝に、即位の「光榮」は最大限抑制されるべきものであり、すべての關心は喪葬儀禮の嚴守に集まり、この嚴重な事態を乗り越えなければならなかった。⁽²⁴⁾ そのため、まず喪期など服喪の原則が確認される必要がある、その上で日程に合わせた喪葬儀禮の計畫が立てられるのであるが、宋朝では國初以來二七日間の「短喪制」と「三年喪」を並行するのが原則であったから、喪期などについては形式的な議論があっただけである。⁽²⁵⁾ ただ、このような既定の喪期は大枠での原則であって、喪葬儀禮の各段階において實行された具體的な個別儀注の日取りは決して統一ではなく、度々後述するように皇帝による差異が目立つのが現實であったことも豫め斷っておく。

皇帝崩御直後の喪葬儀禮についてはそれが具體的にどう進行していたのか、『宋會要』は殆んど記載を残していない。これは皇帝の祕儀を「タブー視」した觀念⁽²⁶⁾とともに、「始死」のあとの手続きである屍體處置の細かい禮にまで『宋會要』が關心をよせなかったからだと思われる。ところが、『儀禮』などに詳しく見えるそうした遺體處置の手順（復、沐浴、飯含、襲、小斂など）を、『儀注』が多くその通り採用して記しているように、宋禮でもそれらが必須の過程であったことはいうまでもない。⁽²⁷⁾ その際、『儀禮』の「飯含之具」（士喪禮（8））と「襲事所用衣物」（士喪禮（9））及び「奠」の陳設などに使われた物品とその等級などが、皇帝の格に相應しいものに代替されたことは勿論である。⁽²⁸⁾ なお、『儀禮』士喪禮で、君臣間の訃報や弔問關係を表した「使者赴君」（表二（3））と「君使人弔襚」（表二（5））は、とくに人臣の地位にある者の立場を反映した特色あるものであり、これに相當する部分が『儀注』にないのは、獨尊の皇帝の立場からしてむしろ

ろ禮法に適うものと思われる。ところが、宋禮では『儀禮』に類似するものとして、訃告の使者が國外に送られている現象が常に見える。宋朝では、國初から皇帝の訃報を契丹など隣國に知らせる慣行が中國王朝で初めて現れたのであり、これは勿論質的に同一なことではないが、形式の面で『儀禮』士喪禮の(3)と(5)に似た形を帯びている。(表三)にはその内容が反映されてはいないものの、宋朝が皇帝の死を機に契丹を始め西夏など外國と訃告を互いに交換し始めたことは、宋禮は勿論、東アジアの君主喪葬儀禮における一つの重要な要素を占めるようになる。

宋禮の初期段階の數多い儀注のうち、『宋會要』が事實上その儀禮の名前を名指しして初めて呼んだのは大斂からであるが、これもまた儀禮の内容そのものより、それが占める政治的な意味のためと見られる。襲と小斂などを経た遺體をさらに「百二十稱」(『儀注』の場合)の衣で包んで入棺する大斂は、本來喪葬儀禮において一つの劃期の意味があり、宋禮で喪主(皇帝)以下はこの次第を終えれば初めて完成された喪服を着るようになる。⁽²⁹⁾唐の新帝がこの時をめぐりに即位したのもそのような意味を反映すると思われる。つまり、唐朝で皇帝の即位は「大斂または殯の時に行われる」ことが普通であり、代宗を繼いだ德宗も先帝の死亡から三日目に、「大斂の最後に大行皇帝の遺體を梓宮に納めてから行われた」⁽³¹⁾いわゆる「柩前即位」⁽³²⁾をしている。

宋朝ではこれと違って大斂が成服とほぼ同時に實行された點に注意が必要である。「大斂成服」という用語もこの時初めて出現して一般化しており、これは『儀禮』⁽³³⁾以來の傳統的な儀式のやり方に變化が生じたことを意味する。『儀禮』では「成服」が大斂の翌日(死去の四日次)⁽³⁴⁾に行われ、兩者の分離が明らかであり「大斂成服」の言葉はなかった。『儀注』の場合も成服は殯を終えてから行われており、⁽³⁴⁾したがって大斂と三日ほどの距たりがあったので、(表二)「大斂成服」の言い方もあり得なかった。以前に比べその方式や意味が大きく變わった宋朝において、「成服」が大斂と時を同じくして行われたことは、「死者の服裝」の完了を意味する「大斂」と「服喪者の服裝」の完成、すなわち「成服」の完了時點

を一致させ、全體的に喪葬儀禮に一段落を期する意圖があつたものと推し量られる。宋朝で見合わせられていたものを含め、諸種の措置が「大斂成服」を待つて取られたことは、その時が大きい劃期であることを暗示する。⁽³⁵⁾

こうした意義をもつ大斂成服の實例が『曾公遺錄』（卷九 元符三年正月乙酉）に見えるのは注目される。それは、哲宗朝の宰臣であつた曾布自身が、哲宗の喪葬儀禮に直接關與して目睹した内容を日記の形式で残した一部として、『宋會要』では得がたい生々しい臨場感が伝えられる。

福寧に赴きて臨す。退きて又た同に梓宮を觀るに、皆已に備具し、已に門の北の庭下に徙置す。時を俟ちて福寧に入り、權に丙地に措く。巳時五刻に至り、垂拱に赴き、大斂を俟つ。斂するは午時一刻を以てし、未時に至り乃ち畢わる。……福寧に入りて哭奠し、班を移して皇帝を慰め訖わり、内東門に詣りて名を進め、皇太妃、皇太后、皇后を慰む。申時六刻に至り垂拱に赴き、八刻に成服し訖え、福寧に入りて庭下に擧げて哭し、皇帝は禮を行ひ訖わる。上は香を燒き、宰臣は酒を進め、給事中は祝頌を讀む。……簾垂れ、班を移して東序に詣り、皇帝を慰め、群臣は皆哭慟し、上も亦た號泣す。退きて内東門に赴き、名を進むること前の如くし、百官出づるに、已に昏暮す。

赴福寧臨。退又同觀梓宮、皆已備具、已徙置門北庭下。俟時入福寧、權措丙地。至巳時五刻、赴垂拱、俟大斂。斂以午時一刻、至未時乃畢。……入福寧哭奠、移班慰皇帝訖、詣内東門進名、慰皇太妃、皇太后、皇后。至申時六刻赴垂拱、八刻成服訖、入福寧庭下擧哭、皇帝行禮訖。上燒香、宰臣進酒、給事中讀祝頌、……。簾垂、移班詣東序、慰皇帝、群臣皆哭慟、上亦掩面號泣。退赴内東門、進名如前、百官出、已昏暮。

冒頭は、大斂のために式場の外にあつた梓宮が、この際に初めて福寧殿に運ばれる様子について記す。製作がすでに完了し、どこかに保管されていた梓宮が搬入されたのであるが、これは『儀注』の「大斂」條にも見える、梓宮が西階を通して殿上に運ばれる場面に似ている。哲宗の大斂は午時一刻（午前一二時四分頃）に始まり未時（午後二時頃）には終わる

ことであった。臣僚は儀式のために巳時五刻（午前一〇時一二分頃）から垂拱殿で待機しつづけ、大斂が終わると福寧殿に入って哭奠し、また皇帝を慰めた。大斂の際、臣僚が現場ではなく隣の殿で待っていたのは、先帝の大斂の場面を遠慮した禮法であろう。つづいて成服は、曾布が申時六刻（午後四時二六分頃）に垂拱殿に入って申時八刻（午後四時五五分頃）に終わったから、三〇分ほどしかかからなかったことが分かる。着替えが主な内容であったから行事は比較的短かったといえる。また成服の場所は、臣下らの場合垂拱殿であることが再び確かめられるが、皇帝は他の例で福寧殿の東楹で「成服」したことが見えるから、（後述）この時も同じであったと思われる。臣僚らが成服を終えた後、福寧殿に入り皇帝を慰め、さらに内東門で皇太后らに對する慰撫までを終えれば、時間は「昏暮」になっている。

以上で、大斂と成服は二時間半くらいの時差がある同日の連續行事であり、したがってこのことを背景に「大斂・成服」の用語も既に指摘したように宋朝で初めて現れたといえる。また、大斂・成服の時間との關係を考えると、それには一應決まった時刻が利用されているように見えるが、そうするとその時刻は特別な意味が付與されたものか、また宋朝で哲宗以外の皇帝の場合においても同じであったか、なども重要であるが實狀は決め難い。

一方、宋の新帝が、大斂を待つことなく先帝の崩じた日に即位したことはすでに強調したとおりである。皇帝の即位と無關係になった宋の大斂は、唐よりもっと遅れ先帝の死後五日目の場合が多く（太祖、太宗、眞宗、英宗、九日目の例（仁宗と神宗）もあった。（表三）事例間のばらつきが目立つが、結果的に宋の大斂は「七日大斂」という古代天子の禮法（後述）に近似した観がある。またそうすると、このことから、宋帝の即位は遺體がまだ棺（柩）に入れられていない状態で進められたという推論が成り立つ。「柩前即位」は宋帝全ての場合で確認され、また彼らが何より先帝の死亡當日に即位した事實を考慮する時、當時の喪葬儀禮の日程に照らし、遺體はまだ入棺されていない状態にあったとみななければならないからである。「柩前即位」の演出のためにいったん棺に入れられた遺體を、その後再び取りだし小斂などを行うこ

とは考えられないであろう。慌ただししい皇帝崩御の當日、正式の柩は未だ殿の西階に準備さえされていない状況であったに違いないから（後述）、殿上の東側で進行された宋帝の「柩前即位」が本當に「柩」の前で行われたとすれば、その柩は臨時のものであり、しかも空いた状態にあったと思うのが自然であろう。⁽⁴¹⁾ 或いは「柩前即位」が北宋七帝全員に對し、先帝の遺制を通じ命じられている形にはなっているが、その即位が實際に柩の前で行われたことを描寫する史料が見當らないことから、實の所それは守られなかったのであり、よつて遺制の「柩前即位」を形骸化した慣行的な表現に過ぎない、⁽⁴²⁾ という考え方もあり得るかも知れない。

「有事」の頂點であり、最後の段階に當たる掩攢宮（殯）でも宋禮の特色が現れる。本來、殯は大斂で屍が納棺されると、それを豫め掘つておいた殯（坎・穴）に假安置（假埋葬）し、その周圍を積み圍んだ木に泥を塗ることであり、その場所が殯宮である。⁽⁴³⁾ 漢の場合、皇帝は士禮と異なり殯を掘らなかつたとされるが、これが『儀注』ではどうであったか、來村氏と『新釋』などの説明は見當たらない。⁽⁴⁵⁾ 宋禮ではとくに攢宮（殯宮）の形式に言及した記事が一切見えないが、これも傳統的な禮法にしたがい漢以來の様式と大きい差異はないと思われる。⁽⁴⁶⁾ こうして攢宮が完成して「屋内葬」が終われば、數ヵ月後に「屋外葬」の時が訪れるまで長い「待葬」の状態がつづくが、宋朝ではこの出葬までの「暫停」期間をも含め「殯」と稱した。また、『宋會要』など宋の史料に殯宮は「攢宮」と書かれる例がもっと多く、殯を行うことを「掩攢宮」と呼んだ。⁽⁴⁷⁾

さらに、「殯」は大斂と同日に行われた故に「斂」に含まれる意味で理解されることもある。⁽⁴⁸⁾ 士喪禮の三日目に見えるように大斂と同日に殯が續いており、⁽⁴⁹⁾ 天子に對し「七日大斂」⁽⁵⁰⁾ とか「七日而殯」（『禮記』王制）との説明が同時に存在するもののためと思われる。ところで、これが『儀注』では大斂と殯の區別が比較的明らかに明らかとなり、兩者間に三日ほどの時差があるのを見ることができる。（表二）この時差が発生した理由と關連して、『新釋』は『儀注』が「代宗一人に

關わる便覧ではなく一般的皇帝の即位儀禮の典範として纏められたので、必ずしも現實の日程に對應しなかった。」とする一方、「攢宮の完全に出来上がったのが（五月）二十六日であった。」⁽⁵¹⁾として、攢宮の完成が遅れたことを挙げている。『儀注』では殯が終わってから「大斂奠」が舉行されたように（表二）、大斂と殯が連續線上で扱われた感は相變わらず存在し、兩者の時間的な距離も接近したほうである。したがって唐では、まだ「有事」の状態が完全に終わらなかった所で、そして棺をそれ以上は見る事ができなくなる殯の直前である大斂の段階で、新帝の即位が「柩前」で舉行されたと解される。

これに比べ、宋の掩攢宮（殯）は皇帝による差はあるが、大斂との時間的距離が『儀注』より遠ざかり一〇日前後に達する事例までみえる。これで掩攢宮が『儀注』よりもっと獨立した一つの過程（儀禮）として、「有事」の最後の位置にくることになったといえる。そして、大斂で大行皇帝の遺體入棺は完了したものの、掩攢宮の手続きはまだ残っている状態であるから、それを終えるまで宋朝における「有事」の状況はなお當分續いていた。

第二節 喪禮の空間に関する問題

「有事」の期間中に行われた数々の宋禮は全てが福寧殿という同一空間の内で續いていた。そして「有事」が終わり「無事」の状態になっても儀禮の主舞臺は變わることがなかった。集英殿が發引の際に葬地に運ばれる先帝の遺品を保管する役割を果たし、⁽⁵³⁾ また皇儀殿（滋福殿）が契丹使の弔慰の場所として利用されたりしたが、⁽⁵⁴⁾ これらは補助的なもので、初喪から發引に至る間に喪葬儀禮の中心は一貫して宮城の正寢である福寧殿であった。⁽⁵⁵⁾ 梓宮が「室」とか「堂」または「楹間」などへとその置き場を必要に応じて變えられることはあっても、それはすべて福寧殿の殿上でのことであった。こうして、梓宮が「西階」に用意されている攢宮に最終的に位置を決めると（掩攢宮）、「有事」は「無事」へと状態を變

えていくが、そこからさらに數ヵ月が過ぎた發引日に梓宮はいよいよ殿庭に降ろされ、宮城の正門（宣德門）を經由し葬地向かうことで、初めて喪葬禮の空間は変わる。

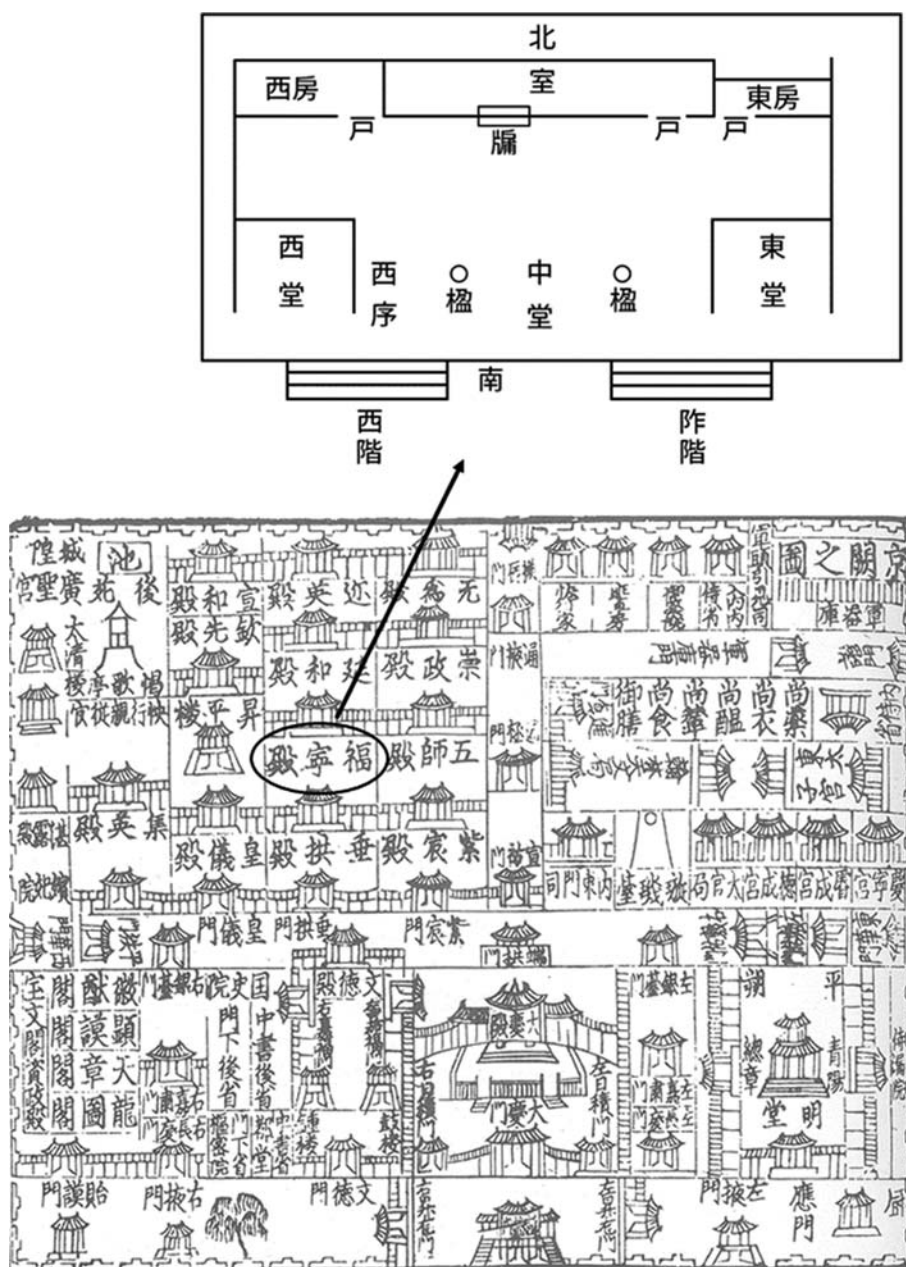
宮城の一角で宋帝の起居などの場所として利用された福寧殿は、北宋一代に萬歲（國初）、延慶（眞宗時期）、福寧（仁宗以降）などとその殿名を變更していたが、いずれも同一の空間である。死期が近づくと「正寢」に遷居する古禮に倣い、宋帝は他處にいる間にも病勢が危重になると居所をここに移し臨終を迎えた。⁽⁵⁶⁾ 宋帝の死亡の場所でありながら喪葬儀禮が集中的に行われたこの場所を、本文ではその殿名の使用期間が最も長かった福寧殿と通稱する。

しかし、福寧殿で進行した宋禮の初期の状況については史料に殆んど見当たらず、福寧殿の内部構造に言及した記事は一層見いだし難い。そこで、ここでは試みとして〈圖二〉を用い、福寧殿内部の状況に關する若干の問題を立體的に推察してみたい。〈圖二〉は清代の黃以周による『名物圖』から轉載されたように見られるもので、西岡氏はこれを利用して「有事」直後の状況を説明しており、また『新釋』に載せられた「大斂圖」（同書、一三三頁）もこの圖を參考に描かれたものと思われる。中國歷代王朝における宮殿の基本的な構圖は大きくは變わらないと思われるので、〈圖二〉は福寧殿で展開した喪葬儀禮を理解する上でも參考になる。このような見方で士喪禮の初期段階の状況をみると、まず「（死者を）北墉の下で東首し、牀を廢して卒した屍を、牀に遷し、南牖のもとに移し、南首させる」⁽⁵⁷⁾との手順が最初にあり、その後のことについては子游が要領よく纏めた喪禮の記事が『禮記』檀弓にみえる。

牖下に飯し、戸内に小斂し、阼（東階）に大斂し、客位に殯し、庭に祖し、墓に葬むるは、遠きに即く所以なり。故に喪事は進む有りて退く無し。

飯於牖下、小斂於戸内、大斂於阼、殯於客位、祖於庭、葬於墓、所以即遠也。故喪事有進而無退。（『禮記』檀弓上）

おおよそこのような順に喪葬儀禮は進んでいった。これらの場所順に番號をつけると、①北墉（東首）―②南牖（南首）



〈圖二〉 中國古代喪葬儀禮的空間構圖（上）（西岡、前掲書、一一二頁より）

〈圖三〉 北宋東京宮城圖（下）（『事林廣記』元刊本より）

飯)―③戸内(小斂)―④阼(大斂)―⑤客位(殯)―⑥庭(祖)―⑦墓(葬)のようになる。

唐と宋の皇帝喪葬儀禮でもこのような動線は大枠で大差がなかったと思われるが、ただ各儀禮が執行された場所の面では異なる所があるようにみえる。とくに『儀注』との比較を試みれば、主に戸内(室内)を中心とした『儀禮』の空間は堂へと變化している。⁵⁸⁾つまり『儀禮』では、①、②、③が共に北墉と南牖など「戸内」を場として復、沐浴、含などを含めた小斂までの次第を終えてから後、初めて堂に出て大斂に移行したのに對し、『儀注』ではすでに「復」の場所として堂がその舞臺になっていたと見られる。『儀注』の「小斂」に「主衣は先ず所司を率い小斂の衣十九稱及び絞と袞を殿の中間の東席上に陳べ、……」⁵⁹⁾とあり、それより前の「復」の所でも、「まさに太極殿内に復せんとするに、……既に復すれば、すなわち御床を殿内の楹間に設け、……」⁶⁰⁾とある。少なくとも復より以後の儀禮は堂寄りの「楹間」で行われたと見られ、また復の地點とされる「(太極)殿内」も堂の内を意味するものと思われる。このように見てくると、代宗の遺體は初終直後の大明宮では事實上特別な處置を受けることなく移動を待機するだけであつて、その翌日に太極殿に運ばれて初めて復からの手続きを踏んでいったことになる。『儀注』に見るこのような『儀禮』との差異は、變化というより天子の禮を執行する上で士禮より廣い空間が必要であつた現實からくるものと思われる。百二十稱の衣を布置した上で實行される天子の大斂などはいふまでもなく、その前からあつた沐浴、小斂などにも帷幕を張り、またそれを助ける多くの人員と備品を動員したために、その空間が士禮より廣いことは當然だったかも知れない。それに、大明宮から太極殿に舞臺を變える以上、『儀注』は相對的に狭小な戸内(室内)に入る代わりに廣い堂を選んだと考えられる。ちなみに、士を對象とした『開元禮』(卷一三八 凶禮 三品以上喪之二)では、初終から小斂までが戸内(室内)で行われ、その後大斂からは堂で續く形式を見せる點で『儀禮』とその格が一致するが、唐の皇帝禮は明らかにこれとは異なる。

『宋會要』ではこのような狀況を把握することが『儀注』より難しいが、前述したように臨終の場で喪葬禮にすぐに着

手したとすれば、その儀禮も戸内から始められたと考えられる。そして、その一端を窺わせるものとして『曾公遺錄』には哲宗の小斂が「御榻」にて行われたことが見えるし、この御榻は皇帝が坐臥する時の用品であるから戸内に置かれたものに違いない。つまり、宋哲宗の小斂は室内で進められたことが認められ『儀注』とは異なっている。この時のやり方が宋禮の一般的なものだと断定することは早計に失するだろうが、結果的に哲宗においてはかつて子游が「小斂於戸内、大斂於阼。」と解説した傳統的なやり方に通じる。また、小斂の時點も死亡當日となっていて非常に早く、これをもって他の宋帝のことを推定することは速断であろう。

空間と關聯して不明瞭なことが多い宋禮の中で、比較的明白なのは福寧殿の西側と東側が互いに分離され、それぞれ性格が全く異なる用途に使われた事實くらいである。西側は攢宮が位置する死者の居場所であり、それに對し東側はいわば現世の空間として新帝の即位を含め、喪葬禮に參與する者たちが事前にここに集まって待機していた。よって、梓宮の福寧殿の昇降は殿に付屬した西の階段を通して行われ、生者である君臣が哭禮や祭奠を行うためには必ず「阼」、すなわち東階から上がって先帝の空間へ進んだ。

西の方を殯の場所として用い始めたのは周代からであり、唐と宋の方式はこの傳統に繋る。⁽⁶²⁾ 來村氏もこの點を参考に、「唐禮は原則的に周禮を繼承したため、西階の上に殯する作法をとった。」⁽⁶³⁾と説明する。これに對し大斂の實行場所が反對側であつたことは注意を引く。前引した子游の言葉も周の禮を論じたもので、その中に「大斂於阼、殯於客位」といつていることには特別な意味合いが盛り込まれている。つまり、主人と客が東と西に各々席をとる「主東客西」の傳統的な方位觀念に照らせば、死者（客）の大斂は西の方で行うべきであつたが、これが殿の東側（阼）で進められたのは喪主の哀惜の念を反映し主人がまだ替っていないこと、⁽⁶⁴⁾すなわち死者があい變わらず主人であることを示すためとされる。したがって、その後殯の場所が西階に變わつたことは、いよいよ主人の死が認められ「客」として扱われたことを意味する。⁽⁶⁵⁾

ところが、『儀注』の大斂は、『新釋』（二三三頁「大斂圖」）によれば阼ではなく兩楹で實行されたことになっており、これは周以來の傳統から外される。『新釋』の見方も推定とみられるが、東の端に寄った狭い阼より中央邊りの廣い場を擇ぶのが儀禮の進行にはもつと適切であつただろう。とすると、宋禮の場合はどうであつたかとなれば、これも一切の手がかりが見いだせないだけに、さしあたり『儀注』のような理由で兩楹と考えておきたい。士喪禮が「阼」を大斂の場所と定めたのは、士という身分に照らしてさほど廣くなくても問題がなかったとすれば、宋禮ではやはり廣い中央の方が都合がよかつたと見られる。大斂の狀況に關するほゞ唯一の記事である、「大殮し、帝は福寧殿の東楹に成服し、群臣は垂拱殿門の内外に成服す。」⁽⁶⁶⁾という内容からしても、殿の東側は帝など「生者」の儀禮のための準備空間として使われているので、當時の大斂は東楹から多少距離を保つた「兩楹」の間に梓宮を置いたうえで實行されたと見られる。

ちなみに、福寧殿の東側は史料に「東楹」または「東序」と書かれることがある。「輔臣による宣制と發哀が終ると、班を移し皇帝に謁見し、殿の東楹にて稱賀し、また奉慰した。」⁽⁶⁷⁾という「東楹」と、「眞宗が崩じ、仁宗が即位した。……二十一日、羣臣が臨に入り、東序にて帝にまみえた。」⁽⁶⁸⁾との「東序」が一緒にみえるが、兩者は大體同じ所を指すと見受けられる。序は本來「堂の東西の牆」⁽⁶⁹⁾を指し、〈圖三〉からもそれらは相接する關係にあるので、楹と序は史書の觀點によつてどちらとも呼ばれるもののように思われる。また、『新釋』の「大斂圖」には〈圖三〉の「東楹」と「西楹」の隣にある「東堂」と「西堂」が見えないが、福寧殿にはいま引いた二例のように序があつたとすれば、その隣には堂のような別の空間があつたかも知れない。

第三節 出葬を待ちながら

(一) 多様な準備の概況

掩攢宮の山場を越えると朝廷の人びとはいったん安堵したはずである。皇帝はそれ以前にも群臣を呼び、先帝の肖像と一緒に觀て回顧したり、⁽⁷¹⁾或いは先帝の遺物を群臣などに分けて下賜する「忙中閑」の動きも見せていた。しかしその一方で、出葬の準備が殯の前から既に始められ、掩攢宮(殯)以降半年以上続く「無事」の期間には本格的に着手された。山陵に梓宮を運んで埋葬する事實上「二回目の葬禮」(第二次葬)を中心に、葬後も続く各種の祭祀や耐廟までを考慮した備えが必要であつた。

全國の百姓と群臣などに向けては、重要な布告や措置が國恤直後に集中的に發令され、喪葬期間中の秩序と行動を規制した。前で例示した帝位の繼承、服喪の原則、儉約の勵行、そして地域による簡素な舉哀の要求などが遺制を通じてまず公表された後、これを補う追加措置が後に續いた。宮中警戒の強化、⁽⁷²⁾諸道への訃告と新帝即位の告諭、⁽⁷³⁾群臣の入臨と群臣・百姓の舉音規定(後述)、そして婚姻と音樂などの制限などに至る多様な内容が現實的に必要であつた。⁽⁷⁴⁾

出葬には發引の準備や山陵(陵墓)の造營が最も重要であり、それを推進するために、宋朝は専門の擔當官や責任者を選任しておき彼らを督勵した。唐代以來のいわゆる「山陵五使」が任じられたのであり、宋朝も國恤の度に同種の官員を任じて對應していた。その總責任者として山陵使、關聯儀注の制定と檢討に當たる禮儀使、扈從の責任を負う鹵簿使、儀仗を擔當した儀仗使、そして道路や交通を點檢する橋道頓遞使などがそれぞれである。⁽⁷⁵⁾

さらに、靈駕を始めとする各種の運送手段、諡號、廟號、陵號、哀・諡冊寶、⁽⁷⁶⁾御容、挽歌など多様な器物や稱謂などの製作または制定が要求された。(後述) 大部分は遅くとも啓攢宮がある前には用意され、それ以降の諸儀禮で用いられることになり、葬地まで運ばれて行かれるものであつた。これに加え、山陵まで長距離を移動する靈駕扈從に必要な人力と、

大規模な鹵簿、及び儀仗隊の動員や組織が必要であり、葬地の選擇と檢證（後述）、そしてその造成にかかる人力と費用の問題などが解決されなければならなかった。皇帝が即位すると、いわゆる「壽陵」の建設に直ぐ着手した戰國時代以來の慣行がなくなった宋朝では、皇帝の死亡を待つて陵墓の建設に關わる論議が始まったので、「待葬」の時間がもつと長くなったと思われるし、上に列舉した諸般の準備もこの期間を使って推進された。

ここでまた比較を要する所として、『儀禮』（土喪禮）の「筓宅兆」、「視桴視器」、「卜葬日」などに相當する内容が宋禮に見えない點について考えてみたい。『儀禮』では出葬を直前に控え、葬所と葬日を筓卜で定め、また桴（郭）と明器をも用意するための儀注がそれぞれ見えるが、（表二）後代にはこの方面の儀注が漸次消える傾向を見せる。後漢の場合は、『後漢書』（儀禮志下）「大喪」の「司空擇土造穿、太史卜日」の記事が『儀禮』の「宅兆」（葬所）と「葬日」に關する筓卜に相當する、という窪添氏の分析があるので、兩者間の繼承關係が認められる。ただ、その他「視桴視器」との關係は窪添氏も言及しておらず明確ではない。これが唐・宋になると、『儀注』には「將葬筓宅」だけが見え（表二）、土喪禮の「筓宅兆」は繼承されたが、残り二つの儀注は外されたと判斷されるし、宋禮（表三）では「將葬筓宅」まで見えなくなった點で、土喪禮の儀注は三つすべてが取り除かれたことになる。

ただし、このような外面的な比較とは別に、窪添氏がさらに後漢の事情に對し、「生前より壽陵を營む漢代の通例よりすればここで土を擇ぶことは不要のはずだが、例に定められた手續きを形式上踏むことが意味を持っていたのであろう。」⁽⁸¹⁾とした指摘は參考に値する。ここからは、唐の大部分と宋のすべての帝陵が、後漢と異なつて壽陵ではなく皇帝死後に造成された點は『儀禮』と同じであるが、しかしそれはあくまで表面的なものに過ぎず、それと無關係に「儀注」と宋禮からは「筓宅兆」など儀注の三つの部分が脱落する傾向が現れたといえる。併せて、窪添氏の指摘からは、禮制上の「建前」と「實際」面での不一致が提起されているが、これは後述するように唐の『儀注』でもいえる問題である。したがっ

て、『後漢書』（儀禮志下）「大喪」の上記三つの儀注が實行されたかは疑問が残る。

宋禮ではそれにも拘わらず、皇帝の葬地決定など實際の喪葬儀禮において、筮卜とか占術を多用したことは事實である。宋代の喪葬慣行に民間信仰的な要素が多いことはよく言われており、とくに重要な意味をもつ葬所や葬日の決定に宋朝の強い關心がよせられたことは明らかである。山陵の除草や舉哭、靈駕の發引（離宮）、下棺のタイミング、そして葬所の選定などに至るまで、喪葬關聯の諸行事を「吉日」と「吉時」に合わせ實行しようとした動きが、宋禮で全般的に見られることは後述するとおりである。そのうち、例えば哲宗の例として、「太史局言えらく、山陵に斥土するは四月四日を用て吉とす、と。之れに従う。」⁽⁸⁴⁾とあるように、陵墓建設の開始時點まで吉日を擇んで實行したことは、『儀禮』以來の傳統と一脈相通するものがあると思われる。宋禮には上記の士喪禮三つの儀注すべてが反映されていないが、それは禮制上のことに過ぎず、實際の面でその利用に積極的であった宋朝の姿勢は本文を通じて看取される。禮制と現實の間のこのような不一致は、恐らく迷信的に映る内容の儀禮が、公式の禮制・禮書からは外される必要があることからくるものと考えられる。

諡號に關する意義についても附言しておきたい。宋代皇帝の諡號問題には様々な論點を内包するが、とくに喪葬儀禮との關係の中で理解される必要がある。死者の生前の業績を追念して贈られる諡號は、中國王朝の喪葬儀禮を飾るアクセントとして長い歴史を持ち、それは埋葬または發引の時に奉讀を通じ初めて一般に公開される。⁽⁸⁶⁾周王が諸侯の葬地に使者を遣わし諡號を授與したことは前者の場合であり、後者は『後漢書』「大喪」、「儀注」⁽⁸⁷⁾、そして宋禮（後述）でその場面が演出された。ところで、喪葬儀禮の中で諡號が占める比重と意義は、『儀禮』、『儀注』、そして宋禮の間でそれぞれ差異が感じられる。まず『儀禮』では、諡號と關聯する儀注自體が発見されない點からその喪葬儀禮における比重が高くないと評價されるが、これと反對に喪葬儀禮の中で重視され、その存在感が最も大きいのは宋禮においてであるといえる。（表三）

でみると、宋の諡號は全ての場合に發引より一〜四ヶ月の前には進上されている。そして、この進上はとくに先帝の靈座の前に奉ること、『文獻通考』（卷二二七 王禮考二二）にはその儀注が「上諡冊寶於靈座前儀注」という儀注の名で載せられ、太傅と中書令などが靈座でそれを進上する次第が詳しく述べられる。喪葬儀禮の一部として見なして差し支えなからう。

一方の『儀注』では、諡號が問題として論及される場面があまり見えず、それが喪葬儀禮の中でどのような機能と役割を果たしたのか、宋禮に比べ知られることが殆どない。『儀注』では發引の日に葬地に送るために諡冊が準備されることと、哀冊が讀まれたから諡號もその中で一緒に公開されたことが推定されるくらいで、諡號の存在感が非常に薄く、靈座への進上などはその式次第があったかどうか知る由もない。そうすると、〈表二〉の「關聯大事」の欄にある「諡號進上」は『舊唐書』（卷二一代宗本紀 大曆十四年八月庚申）の「羣臣上尊諡曰睿文孝武皇帝、廟號代宗。」という記載によるものであるが、これは群臣が議定したものを朝廷へ報告したものと見られ、宋禮のように先帝の靈座に對するものではない、と思われる。⁽⁹⁰⁾ 靈座への報告があったとすれば『儀注』でもそれが儀禮として取り扱われたであろう。

この問題を考えるうえで併せて参照すべきは、五代後晉の高祖（石敬瑭）が崩じた後に、その朝廷で出された議論の一部として『五代會要』に次のように見えるものである。⁽⁹¹⁾

晉天福七年八月、中書門下奏するに、山陵禮儀使の狀に、高祖の尊號、諡及び廟號は、伏して故事に準じ、殯宮を啓くの前を將て、日を擇び太尉に命じて百僚を率い諡冊を奉じて天に告ぐるに圜丘に於いてし畢わり、諡冊を奉りて靈前に跪讀せしむるは、此れ曩朝の制なり。蓋し天は尊極を命ずるを以て、稽留すべからざればなり。……。

晉天福七年八月、中書門下奏、山陵禮儀使狀、高祖尊號、諡及廟號、伏準故事、將啓殯宮前、擇日命太尉率百寮奉諡冊告天於圜丘畢、奉諡冊跪讀於靈前、此曩朝之制。蓋以天命尊極、不可稽留。……。〔『五代會要』卷一 帝號雜錄〕

これは、宋朝で行われた諡號奉上の儀禮がすでに後晉で存在し、さらにそれが以前の時期にまで遡ることをいうが、ただ「曩朝」をどこまでと見るかは決め難い。觀點によつては「曩朝」を『儀注』にまで繋げることもあり得るだろうが、それはあまりに遠いということ、本稿では五代の歷朝と解し「五代以來」または「唐末以來」程度とみるのが現實的である、と考える。つまり、これは先帝の靈座に諡號を奉る宋禮が唐末五代に始まったことをいうが、⁽⁹²⁾こうした推定は、一方では宋の制度の中に五代ないし唐末にその濫觴をなすものが少なからずある、という最近の研究傾向とも相通じ、⁽⁹³⁾その可能性を高める。宋初の虞祭の内容にも唐末に繋がる所があることは後述（本文第三章）する通りである。いずれにせよ、その起源とは別に、宋禮における諡號の役割と意味が『儀注』で見えるそれより大きいことは違いない。すでに斷つたように、〈表三〉の「諡號進上」の項目は、『儀禮』とか『儀注』のような特定禮書の中に含まれた正式の儀注ではなく、『宋會要』本文の内容を基に任意に設けられたものとはいえ、宋禮で「諡號進上」が占める位相はもはやそこから取り除けないものになったと言えよう。

（二）群臣の動向

こうした中、群臣は福寧殿を毎日のように訪れ、その靈前にて「臨」という哀悼を表した。臨は「有事」の期間はもちろん、その後の「無事」の間にも朔・望日などには行われ、参加が求められた百官や宗室の喪中の重要な日課をなしていた。例えば、哲宗が崩じた日（正月二日）に宋朝からは次のような詔書が出された。

この日の晡に至るに、百官入りて臨し、諸軍副指揮使以上は宣佑門外に臨す。是れより小祥に至るまで、皆な朝晡に臨す。小祥より禪祭に至るまで、朝に一たび臨す。軍使、押班は其の屬を率いて其の營に哭し、三日にして止む。宰執は並びに資善堂に宿す。宗室の遙郡刺史以上は崇政殿門外に宿し、成服に至りて罷む。

是日至晡、百官入臨、諸軍副指揮使以上臨於宣佑門外。自是小祥、皆朝晡臨。自小祥至禫祭、朝一臨。軍使、押班帥其屬哭於其營、三日止。宰執竝宿資善堂。宗室遙郡刺史以上宿崇政殿門外、至成服罷。〔宋會要〕禮二九一六八 哲宗元符三年正月十二日

百官と諸軍の指揮官に、哲宗崩御の日から小祥日（正月二四日）まで朝時（辰時…午前七―九時）と晡時（申時…午後三―五時）に一日二回「臨」をさせ、また小祥から禫祭までは朝時にだけ一日一回の臨を行わせることである。臨の場所は百官が福寧殿の殿庭、諸軍の指揮官は宣佑門の門外である。「臨」は哭する行爲をさし、群臣が動員され定時に集團で哭することが数日間続く。宋禮では代哭、舉音、舉哭など哭に關係する哀悼の表現が様々ある中、とくに群臣に臨を強調する内容が目立つ。實に壯觀だったことが想像されるが、その光景を直接描寫する記事は見當らない。

参考となるものとして、漢文帝の遺詔の中に、「殿中に臨に當たる者は、皆な旦夕に各おの十五たび音を舉げ、禮畢われば罷む。旦夕に臨するの時に非れば、禁じて擅に哭するを得ず。」とある。漢では既に「旦夕の臨」が官吏に要求され、臨には一五回の「舉音」を用いたのである。⁽⁹⁴⁾ 唐でも類似したやり方が皇帝の遺詔に見える。『唐大詔令集』（卷一一 遺詔上・下）には群臣に對し、例えば「其れ殿中に臨に當たる者は、曉夕に各おの十五たび音を舉げ、禮畢われば罷む。」（睿宗遺詔）というような指針を示すものが多い。『儀注』にも見つかる「晨夕の哭儀」という表現はこの「曉夕」二回の臨と同じものに他ならない。また、唐「太宗遺詔」にだけ殆んど唯一に、「文武官人の三品已上は、竝びに三日朝晡に哭臨し、十五たび音を舉げ、事畢われれば便ち出づ。四品已下は朝堂に臨し、……。」とある。⁽⁹⁵⁾ 朝晡臨が三日間續くなか、三品以上は梓宮の置き場である太極殿で臨したことに對し、四品以下はそこから離れた別處の朝堂で臨している。この方式が太宗代に限定されるのか、或いはそれ以降も通用したのかは確かめ難い。⁽⁹⁶⁾

このように宋の朝晡臨は基本的に漢・唐の傳統を受け繼ぐものである。⁽⁹⁷⁾ しかし同時に、宋禮はこれをベースにしなが

〈表四〉 宋代皇帝喪葬儀禮の初期段階における百官の留宿・朝晡臨・朝臨の状況

太祖	10/20	21		22	23	24		25		26		27	28		29	
	崩 ●	●		●	●	成服 ◎		◎		◎		○	○		○	
太宗	3 /29	30		4 / 1	2	3		4		5		6	7		8	
	崩 ●	●		●	●	成服 ◎		◎		◎		○	○		○	
眞宗	2 /19	20		21	22	23		24		25		26	27		28	
	崩 ●	●		●	●	●		成服 ◎		◎		○	○		○	
仁宗	3 /29	4 / 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13		
	崩 ●	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	成服 ◎	◎	◎	○	○	○	○	
英宗	1 / 8	9		10		11	12	13	14	15	16		17		18	
	崩 ●	●		●		●	●	成服 ◎	◎	◎	○		○		○	
神宗	3 / 5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18		
	崩 ●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	成服 ◎	◎	◎	◎	◎	小祥 ○	○	
	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	4 / 1	/		
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	禪祭 ○	/		
哲宗	1 /12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25		
	崩 ●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	成服 ◎	◎	◎	◎	◎	◎	小祥 ○	○		
	26	27	28	29	30	2 / 1	2	3	4	5	6	7	8	/		
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	禪祭 ○	/		

〔『宋會要』禮二九 太祖～哲宗により、一部推定を含む。数字は月日、●は留宿、◎は朝晡臨、○は朝臨を示す。〕

もそのうちに変わった部分を少なからず含んだ。まず漢と唐では、朝晡臨が喪葬儀禮のどの時点から始まったのか明らかでないが、宋の場合は前の哲宗の例からすると、初喪の発生日にそれが直ちに行われている。漢・唐の状況をこの哲宗の事例を通じて逆に類推する試みが許されるかもしれない。しかし、それよりもっと参照すべきは『儀禮』の士喪禮であつて、そこでは「朝夕哭奠」(表一)を成服の後に行うことになつてゐる。よつて漢・唐の朝晡臨は、この士喪禮の傳統に従い成服の後に始まったと考えるのが自然と見られる。またそうすると、今度は哲宗の例がかえつて異質のように見える。そしてここで〈表四〉をみると、哲宗に對する臨の方式は實は神宗の喪禮から急に変わった内容を繼承したもので、それより以前の宋の朝晡臨においては、國初以來大部分の例が成服を起點としていたことをみることができる。

そこで、以上の関係を含め宋朝の臨に存在するそのほかの特徴、そして臣下に要求されたもう一つの義務である宮中留宿の問題などを、次は〈表四〉を用いてしばらく検討する。

皇帝間の日取りの不一致が目立つ宋禮の実態はここでも現れるが、その中でいくつかの傾向が読み取れる。まず、神宗を境に前後の内容に變化が看取される。太祖の場合は、「太常禮院言えらく、禮例に準じ、羣臣は成服するの後、朝晡の臨は三日にして、朝臨は三日なり。大小祥、禫除、朔望に並びに入りて臨し名を進めて奉慰せよ、と。詔して恭みて依れ、と。」⁽¹⁶⁾とあるように、まず朝晡臨が成服を起點に三日間續き、それに次いで朝臨がさらに三日間行われた。「禮例」の正體は明らかでないが、この時の朝晡臨は前の検討に照らせば漢・唐のそれに似ており、朝臨は以前の時代には見えないものである。宋朝でこの方式の朝晡臨は、神宗以前には仁宗を除いた諸例で大體共通しており、朝臨はすべての例で一致するものとみられる。⁽¹⁷⁾

これに加えて、臣僚には國初より留宿が要求された。太祖と太宗の場合、それを直接伝える記事はないが、眞宗の例で「大斂成服す。……この日、輔臣らに命じ各おの私第に還らしむ。」という『宋會要』⁽¹⁸⁾の記事の原註に、「初喪よりここに至るまで、皆入りて中書、樞密院に宿し、成服するに及んで、乃ち詔して歸す。」とある。臣僚の止宿は、そのほか仁宗、神宗、哲宗など⁽¹⁹⁾でも見える共通の現象である。これらの場合はとくに止宿の始點が明確でないが、眞宗のように初喪の日⁽²⁰⁾に始まり成服で終わると思われる。また留宿の義務は、やはり眞宗の場合で言われているように、輔臣すなわち宰執などの高位官吏に限られ、宗室もこれに含まれていた。つまり神宗以前の宋朝では、〈表四〉で分かるように、仁宗を除いた他の諸例すべてにおいて、初終とともに輔臣などがまず止宿を始め、それが成服に至り終了すると、百官が初めて彼らとともに参加して朝晡臨と朝臨を連續して實行していくというパターンを見せていた。⁽²¹⁾

この方式が急に仁宗の時に大きく變わってくる。なにより朝晡臨の始點が大幅に繰り上げられ、初終の翌日から始まり

成服の三日目まで一〇日間續いた。この變化が意味する所は明らかでないが、神宗以後の内容に似た點からその前兆のようにも見受けられる。つまり、これ以後宋朝では、英宗の喪禮で仁宗以前に回歸する現象が一時あったが、神宗の段階で再び變わりそれが次の哲宗に受け繼がれた。まず神宗の場合は、朝晡臨が仁宗に似た形で早く始まるが、この時はそれがいつそう速められ、初終日から留宿と同時に行われた。そして、その終了は小祥をめどにその前日までと設定され、一二日間續くものとなった。それに朝臨は、小祥から禪祭まで續くやり方に變えられた。その時まで、どの例でも三日間と固定していた朝臨の期間が、一五日と長期化したことはやはり大きい變化と言わざるをえない。

こうして北宋の後期には、初喪が起ると宰執など高位官吏の宮中止宿と共に「百官」の朝晡臨も當日から始まるようになり、また朝晡臨が終わってからは朝臨が直結することで、合わせて二七日間の「臨」が續いたのである。この二七日は宋朝で公式に執行されていた短喪制とその期間が同一であることから、宋朝が短喪制と「百官」が參與する臨の期間を一致させようとしたと解される。また、このように初喪の發生とともに、短喪制と群臣の朝晡臨が同時に始められた宋禮は、小祥に至り喪服をより軽く着替える段階で（後述）朝晡臨も朝臨に切り換え、全般的に喪禮の負擔を輕減することに步調を合わせた後、喪服を完全に脱ぐ禪祭の時になって短喪制を群臣の臨と一緒に終了させる仕組みであった、といえる。⁽¹¹⁾

なお、臣僚が泊まったとされる宮中の場所は、哲宗の場合に宰執が「資善堂」、宗室は「崇政殿の殿門の外」であり、また眞宗の時は輔臣が中書と樞密院などで泊まったことを先に見た。⁽¹²⁾多數の人員を主要な施設に分散させ、宰執と輔臣などは彼らの執務室である中書と樞密院に、そして宗室は崇政門とか内東門の周りにそれぞれ泊まらせたのである。⁽¹³⁾

(三) 皇帝の居所問題

これに對し、喪主をつとめる皇帝が喪禮の期間中に毎日どこでどう過ごしていたかは、群臣より擱まえる端緒が少な

く、多くが推定の域を出ない。彼が主要な喪葬儀禮に殆ど参加していたことはもちろんであるが、百官が臨などを主要な日課となしたことに對し、決まった日程とか動線は知られていない。そこで、次は喪服の「變除」という問題からその手がかりを探ってみたい。

中國の喪禮において服喪者は、小祥―大祥―禫除と進む變除の過程を通じて莊重な喪服を漸次軽いものに變えていった。漢の文帝以來施行されてきた短喪制は、唐の玄宗朝になって先帝死去の日から起算し一二日目に小祥、二五日目に大祥、そして二七日目に禫除（または禫祭）をそれぞれ行う方式が定められた。すなわち、小祥の時は成服以來着ていた最も重く煩瑣な形の喪服（衰服）を始め、日常に加えられた様々な生活上の制約が緩和され、また大祥の際に喪服などの制約がいつそう軽くなる段階を経て、禫除を最後に喪服と禁忌から免れるようになった。⁽¹⁶⁾ただし、これはあくまで群臣・官僚など外朝を中心とした表向き（公式）のものであり、内廷においてはその後も別に皇家次元の内向き（私的）の三年喪が實行されたことは前述した所である。

喪服は喪葬儀禮の性格を反映する重要な標識であるために、『宋會要』（禮二九など）にも初喪が発生すると、直ちに嗣皇帝以下宗室と群臣などが着るべき喪服について規定し、その後比較的速いテンポで回ってくる變除の方法についても説明する。ところでその意義から考え、喪服の變除は「有事」、とくにその山場である殯（掩攢宮）を過ぎてから開始するのが自然であり、また情理上でも當を得る。『儀注』で最初の變除である小祥が殯から數えて八日目に始められたことは、この點において理に適う。しかし宋禮では、これが殯（掩攢宮）より一步早く行われたことが注意される。（表三）すなわち、事例間で日數の相異はあるが、時差がとくに大きい太祖を例外にすれば、太宗だけを除くすべての場合に小祥がまず行われたために、掩攢宮はそれより遅れており、しかも太祖と英宗においては太祥が掩攢宮より先に行われた。最も重視される儀禮の一つである第一次葬（掩攢宮）がやってくる前に、喪服を軽くし始めたこの情況は確かに『儀注』とは異

質なものに映る。これは短喪制のもと、變除の日程が既に決められている状況で、宋禮の掩攢宮が皇帝の死亡五日目にあった『儀注』よりも大幅に遅れた事情から齎された結果であり、また矛盾であったといえる。

一方、喪服の變除に伴って服喪者の食事や居處などに許される範圍が廣がった。⁽¹⁷⁾とくに宮闕の内部には、前に見たような百官・宗室など多くの人員の留宿のための臨時施設が登場したはずであろう。史料に時々幄殿、幄幕、小殿など臨時の施設が目につくが、服喪者の起居するものではない。本來喪主は、初終の始めから飲食を斷ち亡者の側を離れてはいけな⁽¹⁸⁾いが、成服からそれが緩んで、粥が食べられ居所は倚廬を用意することができ⁽¹⁹⁾るし、さらに小祥になると居所を聖室に替えることができた。これが天子という身分になるとどうであったか、漢代には皇帝が倚廬で起居することを認める見方がある。⁽²⁰⁾また、『儀注』では「小祥」の條に喪主（皇帝）が「廬を毀して聖室と爲す」と見え、さらに「大祥」條では儀式終了の後、皇帝が「素服を以て延英門に詣り起居す」という動きを見せて注意を引く。『新釋』はこのうち前者に對し、「元陵儀注」には、皇帝が廬に入る記述は存在しないものの、……成服と同時に廬に入り、小祥までの期間をそこで過ごす建前であった。廬・聖室の場所は未詳であるが、太極殿であった可能性もある。⁽²¹⁾と説明し、さらに後者に對しては古禮での「聖室」は小祥變の時に設けられた服喪期間に籠もる施設であり、そこでは「大祥を経ると聖室から寢（平常の居間）へ居處が戻っている。」としたうえ、「すなわち徳宗は聖室を撤去したのち延英殿に居したのである。」⁽²²⁾と述べた。これによると、『儀注』では短喪制の短い期間とはいえ、喪服の變除とともに居處においても「倚廬（成服の後から小祥まで）―聖室（大祥の期間）―寢」というような變除が進行していたことになる。

これと全く異って、宋禮には倚廬とか聖室といった施設の存在をほめかす端緒はもとより、宋帝の喪中の生活空間に言及する記事は見えない。「有事」の直後、最長八日間も群臣や宗室の宮中留宿がつづく状況で、宋帝がどこに主な居處を定めていたかはつきりしない。非常の時局なのでその居所も通常と異なる場所に用意されていたのか、それとも群臣な

どと入り雑じることなく平素の空間に居所を定めていたのか、分らない。もし宋帝も傳統的方式に従い倚廬を實際に設けて利用したとすれば、その位置はまず福寧殿の一角でなければならぬ。古禮で倚廬は正寢を基準に「中門の外」に造られており、また『儀注』では『新釋』が前に引いたように、「廬・聖室の場所は未詳であるが、太極殿であった可能性もある。」とされるから、これらに準ずれば、宋朝では福寧殿がそれに見立てられる。ただここで注意すべきは、『儀注』に存在する禮書としての「建前」と現實との間にあるギャップの側面であり、これは『新釋』も指摘する所である。結局、『新釋』が説明する『儀注』の居處やその變除に關する記述が、どこまで現實を反映したものかは課題として残るが、『儀注』には少なくとも禮制の上で『儀禮』の傳統に沿って「居處變除」の事實を述べていることは間違いない。

これに對し、『宋會要』は實際に行われた儀禮の内容を反映した政書であり、そこに倚廬などの居處やその「變除」に觸れた記載が一切見えないことから、宋帝の喪中起居はひとまず『儀禮』はもちろん『儀注』とも異なるものと考えられる。言い換えれば、福寧殿は喪葬儀禮の主舞臺であるだけに宋帝の喪中活動の中心をなしたことは間違いないが、彼がそこにそれ以外の時間まで含めて留まり續けていたことを仄めかす徴候は見いだせないで、その起居の場所は福寧殿を離れた他の所で探す必要が出てくる。

しかし、そうはいっても、他の所においてもその場所を特定することは容易ではない。そこで、真相の把握は相變らず決し難いが、もし新帝が福寧殿を先帝の靈座に譲り、外に出て自分の居所を定めなければならなかったとすれば、その候補の一つに内東門周邊が挙げられ得ることを一言しておきたい。というのは、初喪發生直後に内東門の近所が群臣（とくに輔臣）や宗室の宮中止宿の場所であった事實に基づくもので、本文の本章で既に一瞥した内容である。その時、内東門の内外には多數の武裝した兵士が配置され警戒が強化されており、内東門からその北の崇政門に至るまで、大勢の臣下と宗室が同時に集まって通夜をしそれを軍隊が警護していた光景は、まさにこの一帯が喪中の宋朝にとって臨時に特別な場

所になっていたことを思わせる。そのような状況の中で、そこから遠くない所に宋帝の居場所があった可能性があり、喪主を務める立場からも別の所で彼一人が孤立していたとは考え難い。ただ、臣下らが内東門の外の臨時の施設で数日間泊ったことを思えば、皇帝が彼らの間に入り混じっていたとは考えられないので、その居所は内東門の外よりそこから一線を保ったその内部である可能性がある。⁽¹²⁶⁾ こうした中で、臣下らは喪中に順番に内東門と會通門を経て禁中の福寧殿に毎日のように出入りする様子を見せていたが、⁽¹²⁷⁾ そうすると内東門の中にいた皇帝は會通門だけを通じて福寧殿に赴いたことになる。

第二章 發引と葬禮

攢宮（殯宮）を「啓き」、そこから長期間封じ込められていた先帝の梓宮を取り出し、葬地に移す手順が始まると、喪葬禮（杜佑の「有事」）が再開する。宋朝で皇帝の山陵を「皇堂」、下棺（埋葬）は「掩皇堂」と呼ぶが、⁽¹²⁸⁾ 「啓攢宮」はこの皇堂作りがほぼ完成の域に入ったことを意味する。哲宗の例からすると、啓攢宮は皇堂の工事が始まってからほぼ百日近い時點で舉行された。⁽¹²⁹⁾ それ以後、發引、埋葬（掩皇堂）、虞祭、そして祔廟へと展開する一連の儀禮のうち、本章では啓攢宮から埋葬の完了までに至る儀禮の主な過程と特徴について検討する。宋禮はこの段階になって最高の絶頂期に向かい、またその性格を凶禮から吉禮に次第に變えていく。⁽¹³⁰⁾

第一節 啓攢宮前後

啓攢宮のあらましをつかむために、簡略であるが次の三例を挙げてみる。

眞宗…攢宮を啓くに、群臣は衰服を具え班を延慶殿に序す。帝は初喪の服を服し祭奠の禮を行う。時を俟ちて梓宮は正位に遷し、群臣は内東門に詣り、名を進めて奉慰す。是れ自り發引に至るまで、竝びに日ごとに素服もて臨し、班退けば常服に改めて出づ。

神宗…上は祭奠の禮を行い畢われば、梓宮を正位に遷し、群臣は初喪の服を服して入りて福寧殿に臨す。是の日自り日ごとに一たび臨し、臨し已われば常服に易えて出で、十月五日に至るまで仍お晡に臨す。

哲宗…敢塗を啓くに、上は祭奠の禮畢われば、梓宮を正位に遷し、群臣は初喪の服を服し、入りて福寧殿に臨す。是の日自り日ごとに一たび臨し、臨し已われば常服もて出で、靈駕の發引するに至りて止む。

眞宗…啓攢宮、群臣具衰服序班於延慶殿。帝服初喪之服、行祭奠之禮。俟時梓宮遷正位、群臣詣内東門進名奉慰。自是至發引、竝日素服入臨、班退改常服而出。（『宋會要』禮二九一三〇 眞宗 乾興元年九月十八日）

神宗…上行祭奠禮畢、遷梓宮正位、群臣服初喪服入臨于福寧殿。自是日一臨、臨已易常服出、至十月五日仍晡臨。

（『宋會要』禮二九一六四 神宗 元豐八年九月二十四日）

哲宗…啓敢塗、上祭奠禮畢、遷梓宮正位、群臣服初喪服、入臨于福寧殿。自是日一臨、臨已常服出、至靈駕發引而止。（『宋會要』禮二九一七五 元符三年七月十一日）

この日、皇帝と臣下がともに「初喪服」（衰服）を着ること、もう一度喪に服すること、すなわち「有事」が再び始まり「第二次葬」を開始したことが象徴的に表された。彼らが最初の「有事」（とくに成服）の時着用し、その後各自保管していたはずの喪服を久しぶりに持ち出して着たうえで、福寧殿（延慶殿）で發引の日まで續く臨を行い始めたのは、初喪直後に演出されていた動きの繰り返しである。これによつて宋禮で使用される「初喪」という言葉の意味合いも明らかとなる。また哲宗の例では、啓攢宮の前日に群臣が福寧殿で晡臨し、輔臣は中書と樞密院で留宿したことが確認されるか

ら、この留宿は他の場合でも同じくあったであろう。宋禮では大事の前夜、群臣が宮中に留まることが一般的であり、それは發引日にも變わらなかった。⁽¹²⁾ただ、この際は初喪とは違って一回に止まり、連日に及ぶものではなかったと見られる。さらに、啓攢宮における入臨は神宗と哲宗の場合、一日一臨が要求されており、眞宗もこれと同じだから、群臣の負擔という面で、それは「初喪」の時に要求された「一日二臨」(朝晡臨)より緩和した形式である。とはいえ、啓攢宮から發引の日まで眞宗は七日、神宗は一日、そして哲宗は一日間もそれぞれ續くのだから、やはり簡単なことではなかった。この際の「一日一臨」が神宗の場合晡臨と見えることに對し、眞宗においては他の記事で「朝臨」を行ったとして、差異があるので、これが神宗以後の變化を意味するかは不明である。⁽¹³⁾

なお、服裝の面で、啓攢宮の當日に衰服(初喪服)を着用していた群臣は、臨を終え外に出る時、それを「常服」(公服)に着替えた後退出することが三例に共通して見える。群臣にとつて喪服着用義務は宮中に限られ、それは宗室の立場と對照される所であるが、ただそれと同時に宋朝の内部から「先帝の服(喪)を以て人主の私喪と爲す」というような批判が提起されたこともやむを得なかったといえる。⁽¹⁴⁾

一方、啓攢宮の手順は攢宮が啓かれた後に皇帝による「祭奠之禮」が舉げられ、それが終れば梓宮が「正位」に遷される、という比較的簡単なものであったことが三例から知られる。「正位」はもちろん福寧殿の中央、すなわち兩楹の間と見て問題ないであろう。哲宗の啓攢宮を経験した曾布の日記『曾公遺錄』には、「卯正一刻の起鼓に、爾^{これ}自^{これ}り日ごとに福寧に赴きて奠す。」とあつて、その行事が卯正一刻(午前六時頃)に鼓が鳴り渡るなか、始まったと見える。これ以後、發引するまで群臣は毎日福寧殿に行つて臨しながら奠を行っている。またここでは、いずれも攢宮を啓く儀禮であるにも拘らず、その祭祀の呼び名を「啓奠」と言わず、ただの「祭奠」と呼ばれたことにも後述のために留意したい。以後、群臣が内東門を訪ね皇太后などに奉慰することで啓攢宮の行事は終わるが、その後も宋禮は直ぐ發引に繋がるわけではなく、

梓宮が福寧殿の眞ん中〔正位〕に位置する狀況が當分の間なおつづく。

このような宋禮の一面は『儀禮』と比較してその特徴がもっと明らかになる。『儀禮』既夕禮の核心内容である葬送の儀禮は、とくに啓殯當日の内容が多様で宋禮に對比されるが、その要點は「朝祖」、つまり祖廟（太廟）の訪問をしたかどうかにある。宋禮の啓殯宮では祖廟に關連する内容が一切みえない反面、既夕禮では〈表一〉に列擧されているように、啓殯の時期を有司が主人に尋ねる「（1）請啓期」を除くと、「（3）啓殯」の前後にある儀注（または儀節）の大部分は朝廟（祖廟を朝謁）と關わりがある。つまり、擯宮から外に出てきた梓宮は、歸らぬ旅に出る暇乞いのために祖廟に移動するが、「（4）遷柩朝祖」祖廟ではさらに梓宮を祖廟の兩楹の間に正しく置く「正柩の禮」（『禮記』雜記篇下）を経て、死者（梓宮）に車馬が薦進され、また死者の立場から朝廟の禮として豫め用意した陳饌（2）豫於朝廟陳饌をもつて奠を上げれば（以上（5）薦車馬設遷祖之奠）、その遺族が啓殯日の夕方に「祖の禮」を前にして柩車に柩を載せて裝飾する。（6）將祖時先載柩飾柩車）

『儀禮』より變わつた啓殯の手續きはすでに『儀注』に見える。〈表二〉の「啓殯朝廟」と「薦車馬名器及飾棺」は『儀禮』とその名がほぼ同じで繼承の關係が認められる。そのうち、後者は便宜上「發引」と關連して後述するが、とくに前者は「啓殯」と「朝廟」を合わせた名前であるから、『儀注』にも『儀禮』の「朝廟」のようなものがあつたことになる。しかし、これはあくまでも表向きのことであつて、實際に唐で「朝廟」がなかつたことは明らかであり、したがつてこのことも前で述べた一種の禮書上の「建前」と實際との間隙を反映するもう一つの事例となる。

啓殯の時にあつた『儀禮』の「朝廟」が、宋はもちろん、すでに唐の段階で無くなつたことは中國の喪葬儀禮において大きな變化である。ちょうど來村氏は『儀注』の「朝廟」の問題を検討して、唐が祖廟（太廟）を辭する儀禮を省いた理由について、「發引日に先立つて龍輜を宮城から出さなければならぬ。なおかつ……、再び太廟から龍輜を引き戻すと

「いう煩わしい作業が必要となる。」⁽¹³⁾と述べている。喪葬儀禮における動線の問題を重視したこの指摘は一理があると思われる、實は宋禮で梓宮が朝廟しないことも基本的に同じ理由が考えられる。ただし、來村氏はこれにつけ加え、「そうはいっても、何か太廟に働きかける作法を挿入しなければ、禮を缺くことになる。そこで考えられたのが、承天門外の横街で同時におこなう奠祭であった。」⁽¹⁴⁾と推定したが、その後、この横街は承天門外の大横街ではなく太極殿庭の横街を指すだろうとする『新釋』の意見が出され、⁽¹⁵⁾いわば太極殿と大横街での同時奠祭説は成立し難くなったようである。つまり、『儀注』の儀禮では、啓殯の後も空間の變動はなく、太極殿を離れていない状態で發引を迎えていたのである。

ところで、さらに参照すべきは「代宗睿文皇帝哀冊文」(『文苑英華』卷八三六 哀冊文二 哀冊文下)の末尾近くに見える次の一文で、これからすれば『儀注』の喪葬儀禮において「朝廟」に對する顧慮が全くなかったとはいえなくなる。

清禁を捨てて留まらず、平原を指して次を出て、嘉德は闈を啓き、承天は扉を敞き、廟門に抵り嚴蹕を駐め、孝心に順い永えに違うを傷み、嗚呼哀しいかな。朱雀を出て青門を度るに、六龍の奔るが若きを恨み、……。

捨清禁而不留、指平原而出次、嘉德兮啓闈、承天兮敞扉、抵廟門兮駐嚴蹕、順孝心兮傷永違、嗚呼哀哉。出朱雀兮度青門、恨六龍之若奔、……。

代宗の葬列が長安城を通り抜ける行路を知らせる貴重な情報を含んでおり、その行路の中には、「太廟の門に至って嚴蹕を駐め」と、太廟のことが觸れられている。葬列が太廟の中にまで進入したのではなく、門前に暫時停まった程度のものであるが、先の來村氏が比喩したように、正式には朝廟できなかった一種の「缺禮」をこのような方法で補おうとしたのかもしれない。またこの一文は、葬列が朱雀門を抜けてまっすぐ南進せず、途中で左折して太廟を経由した後、直進して東側の青門(春明門)から外に出たことも言っている。『新釋』(三四―三五頁)がすでに注意した、この「太極門―嘉德門―承天門―朱雀門―太廟の門前―青門(春明門)」のコースは、南郊などの際によく利用される唐朝の國家行事におけ

る一般的なコースとは別のもので、從來あまり注目されることがなかったが、唐の山陵地區が長安の東北方に位置した現實を考慮した自然な道程であると見られる⁽¹⁴⁾。

宋禮では朝廟の餘地が發引後の進路から全く排除されていた。これは宋朝の山陵が都の開封の西方に位置して唐のそれと正反對の方向になるからである。宋の葬列は、そのために都城の西側門を向かうコースをとるべきであって、そうすると宮城の左側（東方）に位置する太廟とは逆方向になるので（圖四）参照、唐のようにその前をよぎる機會さえ最初からなかったといえる。「朝廟」に關する儀注が宋禮に一切見えないのも、このような都城の構圖を持つ宋朝にとって、その儀禮の動線に太廟を組み込むことが難しかったからだと解される。

なお、先秦の古禮で、啓殯の時にあつた梓宮の朝廟は一日一廟が原則であり、したがって七廟である天子の場合は、葬日まで八日の間隔が生じるが、これは宋禮において啓攢宮から平均一日くらいを待つて發引したことに近似した日數である。（表三）⁽¹⁴⁾ ももちろん、單純な偶然の可能性は大きいが、後述の内容を含めて、本文で幾度か見られた宋禮における「古禮」への志向（後述）が、ここでも隠されているのではないかという臆測を呼ぶ所である⁽¹⁵⁾。

第二節 發引のプロセスをめぐって

大行皇帝の梓宮は福寧殿の西側殿上から殿庭に下り、いよいよ宮城を離れる發引の手續きを本格化する。發引は多様な儀注の連續で、『儀注』には「薦車馬名器及飾棺」、「祖奠」、「遣奠」などが主なものとなっている。宋禮になるとそれがどうであったか、次は眞宗の例を通してそのあらましを検討する。關聯する記事を三つに分けて引用するが、本節ではそのうちAをまず分析し、残りのBとCは便宜上節を變えて引用したい。この記事の内容は、宋の禮儀院が發引日（九月二十四日）を二ヶ月前にして、君臣のとるべき禮法などを宋朝に建議して認められたものである。

A. 發引せるの日、皇帝は初喪服を服し、啓奠を行い、祖奠し訖われば、出でて正陽門外に詣り、遣奠の禮を行う。哀冊を上り訖わり、大升輦の前に詣り哭して哀を盡くし、稽顙再拜して奉辭し、退きて幕殿に還る。侍中は輦前に詣りて跪き、靈駕の進發せんことを奏請す。山陵使已下は近南に名を進めて皇帝に奉辭し、前一日に皇太后を辭するに儀の如くす。吉凶の從官は即ち前一日に辭す。

B. 靈駕進發し、皇帝は衰服を釋き、吉服に改めて内に還る。群臣は板橋に詣り、班を立てて奉辭し、靈駕の至るを候ち、皆な舉げて哭し、再び拜し畢わり、退きて西上閣門及び内東門に赴き、名を進めて奉慰す。

C. 靈駕は州縣を經過すれば、官吏は竝びに初喪の服を服し、城を出でて奉迎し并びに辭し、皆な哭し、十五たび音を舉げ、再び拜し訖わりて退く。

A. 發引日皇帝服初喪服、行啓奠、祖奠訖、出詣正陽門外、行遣奠之禮。上哀冊訖、詣大升輦前哭盡哀、稽顙再拜奉辭、退還幕殿。侍中詣輦前跪、奏請靈駕進發。山陵使已下近南進名奉辭皇帝、前一日辭皇太后如儀。吉凶從官即前一日辭。

B. 靈駕進發、皇帝釋衰服、改吉服、還内。群臣詣板橋立班奉辭、候靈駕至、皆舉哭、再拜畢、退赴西上閣門及内東門、進名奉慰。

C. 靈駕經過州縣、官吏竝服初喪服、出城奉迎并辭、皆哭、十五舉音、再拜訖退。（『宋會要』禮二九一・二六〇・二七 眞宗

乾興元年七月二四日）

Aでは皇帝の動向を中心に喪葬儀禮を主管する臣僚の動きがともに見えており、Bは群臣の靈駕を送別する内容であり、Cは都城を出た靈駕が州縣を通過する時の様子を簡單に伝える。

Aの始めの部分からは、發引日にあつた主要な儀禮の流れが全體的に把握できる。それは祭奠中心の儀禮として、啓奠

―祖奠―遣奠の三奠が次々と舉行された後、哀冊文を最後に讀むことで靈駕が葬地へと出發する順序であり、『儀注』のそれと概ね一致する。ところでこれらの内、まず啓奠はその語によると、攢宮（殯宮）を「啓く」時の先帝の梓宮を慰める奠祭であり、『儀注』もそのとおりこの祭祀を攢宮の開放直前に行ったことに對し、宋禮では攢宮を開放してからかなり時間が経過したこの段階になって、それを舉行している。仁宗の場合なら、「（九月）十六日、攢宮を啓いて、群臣は喪服を以て臨す。……（十月）六日、帝は梓宮に啓奠し、群臣は入りて臨す……。」とあるように、二〇日ほどの隔たりがある。宋朝は前述したように、發引の日より平均一日先んじて攢宮を啓き、梓宮を「正位」に安置した状態であったが、啓奠はその日ではなく發引の時まで待つてようやく執り行っている。⁽¹⁴⁾

啓奠に次ぐ死者を見送る意味の祖奠がどのように行われるものかは、Aだけでは分かり難い。他の例で「梓宮を龍輅に乗せ、祖奠を徹す。」⁽¹⁵⁾という説明があり、梓宮を龍輅に乗せてから行われたことが分かるだけである。そこで、これを『儀注』の内容から求めてみると、「薦車馬名器及飾棺」という儀注がちょうどその過程に適合し、『新釋』もこれを「梓宮を載せた龍輅を太極殿から降ろす過程について述べる」⁽¹⁶⁾ものと説明する。本来この儀禮は、その名から考え『儀禮』既夕禮（表一）の（5）と（6）を合わせたものと見えるが、實際の内容は名前と関係なく、龍輅を太極殿から下ろす手續を中心述べている。⁽¹⁷⁾『儀注』の祖奠は、このように太極殿から下ろされた龍輅に載っている梓宮に對して、殿庭で舉げる祭祀であり、宋禮の祖奠も概ねこれに似たものであったと思われる。

續いて、梓宮は宣德門（正陽門）⁽¹⁸⁾の外に遷され最後の祭祀である遣奠を迎えた。この際の梓宮が福寧殿から宣德門に移動する宮城内の經路については、太宗の事例で貴重な情報が伝えられ、萬歲殿（福寧殿）―長春殿殿門―西上閣門―朝堂（門）―右昇龍（門）―乾元門（宣德門）、と進んだ。⁽¹⁹⁾福寧殿から降ろされた靈駕は、西上閣門がある文德殿を経て右昇龍門までほぼ直線に下った後、その門を通じて宣德門に達した。（圖三）西上閣門、右昇龍門などの名から葬列の進路が宮城の

西側沿いになっていることが分かり、これは福寧殿でも西側がずっと死者の空間として用いられた觀念と相通する。また、この動線とは逆順ではあるが、當時契丹から派遣されてきた告哀使が宋朝に入朝する経路にも似ている。⁽¹⁵⁾なお、靈駕が宣德門（乾元門）からさらに都城の外に向かう進路については本章で後述する。

さらに遣奠については、A文と共に、發引當日の情景をやや詳しく描寫する次の哲宗の事例が参考になる。

祖奠の徹するに、皇太后・皇太妃は哭して送りて垂拱殿門を出で、上は元祐皇后・元符皇后とともに歩いて哭し以て從い、宣德門を出づ。梓宮は輦に陸るに、上は輦前に遣奠し、中書侍郎攝中書令許將は哀冊を讀む。冊文に曰く……。

祖奠徹、皇太后、皇太妃哭送出垂拱殿門、上與元祐皇后、元符皇后步哭以從、出宣德門。梓宮陸輦、上遣奠輦前、中書侍郎、攝中書令許將讀哀冊。冊文曰……。（『宋會要』禮二九一七六 哲宗 元符三年七月二十日）

啓奠が福寧殿の殿上で梓宮に對して行つた祭祀であり、また祖奠はその梓宮を載せて西階から下りた龍輜に對し殿庭で舉げたものであったとすれば、遣奠は福寧殿を完全に抜け出た宮城の正門正陽門（宣德門）の外で、梓宮を輦に載せたうえで行う祭祀であった。⁽¹⁶⁾また、梓宮（龍輜）が出宮する際は、宋の皇室のうち皇太后や皇太妃など年輩の成員一部が宮に残るのみで、新任皇帝を始め先帝の皇后や親王、宗室などは徒歩で宣德門まで從つており、とくに哲宗の場合では數奇な運命を送つた元祐皇后（孟氏）と元符皇后（劉氏）が一緒に參加している。⁽¹⁷⁾この場では、哀冊文が攝中書令によつて奉讀されたことが、最後の場面として伝えられるだけである。『宋會要』（禮二九）と『宋大詔令集』などに全文が收録された宋帝の哀冊文は大部分が定型化しており、内容は諡號と廟號に對する意味の解釋と、それを獻上する理由や先帝の功績の稱頌が主をなす。この場を借りて、先帝の諡號と廟號が百官はもちろん一般大衆にも初めて公布される効果があつたと思われる。

ところで、宋代の發引は時間的な展開の觀點で、『儀禮』と『儀注』に比べると差異が大きい。「啓奠―祖奠―遣奠―哀

冊文奉讀―靈駕進發」という長い日程を、發引の日一日中にすべて消化し切っているからである。『儀禮』と『儀注』において、この日程は同日中のものでなく數日かけて續く。『儀禮』が編纂されたころの禮法としては、前述したように啓殯の時間が死者の身分、すなわち彼が有する廟數により異なり、天子なら八日も隔てられることになっており、また祖奠は遺奠の前の日に行われる手順であるから（表二）、宋禮との差異は明らかである。さらに、『儀注』の發引日の日程には、一部分明らかでないところが含まれており、『新釋』の分析を参照した（表二）によれば、『儀注』では啓殯から遺奠（二〇月四日）までが少なくとも四日間はかかったと思われる、やはり宋禮と異なる。

事實、『儀注』（表二）の啓殯日を「十月一日」と最初に推定したのは來村氏であり、『新釋』はこれを「妥當」と認め繼承している。⁽¹⁰⁾ すなわち來村氏は、史料が不足する代宗喪葬儀禮の日程に對し、唐末期昭宗の事例からヒントを得て、自らの計算方式を用いその啓殯日を一〇月一日と推定したものと見られる。昭宗の喪葬禮は、「啓攢（二月一日）―靈駕發引（二月一日）―和陵埋葬（二月二〇日）」のように、主要日程が知られる。⁽¹¹⁾ また彼が死亡した洛陽宮殿から葬地（和陵）までの距離は三一・五kmで、代宗のそれ（七〇km）は昭宗の二倍以上である。來村氏はこれを基に、「よって代宗の靈駕は葬日の六日から七日前に發引させなければ行程に餘裕がなくなるだろう。代宗の葬儀は大曆十四年（七七九）十月十三日に行われた。逆算すれば啓攢の日は十月一日前後になる。」⁽¹²⁾ としている。來村氏はなぜか、代宗の實際の發引日（二〇月四日）を把握していないように見える状態で、それを「十月七日」程度と考え、また啓攢日もその「逆算」のやり方が明らかでないが、多分昭宗の例に従い發引日から七日ほどを繰り上げ計算したように見られる。

このように代宗の啓殯日は、とくに確定することが困難な状態にある。來村氏が考えた發引の日付にたとい勘違いがあつても、彼の推算方式、すなわち代宗の啓殯を昭宗のように發引より七日くらい以前のことと見るのが有効であるとすれば、ここからは啓殯日が九月二六日ころになる新しい假説が導出されるだろう。これは同一王朝の喪葬儀禮に同一の原

則を適用する一貫性をもつ。ただし、現実的に唐皇帝の間で存在する喪葬儀禮の不規則な日程は、この假説に説得力を確保させる上で限界となる。

そこで、筆者は『儀注』の場合も、啓攢から發引までの日程が、宋禮のように一日か二日くらいの比較的短期間で済まされた可能性を考えてみたい。『儀注』の本文を素直に讀むと、「啓殯朝廟」から「薦車馬名器及飾棺」、「祖奠」、「遣奠」までが、共に一日中の連續過程として見ることもできるからである。實は來村氏もこれについて所々でその向きの指摘をし、例えば「事實、ここ（筆者：『儀注』）では祖奠と遣奠が同日に舉行され、しかも一連の行動の中でおこなわれている。朝に太極殿から下ろされた龍輜はその日のうちに承天門外へ出されて山陵に向かった。」とし、筆者の見方と同じである。しかし來村氏は、その一方で『儀注』のこのような記載方式に對し、言わば記述上の便宜のための「混亂を招きかねない」ものだとし、額面通りに受け取らず、『儀注』の日程を上記の獨自の方法で再構成している。來村氏の説明は、筆者には多少難解で誤解の恐れがあるか、少なくとも彼は『儀注』の發引を宋禮のように一日の日程としては見ていないと思われる。

『新釋』は『儀注』の發引日程に關してあまり論じることがないが、「發引日」の日付を確認している見地からその見方が來村氏とは當然異なる。つまり、『新釋』は既に述べた通り、啓攢日に對しては來村氏の「一〇月一日説」に従い、また發引日は代宗の哀冊文によって「一〇月四日」と確定した上、祖奠を發引前日（二〇月三日）の行事と見て、遣奠との間に一日の差があるものと理解する。そして、「薦車馬名器及飾棺」の儀注については、「十月一日から三日のことと想定される」としている。ただ、『新釋』には祖奠の時期に對する裏付けが充分でないように見えるし、また「想定された」「薦車馬名器及飾棺」の舉行時期が、「一〇月一日～三日」の中のある一日だけをいうのか、それとも三日間全體にかけて續くことをいうのか、どちらにも讀める。「薦車馬名器及飾棺」は『新釋』のいうように、「梓宮を載せた龍輜を太極殿か

ら降ろす。」⁽¹¹⁾という比較的簡単な儀禮に過ぎないから、これを三日間も続くほどのものではないと考え、ここでは後者の可能性はない、と理解しておきたい。

しかし、前者の場合にしても問題は残る。かりに「薦車馬名器及飾棺」を一〇月二日という日に行われたと假定すれば、その前後の順序は、①啓殯（一〇月一日）―②「薦車馬名器及飾棺」（龍輜の殿庭への移動…一〇月二日）―③祖奠（一〇月三日）―④遣奠と發引（一〇月四日）となり、毎日一つの儀禮がつづくが、果たしてこのような形式のやり方が現実的であったか、の疑問が生じるからである。③と④の間に一日があるのは『儀禮』の傳統に従ったものと見ても、とくに②はそのあとの當日の行事はなくなるから、その日は梓宮が殿庭で待機を餘儀なくされる。これはやはり不自然であり、いったん移動し始めた梓宮に對しても禮を缺くものである。啓殯の後、梓宮は殿庭に下されて、祖奠をつづけていくことが自然な成り行きであろう。とすると、②は③と同日の連續過程と見られ、結局②、③、④の間での時差はさほど大きいとはいえない。そして、一見してこれは宋禮とも似た形になってくる。

しかし、宋禮が『儀注』と明らかに異なるのは、既に強調したように、啓殯の後に發引の手續きが直ぐ始まらず平均一日を待っていた點にある。これに對し、『儀注』では啓殯の日に啓奠が伴われたので、この状態で②、③、④がさらに引き續けられたとすれば、このことはまた宋禮と異なる新しいパターンということになる。しかし啓殯以後、このように時間を置くことなく、發引の手順を直ちに續けていくことが本當にあったかは疑問である。「啓奠」を啓殯の時に合わせた『儀注』のやり方は自然であるとはいえ、殯宮から取り出されたばかりの梓宮をそのまま外に運び葬地に送ることは、宋禮からみればかえって不自然に見えるからである。そこで『儀注』でも、宋禮のように發引までは一定の時間を介していた可能性が想定される。とすれば、②、③、④は互いに連續する儀禮と見るにしても、これらと①との間には時間的な隔たりが認められることになる。つまり、『儀注』では啓殯と啓奠はいったん相次いで行われたが、その次に來る祖奠と

の間には開きがあると思われるのに對し、宋禮ではこれと違って、啓奠が啓殯の時に行われず發引の日まで持ち込まれた結果、その日に啓奠、祖奠、遣奠の三奠が相次ぐという形を見せることになった。とくに啓奠は、その祭祀の名と内容が一致しない畸形的な見かけになったが、宋禮では結果的に、『儀禮』以來數日かけて行われていた祭祀を、發引日に纏めて一舉に済まそうとした意圖があつたものと思われる。

以上、臆測をたくましくしたにも拘わらず、『儀注』の理解において肝心の啓殯日は特定することができなかったが、ここでは『新釋』という重要な業績が學界に公刊されて暫く経つた今、以上のような争點があまり共有さえされていないことを紹介した所にも意義を求めたい。

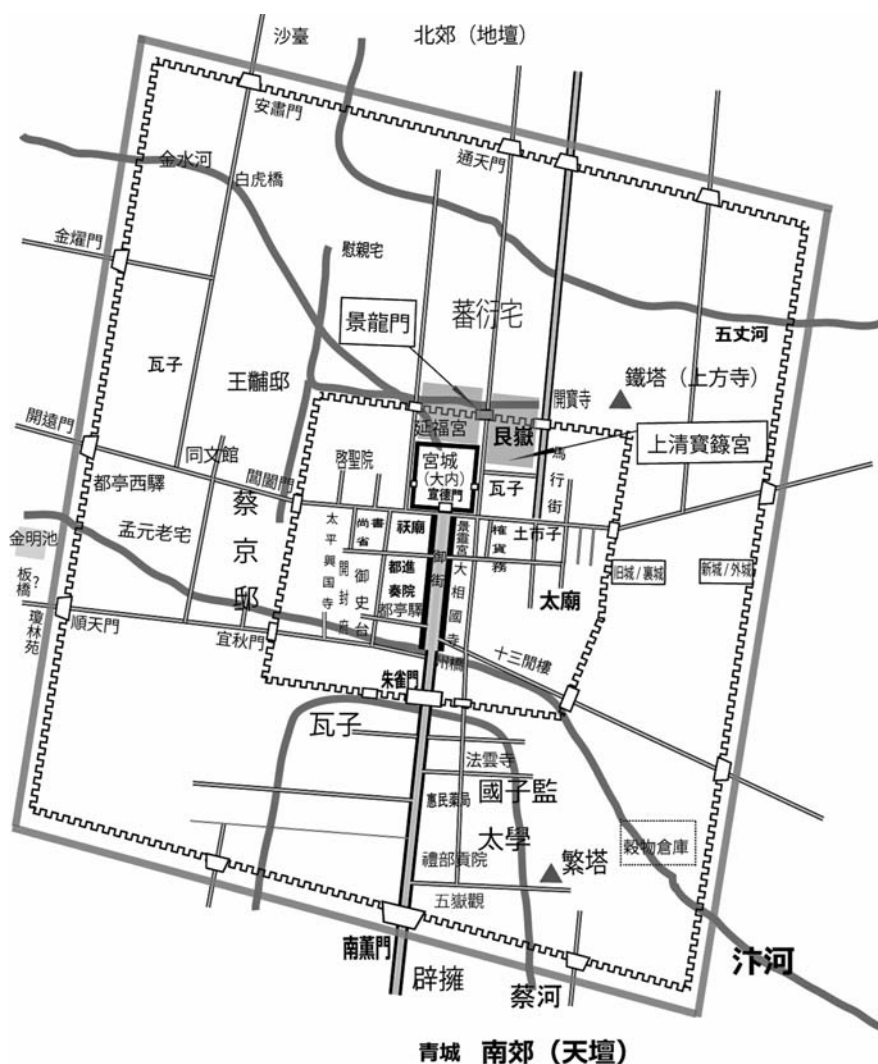
第三節 山陵への出發と準備

いよいよ靈駕が山陵に向かつて進發すると、その時まで喪主として儀禮の進行過程を見守っていた皇帝は、それ以上葬列を追わずに「還内」する。前掲AとB文によれば、それより前、新任皇帝（仁宗）は靈駕に「稽顙再拜」して幕殿に退いており、その間に靈駕護送の總責である山陵使などから奉辭を受け、また「還内」する時は衰服を脱ぎ吉服に着替えた。この「換服」を喪葬禮が吉禮に移る標しと見るのは、その時がまだ掩皇堂も執行していない段階であることを思えば早いであろう。したがってこの際の「吉服」は、短喪制を既に終えて公式には喪服を脱ぎ吉服（常服または公服⁽¹⁷⁾）状態にあつた君臣が、發引ころから再び着用していた「初喪服」を、この時に再度常服に着替えたものと解される。

群臣は皇帝が宮に返るころ、一足早く都城の順天門外にある板橋にまで移動して、靈駕を待った。ここで先帝の最後の姿を見送った彼らは、再び遠距離を返つて皇帝などを奉慰することになっている。（前掲B文）また仁宗の場合には、「帝が皇太后とともに奉辭して還宮し、群臣は板橋で奉辭し、常服に易えて返る。」⁽¹⁸⁾とみえ、群臣も宮に歸る時は皇帝のよう

に初喪服を脱いで常服に着替えた。後に、山陵使一行が掩皇堂を終え葬地から都城に歸ってくる際も、群臣はもう一度板橋まで出てきて迎接することになる。(後述) なお、宣徳門前の別れの後に永眠の途に出た靈駕が、さらに都城を抜け出る経路は、太祖の事例からみえる。それによれば、靈駕は宣徳門から御街沿いに南進して州橋⁽¹⁵⁾を渡った後、方向を西側の大路に變えてから直進して内城の宜秋門を通り、そのまますすぐ前進して外城の順天門(新鄭門)を通り抜ける⁽¹⁶⁾コースをとっている。(圖四) 参照) これは宋朝の葬地がある方向に相應じるもので、以後、『宋會要』などに靈駕の進路に関する言及が見えないのは、この道程が宋一代にわたりとくに變わらなかったためであろう。

柩を運ぶ行列が實に莊嚴な威容を誇っていたことは想像に難くない。皇帝出行の際に使用される儀仗(鹵簿)のうち、最も規模の大きい「大駕」で構成されたその葬列に、数々の人員と器物(法物)及び運搬手段が動員された内容が、『宋會要』(禮二九一二〇)の眞宗の例においてのみ一部見え、その一端を窺い知れるが、ここでは儀仗の数に焦點を當てて紹介してみたい。その数が太宗と眞宗の記事からしか見えないのも、それらが以降宋朝の故事となって大體踏襲されたからであろう。太宗(永熙陵)の場合、禮儀使が宋朝に建議して許諾されたものによれば、本来「禮令」には一萬八千九百三十六人の儀仗が動員されることになっているが、太祖(永昌陵)の喪葬禮の時に實際參與した人数は三千五百三十三人に過ぎず、またこれは大駕鹵簿の半分程度の水準であったから、太宗に對しても道路往復などの困難さを考慮し、「禮令」の折半の九千四百六十八人だけを使用する原則を立て直して執行した。⁽¹⁸⁾ つづく眞宗(永定陵)の時にもやはり禮儀使の建議に従い、永熙陵(太宗)の例に沿って九千四百六十八人を動員するが、「上路」(出發)した後は永昌陵(太祖)の前例を遵用して、その数を三千五百三十三人に變更したことがあった。⁽¹⁹⁾ 都城周邊で展開した儀禮では、一萬に肉薄する儀仗を動員することに問題はなかったが、いざ出發する段階になると旅程上の諸般の事情が考慮され、太祖の時の規模(三千五百三十三人)に數を縮小したのである。事實上太祖の先例が祖法となったといえる。これらはいわゆる「山陵儀仗」だけの



〈圖四〉 宋代開封概略想定圖（徽宗時代）

人力に該當し、そのほか凶仗法物と牽駕などにも兵士と力士などが必要であつて、太宗の事例ではそのために一萬一千一百九十三人が開封府から雇募されたことがある。⁽⁸⁰⁾これに、皇^(太)后や宗室、そして宋朝の官吏、及び代哭諸色人などまでをともに計算に入れば、その數は少なくとも一萬以上、多ければ二萬近くになる。⁽⁸¹⁾

ところで、靈駕を護從する以上の人的構成について、「吉凶の從官」または「吉凶の儀仗」という語が使われる。前のA文に、「吉凶從官即前一日辭」とあり、

眞宗の實際發引日に、「侍中が靈駕進發を奏請し、諸司は吉凶の儀仗を具え、……。」とあるのがそれに當る。山陵まで同行する官吏と儀仗に吉と凶の區別があることがどういう意味なのか、宋の史料はこれを説明しない。そこで、『儀注』を参照すると、「遣奠」と「葬儀」にそれに類似する内容が見え、『新釋』はこれに對し、「吉凶二駕」は玉輅と輜輶車（靈駕）のこと。……靈を載せた玉輅と、梓宮（柩）を載せた輜輶車とは、一貫して吉・凶を區別して扱われる。靈は、太極殿上の靈幄の神座から……承天門外で吉駕たる玉輅に載せられる。一方の柩は、太極殿上から……輜車に載せられて……承天門外で凶駕たる輜輶車に乗せられる。」と、解説する。興味深い事實であり、「吉凶從官」とか「吉凶儀仗」と表現される宋の護送團も『儀注』に準ずる形をしていたと思われる。⁽¹⁸⁾

宋朝が靈駕の葬送團をこのように分けた理由は、恐らく埋葬以後の喪葬禮が、まさに凶禮から吉禮に轉換することに對するように解される。中國の喪葬儀禮において、虞祭を凶禮から吉禮への過渡期とみる見方があり、宋禮では後で詳述するように、虞祭が埋葬直後に山陵で執行し始められる。このことは、宋朝の立場からすると、もし發引の時に葬送團を凶禮の法式だけで構成して出發すれば、埋葬が終わってから儀仗と服裝が相變わらず凶禮の状態に留まり、またその形のまま都に戻るようになるから、これは喪葬儀禮の性格をもちや吉禮に切り替え始めた朝廷側の立場と、禮法上一致しなくなる問題を招来する、と判斷される。宋禮の中で掩皇堂は吉禮に移行する分かれ道として、宋朝は發引の段階からこれに備える必要があったと思われる。⁽¹⁹⁾

一方、發引の日は、祭祀及び大規模葬列の集合と出發などが夜明けから相次ぎ、宋禮の期間中どの日よりも奔走した一日であったに違いない。實は、群臣は前日の夕方より既に福寧殿に集まり、哭臨と輓歌まで歌っていた。その歌はかわるがわる續き、また發引は日が變わるとすぐ始まるのだから、事實上發引は、その前夜から開始したとみてもよいであろう。⁽²⁰⁾ 發引日の儀禮が早朝に始まったことは古くからの慣例で、例えばその日に讀まれた唐代宗の哀冊文には、「東方啓明」な

どの語があり、その時點を見計らう手がかりとなる。宋代になっても、太祖と太宗の哀冊文に、「仙馭（皇帝の車駕）がまさに昇天しようとするや、哀歌がしばらく終わり、朝霞が東方に映える、……」⁽¹⁴⁾とか、「萬國が來朝し、千官が靈駕を引く。殘月は素帷に耀く、……」⁽¹⁵⁾という一段が含まれ、發引が明け方を時としていたことを思わせる。ただ、發引の始まりをこのように考えると、それに先立つ三奠はそれよりさらに早い時間に行われたはずだから、兩者の時間的な関係も問題になる。そして、これら三奠の儀禮がそれぞれのくらしい時間を要し、その結果靈駕が最終的にいつ頃山陵に向かつて出發したのかも疑問となる所である。

この問題を考えるうえで、あらためて注意されるのが『曾公遺錄』が描寫する哲宗發引日の狀況である。

卯初三刻に、發引先行す。啓奠し、龍輜に升し訖わるに、祖奠の禮を行う。上及び后妃哭して送りて端門外に至り、遣奠を行い訖わり、又た哀冊を讀み訖わり、遂に行く。三省・密院は城西に祭り、午正の後、大升輿は板橋に至り、遂に奉辭し訖わり、府に歸る。

卯初三刻、發引先行。啓奠、升龍輜訖、行祖奠禮。上及后妃哭送至端門外、行遣奠訖、又讀哀冊訖、遂行。三省、密院祭於城西、午正後、大升輿至板橋、遂奉辭訖、歸府。〔曾公遺錄〕卷九 元符三年七月乙酉

儀禮の手順が時間と共に述べられ參考となる。何より「發引が先行する」という所からは、その隊列がいわば先發隊と本隊（後發隊）に分けられていたことが推定され、これで發引と三奠との時間的關係も大まかに把握することができる。つまり、この際の發引は、「先發隊の出發―啓奠―祖奠―遣奠―後發隊の出發」の順に動いており、その時間は先行の發引が卯初三刻（午前五時四三分頃）であり、後發は板橋に至った時刻が午正（正午一二時）であったことが分かる。板橋はすでに見たように、開封西側の外城門の一つである順天門の外にある所で、臣僚らがここで一二時頃に至った靈駕に最後の挨拶をしたのだから、宣德門から板橋までの移動時間がどのくらいであったかを知れば出發した時間も逆算が可能である。

しかし、兩者間の距離を正確に知り難く、靈駕の進む速さも考慮すべきであるから、後發隊の出發時間は特定し難い。開封城は決して小規模ではなく、また靈駕は都城の街を通り始めた時であったから速度はより遅かったと思われる。ここでもかりに板橋が一〇里（五・五km）ほどの地點にあると假定し、またそこから三時間程度で移動したとすれば、靈駕の本隊（後發隊）が哀冊文を読み終え宣德門を發った時刻は、午前九時頃になる。そしてこのように見ると、發引日の最初の行事である福寧殿での啓奠は五時四三分頃（卯初三刻）過ぎに始まったと見えるから、宣德門で哀冊文を読む（午前九時頃）までのすべての行事は三時間二〇分くらいで消化したことになる。

このような分析を考慮すれば、眞宗の發引が次のように述べられた理由も分かってくる。

天書は先に發し、既に旦なれば、帝は梓宮に啓奠し、群臣入りて臨す。梓宮を龍輜に升し、祖奠徹し、歩いて従い以て正陽門外に出づ。梓宮は輦に升し、遣奠を設け、攝中書令魯宗道は哀冊を読む。冊文に曰く、……。

天書先發、既旦、帝啓奠于梓宮、群臣入臨。升梓宮于龍輜、祖奠徹、步從以出正陽門外。梓宮升輦、設遣奠、攝中書令魯宗道讀哀冊。冊文曰、……。『宋會要』禮二九・三〇 眞宗乾興元年九月二十四日

眞宗の發引では、彼の生前に特別な意味があった「天書」がその先頭に立ち、したがってその梓宮は哲宗と同じく後發の隊列（本隊）の中にあつたと考えられる。葬列をこのように分けたのは、大勢の人員と大量の装備などの事情を考慮したうえの措置であり、他の事例においてもこのやり方は採用されたと見られる。

しかし、ケースごとに變化に富んだ宋禮の一面は、發引の出發時間においてもあつたようで、複雑な様相を深める。その意味で次の太宗の事例はさらに注意される。

禮儀使言えらく、舊儀注内に事に未だ便ならずして當に改正すべき者有り。……又た未だ發引せざるの前に、皇帝は啓奠の禮を行い、百官は立班す。今其の日の申時に發引するに緣り、群臣は内庭に赴き立班するに及ばず、又た内中

は止宿に難ければ、望むらくは啓奠に行禮せる公卿は内中に宿るを除き、餘官は竝びに止だ乾元門前の幕次に赴き、時に至りて靈駕に謁するを候つのみならしめんことを。……竝びに之れに従う。

禮儀使言、舊儀注内事有未便、當改正者。……又未發引前、皇帝行啓奠之禮、百官立班。今緣其日申時發引、群臣赴内庭立班不及、又内中難於止宿、望令除啓奠行禮公卿宿於内中、餘官竝止赴乾元門前幕次、至時候謁靈駕。……竝從之。〔宋會要〕禮二九一三―一四太宗 至道三年八月三十日

禮儀使は、太宗の發引（一〇月六日）を一ヶ月あまり前にして、恐らく先代（太祖か）の喪葬に關わる「舊儀注」に「便ならざることがある」を指摘して、改正すべき點を列舉する中で、發引の時點が申時（午後三―五時）に豫定されていることに觸れている。この時の發引も、哲宗のように先發隊が先に出發した可能性があるが、申時は靈駕の本隊が出發した時點を指すだろう。なお、この時は明け方の啓奠に参加するために、その前夜から群臣が止宿する必要があるが要求されていたが、それができない者は直接發引の式場である乾元門（宣德門）に赴くように措置している。

ところで、本隊の進發（發引）がこのように申時であり、一方の啓奠と先發隊の出發が夜明けに始まったとすれば、兩者間の時間差は、先の哲宗よりもっと大きくなる。そうすると、本隊の出發がもっと遅れたこのケースは、どう見るべきかという問題が生じるが、それはまず皇帝によってとくに本隊の出發時間に相異があり得たことを言う。しかし、出發がこれほど遅くなると、間もなく日が暮れて宿營の必要がすぐ生じるなど、午前に發つより不便なことが多くなるのは必至であるが、宋朝がこれを甘んじて選んだとすれば、そこには然るべき理由があつたはずであろう。そしてそう考えると、その手がかりは或いは「申時」という時間に拘った所に見いだせるかもしれない。申時はすでに見てきたように、成服が行われた時間であつたことを始め、宋の群臣が啓攢宮の後から發引直前まで、毎日一回臨を行う「晡臨」の時間、すなわち晡時（午後三―五時）でもあり、また眞宗の葬禮でも掩皇堂の一部の儀禮が申時に合わせ實行される計畫があつた點（後

述) などから、宋禮で特別な意味を持っていたらしく、太宗の發引を行った時點もこれらとの相關性が想定される。宋の喪葬儀禮が、全般的に風水など民間信仰の影響を大きく受けたことはすでに言及した所だが、これについてはさらに後述する。

第四節 山陵到着後の状況と掩皇堂

大規模葬列の旅程には、寢食の提供や日程の管理など、様々な問題と困難が常にもなったはずだが、具體的な様子は全く不明である。靈駕が通過する州縣の官吏たちに奉迎と奉辭の禮が要求された(前掲C文)から、彼らによって行列の莊嚴な姿が民間に廣められただろうが、それを記事として公に取り扱うのはタブー視されたかも知れない。⁽¹⁹⁾

ところで、長い道程を経て山陵(葬地)にたどり着いた梓宮は、直ぐに埋葬の手順に移るのではなく、なおも現場で待機する時間が短くなかったことが次の記事から推察される。

羣臣は板橋に辭す。十五日、梓宮を陵側に奉安す。十七日、皇堂を開く。

羣臣辭于板橋。十五日、奉安梓宮陵側。十七日、開皇堂。(『宋史』卷二二二禮二五山陵仁宗 嘉祐八年十月六日)

ここに見える「梓宮を陵側に奉安す」という情報は重要なので、これを〈表三〉に整理した内容に加え、仁宗の葬禮日程をならべ直すと、「二〇月六日 發引―一〇月一五日 梓宮の陵側への奉安―一〇月一七日 開皇堂―一〇月二七日 掩皇堂」という手順を踏んだことになる。⁽¹⁸⁾ 靈駕は都城を發つてから一〇日目に葬地に着き、その日とりあえず陵(永昭陵)の側に奉安された後、さらに三日目に「開皇堂」、そしてそれから一日目になって埋葬を迎えた。「開皇堂」は宋禮でもここにしか見えない唯一の事例で、文字通り完成していた皇堂の門を開いたという意味であろう。⁽¹⁹⁾ 結局、梓宮の埋葬(掩皇堂)は山陵到着から一三日目に實行され、案外に長い時間を待ってのことであり、これは山陵に着いてからも山陵使一行に

とって行うべき仕事がお多かったことを意味する。

これに似たもう一つの例として、哲宗の場合（掩皇堂は元符三年八月八日）⁽²⁰⁾が挙げられる。元符三年四月四日に工事が始められ、完成の状態に至った皇堂に對し、宋朝は哲宗皇帝を「（八月）壬寅（八日）、永泰陵に葬る。」⁽²⁰⁾とか、「（同月）八日、土を復し、群臣の奉慰すること儀の如し。」⁽²⁰⁾という措置をとっている。「葬」と「復土」はいずれも「掩皇堂」と同じ意味である。ところで、これより七日前の八月一日の記事に、「同日、梓宮を永泰陵の下宮に奉安す。」（『宋會要』禮三七・一五帝陵 哲宗永泰陵）と見える。「下宮」は宋代に發展した帝陵に附屬した建築群の一部で、陵墓からあまり遠くない所に位置した。（後述）したがって、これは「奉安梓宮陵側」という先の仁宗に對する説明と大體同じであり、その「陵側」も哲宗のように下宮と見なして差し支えないであろう。よって、哲宗の梓宮が陵墓（下宮）に到着（奉安）したのは發引（七月二〇日）から二日目の日であり、掩皇堂はさらにその日から八日目になったわけである。仁宗と比較すると、哲宗の梓宮は陵墓に着いてから待機した時間が四日ほど短かったことも分かる。⁽²⁰⁾

掩皇堂の事情は『宋會要』でも情報が最も不足している部分であるが、これを補充しうる貴重な記事が『宋朝事實』（卷二三 儀注三）の「英宗葬永厚陵」（以下「永厚陵」に略稱）である。英宗の山陵使である韓琦に儀仗使として隨行した司馬光の記に残した見聞が、『宋朝事實』の編者李攸により再引用されたと見られるこの記事は、一般の禮書では接し難い生々しい情報を伝える。同記事の後半には埋葬を終えた後、開封に戻って引き續き行われた新たな種類の儀禮（祔廟）が扱われているので、ここではそれ以前の内容を先に検討する。また、「永厚陵」は『宋朝事實』に「儀注」という名で分類されるが、本稿で扱う『儀注』などのような正式のものではなく、喪葬儀禮の光景を散文調の文章で記述したものであるから、その全文を直接引用する必要はない。そこで、本章ではその内容の概要だけを一通り紹介したうえ、必要に応じて一部の問題を取り上げることしたい。

ところで、宋の皇陵はその周囲に上宮と下宮を主要な建築群に含めており、それらに關する調査と研究が最近進んでいる。上・下宮の區別は唐代からの慣行で、徳宗貞元一四年（七九八）に唐太宗の寢宮を山下に移して以來のことである。來村氏はこれ「以來、陵園と付屬する寢殿區を上宮、便殿を含む居住區を下宮として名稱を分ける習慣が定着した。」⁽²⁶⁾という。この制度を受け繼いだ宋代の上宮については、「上宮は神牆以內を指し、或いは皇堂（すなわち、玄宮又は地宮…筆者）を指稱する。」⁽²⁷⁾という説明がまず提出されていたが、その後、楊寬氏がこれを「錯誤」と指摘し、その代りに「上宮は唐代の獻殿で寢殿とも稱し、陵臺の前、南神門以內的建築（物）」であつて、ここでは上陵（謁陵）などの盛大な祭儀が行われる大殿があるのに比べ、「下宮は寢宮で、墓主の靈魂に日常の飲食を供奉する起居の場所である。」⁽²⁸⁾と説明した。これらによれば、宋の下宮は本來寢殿近くにあつた唐の寢宮が山下に移動して發展した來歴をもち、上宮はその結果來村氏が述べるように、「陵園と付屬する寢殿區」を中心とする神牆に取り圍まれた區域であると見ることができる。

宋代に現れた上・下宮の制度における最も代表的な特徴は、下宮の位置が大いに變つたことである。宋代になつて下宮（寢宮）は當時流行した陰陽堪輿術（風水）の影響を受け、皇陵の北西、とくに后陵の後ろにその位置を定めたからである。それで、宋の下宮は、陵墓前方の進入路あたりに置かれた唐のそれと正反對の位置になることになり、當然これが山陵地區で展開する葬儀の方法にも影響を與えたと思われる。英宗の永厚陵はこうした構圖に即した典型的な宋代帝陵の一つであり、實測された下宮と上宮（獻殿）の間の距離は二七〇mくらいに過ぎない。⁽²⁹⁾（圖五）参照

「永厚陵」はとりわけこの下宮の構造を描寫した稀少な記事として注目される。すなわちその前半部では、英宗の梓宮が山陵に至ると、まず「席屋」（草などで覆った簡易家屋）にそれを安置することを述べてから、下宮の主要施設として正殿、影殿、東幄などを挙げ、ここに龍輶、御容、臥神帛などが置かれることと、また齋殿の側はいずれも陵を守る宮人の居處であり、その他に浣濯院や廚房、そして陵使と副使が利用する廨舎などの存在を説明するに及んでいる。靈駕が下宮に至

〈表五〉 永厚陵（英宗）と永定陵（眞宗）に関する主要情報

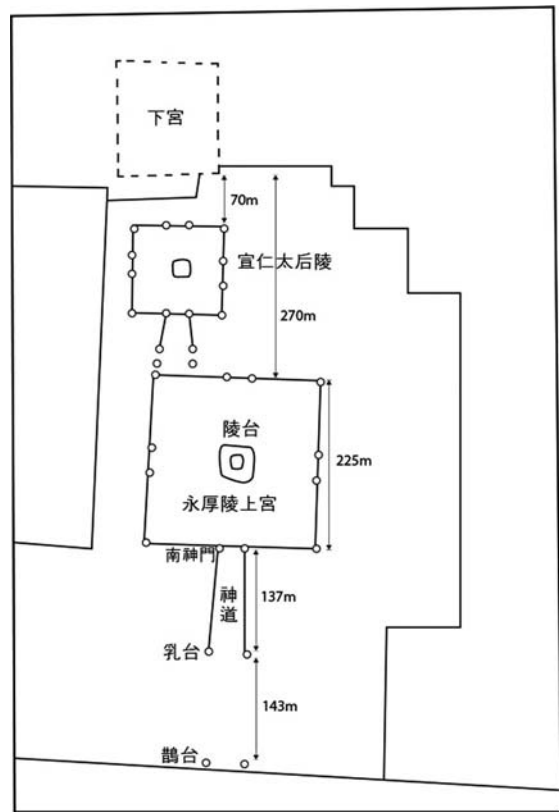
	英宗永厚陵（『永厚陵』などによる）	眞宗永定陵（『北宋皇陵』などによる）
鵲臺門（閤角）	乳臺との距離は 143 m（『北宋皇陵』）	乳臺との距離は 140 m（劉毅は 153 m とす）
乳臺（側臺）	南神門との距離は 137 m（『北宋皇陵』）	南神門との距離は 140 m（劉毅は 153 m とす）
上宮	方 150 歩（『北宋皇陵』は 240 m とす）、 卷 4 重、高 8 尺、厭木者 2 重	方 230 m（劉毅）
陵臺	3 層、高 53 尺（『北宋皇陵』は 14.8 m、 上邊方 14 m、下邊方 55-57 m とす）	3 層、上邊方 18-19 m、下邊方 52-53 m、高 15.3 m （劉毅は上邊 15.9 m、下邊 58 m、高 17.2 m とす）
皇堂	方 3 丈、深 2 丈 3 尺	
石槨	高 1 丈、盤長 1 丈 2 尺、深闊 7 尺、 蓋條石各長 1 丈、闊 2 尺、14 板	
深さ	63 尺	深 81 尺、方 140 尺（『宋史』山陵による）
麓巷	長 83 尺、深闊 1 丈 8 尺	
隧道	長 470 m	
石人物	60 事（『北宋皇陵』は「石彫像が現存 56 件」とす）	16 組（神道の東西に 1 對ずつ）

* 宋の 1 尺は 30.72 cm、1 丈は 3.07 m、1 歩は 1.54 m（『新字源(改訂版)』、角川書店、一九九六による）。

* 『北宋皇陵』は河南省文物考古研究所編『北宋皇陵』（中州古籍出版社、一九九七）であり、劉毅は同「宋代皇陵制度研究」（『故宮博物院院刊』一九九九—）である。

ると、梓宮は龍輜から下ろされ他の所に安置されるが、掩皇堂の日が近づくとき再び龍輜と結合したと思われる。また、靈駕に扈從してきた兵士などは龍輜と御容などを「幕幄」に引き渡した後、鞏縣など山陵周邊の三つの縣に「分屯」したとの説明も見え、開封出發以後史料から姿を消していた数多くの兵士や儀仗隊員の動向を知り得る点でも興味深い。下宮の規模が大きいといっても、数千に至る兵士を時には一〇日以上の間、全て收容することは難しかったに違いない、したがってこのように分散した彼らは、掩皇堂が終れば山陵使一行に再び合流して一緒に歸途にいったと考えられる。

「永厚陵」は續けて陵墓とその周りの地形などに觸れた後、皇堂を始め陵臺と陵墓の規模について説明する。宋の皇堂は封墳を指している用法が多いが、ここでは地下の玄宮を稱して使われており、これが本来の意味であろう。宋代皇陵の發掘調査が進むにつれ、その構造の多くが明らかになったが、内部の調査がまだ充分でない状況の中、隧道の長さなど一部珍しい情報が「永厚陵」によって提供される。これを含めて、既存の調査で得られたデータや研究結果などを参考にし、永厚陵の内外部と周邊施設の基本情報を整理したものが〈表五〉である。その中には、参照のために眞宗永定陵の情報も



(前掲書、『北宋皇陵』：劉毅、前掲論文をもとに適宜改変)

〈圖五〉 英宗永厚陵園の構圖

共に入れておいた。併せて、〈圖五〉はその理解のために、既存の「永厚陵」實測圖を本文の内容に合わせてやや變形したうえ、〈表五〉の一部データを入れて表示したものである。

「永厚陵」は以上に引き續き、その半ばから掩皇堂が實行される様子について描寫する。二百字あまりのこの記事には、掩皇堂が以下のような次第で執り行われたことが述べられている。

(1) 當日(八月二七日…癸酉)の明け方に幄殿で「遣奠」が行われる。(2) 昌王(神宗の弟の趙顥)と「(山陵)五使」が吉服を着て龍輜を先導し隧道を下っていく。(3) 「巳時一刻」(午前九時一四分頃)に梓宮が置かれた石槨を墓中に置く。(4) その周りに多様な物品とともに英宗生前の「平生玩好之物」及び冊・寶などを副葬する。(5) 墓室(玄室)の石門などを徹底的に封鎖した後、土で隧道を埋める。(6) 五使が凶服に着替え、隧道の外に出て「掩皇堂祭」を行い、また陵で哭する。⁽²⁰⁾

以上の内容から見られるいくつかの特徴について敷衍してみる。まず、『儀注』との比較を試みると、その「葬儀」には宿營地を後にした梓宮が陵墓まで行進する様子と、さらにそこから玄宮(墓室)に進入する過程、そして埋葬が實行される内容までが段階別に詳しく説明されるのに比べ、それに該當する「永厚陵」の記事では、梓宮が外部からまっすぐ皇堂に進入する様子が浮彫りにされ、その前の陵墓までに至る過程は説明から外されている。これには「永厚陵」が関連す

る記事を一切省略した可能性もあろうが、一方で下宮と陵墓の距離が『儀注』より遙かに短いなど、永厚陵の現実的な事情が反映された結果とも思われる。つまり、『儀注』『葬儀』には宿營地から葬地までの移動距離が長く、それに對する葬列の様子が冒頭に述べられる必要があったが、「永厚陵」はそれと違って、出發地の下宮から目的地までが短距離であり、また皇堂の規模も唐より一段と小型であったことから、葬列の玄宮進入に關わった手順とかがった時間の差異は大きかったと考えられる。

永厚陵は、陵域の入り口付近にある鵲臺から陵園の南の門（南神門）までの距離が、わずか二八〇mほどであり、（表五）と（圖五）これは北の方に離れている下宮とほぼ同じ數値である。これが唐の場合は遙かに遠く、現地調査によれば元陵では南門から乳臺が七〇〇m、乳臺から鵲臺は三kmほどそれぞれ離れており、唐・宋間で陵域の規模は大きく懸隔する。また、唐の下宮は「いずれも南門から二〜三km隔てた鵲臺の北西に位置している」⁽²⁰⁾し、元陵の陵體は八五〇mほどの壇山に造成された「山に因りて陵と爲す」形式であるから、南神門からそこに至る距離までを加えれば、全體的な旅程の苦勞が宋の帝陵とは比較にならないものであった。こうした状況より、『儀注』の靈駕一行が山陵の周邊で留まった場所の候補としてこの下宮が考えられることは無理ではないであろう。下宮の本來の機能は守陵人の宿泊にあり、宋の永厚陵でも同じであった。來村氏は、『儀注』『葬儀』の「宿營地」がどこなのか確認がされていないことと關連して、「具體的な場所と時刻が記されていないため、宿營地が探れない。ただ、……山陵付近のどこかに宿ったことがわかる。そうしなければ、時刻の調節ができないからである。」⁽²¹⁾としたが、唐の下宮は「大規模な建築群であるため平坦地に立地している」⁽²²⁾ことが分かっているから、埋葬直前に山陵使一行の最終宿營地として利用された可能性は充分にある。

一方、「永厚陵」では皇堂内部の梓宮安置の過程について、他に「梓宮升石櫛西首、御夷床、下不及地尺而止。巳時一刻、乃下。」という場面がある。「巳時一刻」（午前九時一四分頃）という特定の時刻が来るのを待つて下棺しようとした埋

葬のやり方である。これは、當時の掩皇堂が陰陽思想の影響の下で進められたことを思わせる次の事例とも相通じる。

司天監言えらく、太宗の梓宮は先に丙地内に奉安す。經書を按ずるに、壬丙二方は皆な吉地と爲す。今請うらくは靈駕は先ず上宮神牆外の壬地に新建せる下宮に奉安し、十月十二日申時を俟ちて發して丙地の幄次に赴き、十三日申時に皇堂を掩せんことを、と。禮儀院言えらく、丙地の梓宮を奉安せる處は陵門に至るまで甚だ近く、竊かに慮るに儀仗施設を爲し難ければ、欲し望むらく儀仗・鹵簿使に下して相度せしめ、若し全て設くること得ざれば、即ち鼓吹・香鑪・繖扇・細仗導引を量排せんことを、と。竝びに詔して可とす。

司天監言、太宗梓宮先於丙地内奉安。按經書、壬丙二方皆爲吉地、今請靈駕先於上宮神牆外壬地新建下宮奉安、俟十月十二日申時發赴丙地幄次、十三日申時掩皇堂。禮儀院言、丙地奉安梓宮處至陵門甚近、竊慮儀仗難爲施設、欲望下儀仗、鹵簿使相度、若全設不得、即量排鼓吹、香鑪、繖扇、細仗導引。竝詔可。〔宋會要〕禮二九・二七 眞宗 乾興元年

八月六日

眞宗の掩皇堂（乾興元年一〇月一三日）を二ヶ月くらい前におき、司天監が提出して認められたその意見から、いくつかの重要な事實が知られる。まず、このころ下宮が上宮の神牆外、北の方（壬地）に新しく建てられた状態にあり、その位置關係は永厚陵のそれと同じであるといえるので、眞宗の靈駕は葬地に着いた後はいったんここ（下宮）に奉安された。そして、この靈駕（及び梓宮）は掩皇堂の一日前に丙地（南の方）に位置した幄次に遷されるが、その時刻は申時であり、これは翌日に行われる掩皇堂の時間と同じである。眞宗の喪葬儀禮がとくに申時という時刻と關係が深いことを物語る。太宗の發引を始め、宋禮の葬儀では主要な次第の時間が決められていたことをすでに見たが、申時はその一つとして重視された。この際の「掩皇堂」が、「葬」ないし「復土」と同じ意味であることも前述した。ただ、永厚陵でみられる下棺の時刻「巳時一刻」が、「掩皇堂」の時刻を意味するかは明らかでないが、この時間帶は眞宗の掩皇堂があった申時とは

異なるもので、このことから宋の掩皇堂は皇帝によって實行の時間に相違があったことを思わせる。

また、眞宗の梓宮が「發赴」された幄次が丙地（南方の吉地）であるとされる地點は、司天監による下宮の説明が上宮を基準としているので、それも同じく上宮より南の方、すなわち南神門の外近くと見られる。そして、これは司天監に次いで禮儀院の提案からも裏付けられる。眞宗の梓宮が奉安された丙地は陵門（南神門）の近所であり、しかも陵門から「甚だ近く」、準備した儀仗を充分に展開することができないという苦情が提起されたのであった。なお、丙地は哲宗の大斂成服の際も「福寧に入り權に丙地に措く」とあったように（前述）、宋禮で梓宮が置かれた方位の一つとして好まれたが、これはちょうど北宋皇陵の布局が、東南の地勢が高く西北は低いという風水の原理と深い関係があるように思われる。

この事情を参考にとすると、「永厚陵」でも梓宮を掩皇堂に先んじて下宮から南神門近くに豫め遷して置いた可能性があり、だとすれば、掩皇堂の手續さも事實上南神門から始められたと見ることができる。またそうになると、これは掩皇堂の⁽⁴⁵⁾日の明け方に「遣奠」が行われたとされる幄殿（永厚陵）（1）の位置を含め、葬式の關係者はもちろん、周りの州縣に分散していた兵士や儀仗隊の掩皇堂當日の集結場所が、もはや梓宮がそこを離れている下宮ではなく、陵門であると考えべきである。これは宿營地から陵門まで行進を續けていた『儀注』の葬列と明らかに相異なるやり方である。永厚陵の葬儀において行進のことがあまり見えないのは、單純な省略というよりこうした背景があったからであろう。つまり、永厚陵では梓宮及び山陵五使などは南神門近くの「吉地」において葬式を始め、ここから陵門にまっすぐ入り、陵臺まで進んで行つて皇堂に至った後、一五〇mの隧道（表五）を降つて、まもなく着いた玄宮のなかに入り掩皇堂を執行したと見られる。

宋禮でこのような方式の掩皇堂が行われたのは、やはり下宮が上宮に近接したうえ、その位置が變則的になっていたことに起因すると思われる。上宮と正反對の方向にある下宮から靈駕を出發させる際、數千の人數からなる葬列は皇后陵

（當時は未だ完成されず）を經由して、上宮の側を縦斷した所で南神門に向かつて旋回しなければならぬが、二七〇mに過ぎない近距離をこのような規模の大きい行列を作って移動することは、動線の上でかえって不便があっただけでなく、儀禮的にも演出の効果が落ちると見られる。

喪葬儀禮が決まった時刻に合わせ進められたことは宋禮だけの現象ではない。『儀注』の「小斂」、「大斂」、「小祥變」、「啓殯」、「祖奠」などでそのことが既に見え、また「葬儀」では玄宮に梓宮を下ろす際に「至時」という表現が使われており、その寸前には「前三刻」、「前一刻」などの語もある。これは唐・宋ともに喪葬禮の重要な儀式を、吉時に合わせようとした觀念を反映するが、結果的に儀禮の時間を嚴守する効果をもたらしたのである。『儀注』の「至時」は時間を特定し難いが、「永厚陵」のように葬儀を午前中の行事と見るなら「宿營地」からの出發が相當早い必要があったので、このことから、その一行は少なくとも前日には山陵からあまり遠くないどこかに留まって出發に備えたはずである。そうすると、『儀注』の山陵使一行が留まった所はやはり下宮が有力視され、またここに葬儀より二三日ほど前もって來ていたと前述した本文の推論は依然として有効であろう。

さらに、「永厚陵」の文中に梓宮を安置する方向について「西首⁽²⁶⁾」という表現が使われている。『儀注』「葬儀」には、墓室に入った遺體が頭の方向を南と北にいくども變えながら前に進んだ末、最終的に「北枕」にその方位が決定されたことが見える。ここにも「時間」に反映されたものに似た考えが作用しただろうが、その唐・宋間の差異はもちろん、宋朝における皇帝間の差異の有無さえ現在としては知り難い。

「永厚陵」の掩皇堂に關する描寫は、埋葬を済ませた山陵使一行が、玄宮の門を徹底的に封鎖して皇堂をくぐり抜けることで終わりになる。これに相當する『儀注』「葬儀」の末尾には、輜輶車（靈駕）と龍輶などが焼却される場面が演じられ印象的であり、「永厚陵」では梓宮を載せて入った龍輶のその後の行方が分からないが、同じく墓室のなかで處分さ

れただろう。また服装の面で、宋の「五使」などは皇堂に進入する時、吉服と金帯を着用していたが、墓門が閉鎖されてから隧道で最後に挙げた「掩皇堂祭」では凶服に着替え、さらに陵の外に出ては再び吉服と黒帯に替えている。葬儀まで終えた宋禮はもはやその性格を新しい段階に移しつつあるが、吉服と黒帯の共存が象徴するように、さしあたり吉禮と凶禮の過渡期的な側面はなお續いていたといえよう。

第三章 葬禮を終えてから

南宋光宗の喪葬儀禮の際に、禮部・太常寺の官は、「國朝の禮制に、皇堂を掩い畢われば、虞主回り、皇帝は奉迎、安神、虞祭、卒哭、寧神、奉辭の禮を行う。」⁽²¹⁸⁾と述べている。實際の宋禮に即してみても、山陵から都へ戻ってきた虞主は、確かにこの説明どおりの儀禮次第を経て最終的に祔廟に至る。宋禮ではこれらのうち虞祭と卒哭と祔廟を柱となし、その前後のものは附隨的といってもよいので、本章ではこの三つの禮を中心に宋禮の展開過程について検討する。

第一節 木主の出現と集英殿安置

先帝を無事に埋葬する大任を終えた山陵使一行は當日さっそく歸途につく。山陵には守陵人や護衛兵士などが少なからず残った状態である。⁽²¹⁹⁾注目されるのは、彼らが山陵を離れる前に、虞祭を一度舉行了た事實である。上記の「奉迎―安神―虞祭」という喪葬儀禮の順序は、山陵使一行が都城に戻ってから進められた儀禮であるが、その中で虞祭は彼らが山陵を出發する直前に既に開始され、宋禮の顯著な特色を示す。虞祭のためには虞主という木主が必要となり、⁽²²⁰⁾それに關する情況の一部が、前に分析した『宋朝事實』『英宗葬永厚陵』の掩皇堂の内容に續いて次のように見える。

五使乃ち凶服に易え、掩皇堂祭を隧外に設け哭し、又た陵に哭す。人は吉服に易え黒帶す。虞主を浴し畢わるを俟ち、輿より降り輅に升して下宮に即かんと奏請す。又た進發せんと奏し、五使前歩して導きて下宮に至り、輅より降りて輿に升さんことを奏し、第一虞を設けて哭す。

五使乃易凶服、設掩皇堂祭于隧外、哭、又于陵哭。人易吉服黒帶。俟浴虞主畢、奏請降輿、升輅、即下宮。又奏進發、五使前歩導至下宮、奏降輅、升輿、設第一虞、哭。〔宋朝事實〕卷一三、英宗葬永厚陵。

掩皇堂の後、掩皇堂祭と陵での哭までを済ませた山陵使一行は、下宮に場所を移し虞祭を舉行する。これは後で詳述する九虞祭のうちの初虞（第一虞）に當たる。虞祭のためには事前に虞主を沐浴したことが知られ、またその祭の服裝が吉服と黒帶の姿ということは、葬後の宋禮の性格が漸次吉禮に移りつつあったことを、改めて象徴する。

虞主が他ならぬ山陵で初めて姿を現したことは何より特異である。本來、主人が死ぬと「重」を立て靈魂の標識となすだけであるが、宋朝ではとくに葬事の段階になって重を皇堂に埋め、その代わりに初めて木主（木製の主）を作って新しい神靈の依り代とした。この木主を神主と稱し、また虞祭で使用したということで虞主と呼ぶ一方、その素材に因って桑主とも言われたが、これがその後、祔廟の段階で栗木製の栗主に代替されても、この栗主は同じく神主（または木主）に屬するものであった。これに對し、宋代には虞祭に使用される木主を虞主と稱し、祔廟以後の木主はとくに神主と呼んで、互いに呼稱上の區別があったという説明があるが、これは従い難い所がある。材質の面から桑主と栗主の區分が明らかであることを除けば、虞主と神主の間にその呼び方が混同される現象が本文でも發見され、やはり兩者間で嚴密な區別はなかったと考えられる。

木主は、中國王朝の喪葬儀禮において、早ければ小斂の直後に登場し、遅ければ虞祭終了後に現れる説明があるなど、その始點への見方は多様であるが、宋禮のように葬儀後、虞祭の施行に合わせ出現したという理解が多いようである。栗

原氏が、「漢代の儒者の間では、周代の禮として、とにかく「虞」すなわち埋葬をおわったのち、家にかえって死者の靈を殯宮にまつるとき桑木の主をつくってまつたとされている。これが虞主で、……」⁽²⁴⁾とし、また唐代については、『新釋』は「皇帝神主は葬儀までは見えず、いつどのようにして製作されたものか不明であり」としたうえ、『開元禮』三品以上喪之二・虞祭を参照して、「皇帝の場合も同様に、山陵から玉輅に載せられてきた靈が腰輿に移されて太極殿に上る前に、あらかじめ作製されていた桑木製の神主を太祝が運んできて靈座に置いたのであろう。」⁽²⁵⁾としている。

宋代の虞祭は漢・唐に比べ變化した所が多く、最も大きい部分はやはり虞祭が始まった場所である。宋以前には、埋葬を終え歸家（或いは歸京）した後に行い始めたので、虞主もこの時から現れるが、宋禮では虞祭が山陵で始まったのだから、虞主もこの時一緒に登場した。宋代のこの變化は、葬地が都城から大きく隔離された點からくるものであった。一般的に周代と漢代の葬地は都城から比較的近距离であって、埋葬が終われば当日中に歸って虞祭をあげることができた。漢代皇帝の場合、距離はこれより遠くなったとはいえ、⁽²⁶⁾宋代に比べられるものではなかった。また唐代になると、後で見ると一段と遠隔にはなっているが、それにも拘わらず、先の『新釋』の説明どおり虞祭は都に戻った後から始められ、前代以来の遺習が續いたと見られる。

宋朝はこれを背景に獨自の方式で虞祭を運營した。宋朝の山陵使一行が開封都城に歸還したのは、掩皇堂より數えて太祖が五日目であったことを例外として、残り六帝はいずれも六日目である。⁽²⁷⁾（表三）また、開封から北宋皇陵の所在地（現在の鞏義市西南部）までは一二kmであり、⁽²⁸⁾前の章で検討した仁宗と哲宗の例から見ると、その梓宮が葬地に到着するにそれぞれ一〇日と一日がかかったから、一日の平均日程は一一～一二km程度である。したがって、これらの歸路が六日ほどであったことは、往路より日程が倍近く減ったことを意味し、反對にその速度は一日平均二〇kmまでに速くなったことをいう。もちろん、これは重厚な喪輿と儀仗などの負擔が大きく輕減した結果である。このように歸路の日數が六日

になったのが、多分宋朝の意圖によるものであると見られる點は興味深い。次節で詳述するが、宋朝では合わせて九回に渡り實行するいわゆる九虞祭のうち、六回は都に戻る途上で行うというパターンを見せるが、この六回という虞祭の回数と歸還する路程の日數が一致することを、ただの偶然と見なすことはできないからである。

さらにこのことを唐代と比較すれば、『儀注』の發引は一〇月四日、埋葬は同月一三日、そして長安城から元陵までの距離は六八km²⁰⁾であるから、一〇日かかった往路の一日平均の移動距離は六・八kmになる。これは宋代に比べかなり緩慢で多少遅い感までする數値である。このことから『儀注』の場合も、實は靈駕が葬地に着くと直ぐ埋葬につながらず、宋禮のように一定の時間を對機する過程があったと推定される餘地が生じてくる。そこで『儀注』もこのように考え、實際の葬地到着が假に葬儀より二―三日くらい先立ったとすれば、その往路の所要時間は七―八日に短縮され、また反對に一日の平均速度は八・五―九・七kmに増え、結果的に宋代の數値にかなり接近する。これは、前に引用した來村氏の、「代宗の靈駕は葬日の六日から七日前に發引させなければ行程に餘裕がなくなるだろう。」²¹⁾という説明とも大まかに一致するが、ただそこには梓宮の待機する時間は考慮されていない。またこのように考えると、『儀注』の都に歸る時間も大きく縮まって三日程度なら可能となり、虞祭も都に戻った日からすぐ太極宮で行うことができたから、埋葬の後それがなかった時間は三日であったことになる。しかし宋朝の人びとにとっては、このくらいの時間さえ死者に虞祭を待たせることはできないという特別な認識をもっていたのであり、このことが、虞祭を山陵ですぐ實行させ、唐と異なる方式となった根本的な理由だと考えられる。つまり例えば、司馬光が、「臣は聞くならく、……虞は安なり、柩は既に藏するに、孝子は一日も其の親を離るるに忍びず、精神の彷徨して依歸する所無きを恐るれば、故に祭祀して以て之れを安んず。」²²⁾と披瀝した考えは、當時の宋朝で支配的な見方であつて、後述するような議論を経て制度として成り立つようになる。

いよいよ先帝の靈が宿った虞主が、玉輅に乗せられ開封の都城に還ってくると、宋朝は次のように應對した。

禮儀院言えらく、禮例に準じ、……神主回れば、經る所の州縣及び京に到るの日に、群臣は竝びに城より出でて板橋に至り、立班して奉迎し、再び拜し訖わりて退き、以て會慶殿に宗正卿の神主を安ずるを俟つ、と。詔して可とす。

禮儀院言、準禮例、……神主回、所經州縣及到京日、群臣竝出城至板橋、立班奉迎、再拜訖退、以俟會慶殿宗正卿安神主。詔可。(『宋會要』禮二九一二七 眞宗 乾興元年七月二十四日)

多分發引と逆の路程に沿って通過する州縣に「奉迎」されながら都城に至った虞主は、まず板橋で發引の時と同じく出迎えに來た群臣からの禮を受けた。⁽²⁴⁾そしてその後、虞主は都城に入り會慶殿(集英殿)に向かつて進んでいくが、途中で皇族の迎接を受け、例えば哲宗の例では、「虞主京に至るに、群臣は板橋に奉迎し、元符皇后は瓊林苑に、上は集英殿の門に奉迎し、前導し殿に陞り、幄殿に奠す。」⁽²⁵⁾とある。群臣が奉迎した板橋は、開封城の西側外城である順天門から外へ出た所⁽²⁶⁾にあり、瓊林苑は順天門に近接した御苑であり、ここに哲宗の元符皇后(昭懷皇后劉氏)が先に出迎えに來ていた。そして、虞主は順天門を通過して集英殿まで來ると、門前で皇帝(徽宗)の迎接と引導により殿上に上げられ祭られることになる。文中に「幄殿に奠す」とあるのは、前の例にもあった「宗正卿は神主を安んず」という「安神禮」と見られ、また虞祭はその後に來る手順であるから、この次第はちょうど前に引いた南宋官吏の言う「奉迎―安神―虞祭」という流れに沿うものである。

ここでもまた『儀禮』及び『儀注』との比較が必要になる。『儀禮』では葬地から喪主が還ると「反哭」をすることになっているが(表一)、宋禮にはそれが見當たらなからである。「反哭」が『儀禮』既夕禮に「葬日」と一緒にあるのは、葬日のうちに歸家ができるほど葬地が近距離であることを前提とする。反哭は『儀注』にも見えず、『新釋』はこれに對し『大唐開元禮』(卷二三九 三品以上喪之二)の構成を參照して、「これに従えば、「元陵儀注」にも、本來は「葬儀」と「虞祭」との間に「祭后土」および「反哭」にあたる儀禮次第が記載されていたのであろう。」⁽²⁸⁾とした。しかし、宋禮

では「祭后土」はともかく、反哭は儀禮の内容から消えている状態であると思われる。關聯する儀禮が『宋會要』に見えないだけでなく、前に幾度も引用した光宗喪葬儀禮の次第にそれが抜けているのは、やはり反哭が宋禮で實行されなかったことを暗示する。そしてその理由としては、まず皇帝が葬地に同行しなかった所に求められるのが自然であろう。反哭は本來喪主が葬地から還つて廟を訪れて行うものであるが、靈駕に隨行して葬地に行くことなく、宮中に留まっていた新帝がその禮を行うことは不自然である。そのうえ、「朝廟」は前述したように、宋代には發引の時にも實行しなかったという経緯があつたので、ここで改めて反哭のために太廟を訪ねることは同様にそぐわない、と見られる。前掲した哲宗の實例からも、虞主は集英殿に安置されて以來、ずっとその場を離れることなく守られていた後、耐祭の時に始めて太廟に移動する。⁽²⁸⁾このような宋禮の状況は『儀注』でもとくに變換することがなかったと思われるので、唐の皇帝喪葬儀禮における反哭の存在もまた疑われる。

一方、宋朝で集英殿が虞祭の場所に定められた背景には、次のような國初の事情があつた點にも注意しておきたい。

禮儀使言えらく、……神主京に回るに、請うらくは閭闔門由り右掖門を出で、近西の便殿に權りに安んじ、九虞の祭を行わんことを、と。詔して、大明殿を以てす、と。

禮儀使言、……神主回京、請由閭闔門出右掖門、於近西便殿權安、行九虞之祭。詔以大明殿。〔宋會要〕禮二九十四太

祖 太平興國二年三月十三日

禮儀使の計畫としては、太祖の虞主が都城に還つてくると、入宮する進入路は閭闔門經由で右掖門を通じるようにし、また九虞の祭の場所は西寄り（近西）の便殿を利用するのがよいとしたが、宋朝はそのうち後者に對して結局「大明殿」とする決定を下している。⁽²⁹⁾この決定が禮儀使の建言に從つた結果なのか、それとも別の代案を示したものかは、「便殿」を特定できない點から確認し難い。⁽³⁰⁾大明殿は宋一代を通して廣政、大明、含光、會慶、集英などと順次改名された宮殿で、

（以下集英殿と通稱す）「宴殿」としての役割が主に知られているが、この際の決定により虞祭の場所としての機能が早くから附加され、とくに葬後における宋禮の中心舞臺としての位置を占めるようになる。⁽²⁴⁾ただ、虞祭は本来正寢で舉げられるものであり、⁽²⁵⁾唐でも殯の場所（攢宮）である太極殿が引き續きその役割をしていたことを考えれば（後述）、宋朝のこのような場所の變更は一般的ではない。宋朝が福寧殿を虞祭の場所として用い續けることがなかったのは、宮殿利用の事情が唐と異なつた宋朝にとって、皇帝の起居や治政の空間である福寧殿本来の機能を取り戻す必要があつたかもしれない。いずれにせよ、葬儀以後喪禮の中心が移つたことによつて、福寧殿は長い間保つてきた「第一次葬」と殯宮の場所としての性格から脱したといえる。

神主（虞主）を集英殿に安置してから數日間虞祭を行い、また「卒哭」まで續けて行つた後、虞主は太廟に遷され、宋禮は事實上一應の大團圓を告げる。『儀注』では虞祭の後に卒哭の禮がなく、⁽²⁴⁾この部分でも宋禮との違いが存在するが、從來宋禮における卒哭の意義はあまり論じられたことがないので、次は節を變え、虞祭と卒哭の問題を通じ宋禮のさらなる特徴について考える。

第二節 九虞祭の施行と意義

葬事後、「形（肉身）を送り往かせ、魂を迎え返つて」慰める祭祀⁽²⁵⁾である虞祭も、死者の身分により士三、大夫五、諸侯七、天子九、とそれぞれの回数が決められていた。宋朝がまさに「天子九虞」を實行したことに比べ、唐朝で果たしてそれがあつたかについての具體的な議論は見えない。本節では關連記事が比較的多い宋の状況をまず分析し、その内容を手がかりに唐の不分明な實態にも迫つてみたい。また、宋の虞祭はこれまで葉春芳氏の研究が唯一であるが、細部の内容を含め以前の王朝との比較を通じた歴史的な意味の賦與など、さらに分析が必要な所が多い。⁽²⁶⁾そこで次は、複雑な内容

〈表六〉 宋禮における虞祭の展開方式（主に『宋會要』禮二九 歷代大行喪禮上による）

太祖	4. 25 (掩皇堂、 初虞日)	26	27	28	29 (回京日)	30	5. 1	2	3	4	～	5. 19	
					○ (殿中)							祔廟	
太宗	10. 18 (上同)	19	20	21	22	23 (回京日)	24	25	26	27	～	11. 3	
												祔廟	
眞宗	10. 13 (上同)	14	15	16	17	18 (回京日)	19	20	21	22	23		
	◎	◎	◎	◎	◎		○	○	○	○	祔廟		
仁宗	10. 27 (上同)	28	29	30	11. 1	2 (回京日)	3	4	5	6	7	8	9
	◎	◎	◎	◎	◎		○	○	○	○	卒哭	齋戒	祔廟
英宗	8. 27 (上同)	28	29	9. 1	2	3 (回京日)	4	5	6	7	8	9	10
	◎	◎	◎	◎	◎	○ (殿中)	○	○	○		卒哭	齋戒	祔廟
神宗	10. 24 (上同)	25	26	27	28	29 (回京日)	11. 1	2	3	4	5	6	7
	◎	◎	◎	◎	◎	◎ (途中)	○	○	○	卒哭			祔廟
哲宗	8. 8 (上同)	9	10	11	12	13 (回京日)	14	15	16	17	18	19	
	◎	◎	◎	◎	◎	◎ (途中)	○	○	○	卒哭		祔廟	

で展開したこの問題の理解を圖るために、分析の結果を盛り込んだ〈表六〉を先に提示し、これを参照しつつ検討を進めていきたい。

〈表六〉は初期の情報こそ足りないが、宋一代にわたって「九虞之祭」が實行されたことを物語る。²⁰⁾その特徴の一つは、虞祭の場所が眞宗頃から虞主の「回京日」を基準に、それ以前の「途中」(◎)と以後の「殿中」(○)に區分される所にある。途中虞祭は「返虞」²⁸⁾とも表現されるように、掩皇堂の當日歸途につく直前に舉げた初虞を皮切りに、開封に返る途中に行った一連の祭祀を指し、殿中虞祭は還宮して以後に集英殿の殿上で執り行われた一連のものをいう。²⁹⁾この虞祭が、回数や間隔などの面でどのような原則を持っていたのかを窺い知る手がかりが、仁宗の喪葬儀禮をめぐって起った議論から見える。すなわち、同知太常禮院呂夏卿が、先ず將來にある先帝(仁宗)のための虞祭の方式に對し自分の意見を提出しており、『宋會要』(禮一五—三六 廟議 英宗 嘉祐八年六月十三日)に傳えられるそ

の概要は次のようなものである。

- (1) 古代に天子の九虞は十六日の間に、諸侯は七虞を十二日の間に、大夫は五虞を八日の間に、そして士は三虞を四日の間にのおのおの舉げた。また、葬事が終ると日中に始虞の祭を始め、一日おき（間日）に虞祭をやり續けて、九虞をすべて終えてからはさらに一日をおいて卒哭（祭）を舉げた。
- (2) 先代の眞宗の場合は、掩壙（掩皇堂）から返虞して神主を耐廟する時まで、一日一虞祭をして九日で終えたので、「間日」の規定がなく、また耐廟の前にあるべき卒哭の祭もなかった。
- (3) そうであるから、今回に仁宗の虞主が還内する日には、日中に最初の虞祭（始虞の祭）を行い、また九虞まで終われば卒哭の祭を舉げなければならない。

主張の核心は、古禮に従い「途中虞祭」を中止し、とくに初虞は虞主が都に戻った當日から始めよう、ということである。しかし、宋朝がこれを臣下らの討議に付した結果、孫抃などによる異議が次のように申し立てられ、最終的にこれが採擇されている。

- (1) 昔の葬地は距離が近くて日中に返つて寢にて虞を舉げることができた。
- (2) しかし、今は葬地が遠く虞主が途上に在るので祭祀は必要であり、それ故に祖宗は途中で日ごとに一回虞祭を行つて缺かすことがなかった。
- (3) だから虞祭は舊典にしたがつて行い、ただ虞の後に卒哭の祭を行うことは呂夏卿の建議通りすべきである。（前と同書同所）⁽²⁹⁾

孫抃などは「古の葬」と「今の葬」を比較して、兩者間の時代的條件の相異などを理由にあげ、昔の方式を今そのまま用いることは非現實的であるから、「祖宗」の慣行（舊典）に沿つて虞祭を舉げるが、卒哭は古禮を復活せよ、という考

〈表七〉 虞祭実施の日次に対する鄭玄と王引之の説

日次		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
奇偶	剛	柔	剛	柔	剛	柔	剛	柔	剛	柔	剛	柔	剛	柔	剛	柔	剛	柔	剛	柔	剛	柔
十干	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙
天子	王	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	×	卒	祔廟
9 虞	鄭	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	○	×	卒	祔廟		

(池田、前掲書、四二〇頁の表を元に加減變形。○は虞祭がある日、×はそれがない日。)

えである。ここで言う「先代」は、後述する内容から、とくに眞宗代を指し、それ以前に遡ることはないと思われる。宋人の間では、とりわけ埋葬後に祭祀は一日でも缺かしてはならないという觀念が重視されていた。

呂夏卿の建議はその多くが受け入れられなかったが、しかし宋朝で當時まで不分明だった虞祭の原則を定立させる契機を与えたといえる。彼がその復活を主張した古禮は、本來〈表七〉のようなものであった。この〈表〉は、「天子九虞制」實行の方式に關する解釋に、古來二つの系統があったことを示すが、呂夏卿の主張はそのうち鄭玄の説によっていることが分かる。つまり、一六日の間に九回の虞祭を行い、その後一日を隔てて卒哭を挙げ、さらにその翌日に祔廟するということである。しかし、呂夏卿の意圖は挫折し、その一部の卒哭だけが孫抃などの同意で採擇された點は、宋朝が時宜と條件を考慮して古禮を選択的に復活したことをいう。⁽²⁵⁾

宋朝は以上の議論の末、仁宗の虞祭に對し、「掩壙より五虞は皆な塗に在り、六虞より九虞に至るまでは、皆な集英殿に祭る。九虞畢れば、帝は親しく卒哭の祭を行う。」⁽²⁶⁾という原則を決定し、それは〈表六〉にある内容通りである。掩壙（掩皇堂）の日（二〇月二七日）に初虞を始め、⁽²⁷⁾卒哭（二一月七日）の一日前には遅くとも終虞を行うべきであったから、この一〇日の間に九回の祭祀を済ませたのである。このうち虞祭がなかった一日が何時であり、その日はなぜ虞祭がなかったのかということに關聯して、

集英殿に虞す。是れより先、五虞はみな塗に在り、及び是れ六虞も猶お在途の禮を用い、上は親しく祭らず。知制誥祖無擇・知諫院司馬光は奏して親しく虞するを請うも、……然れども上

は竟に疾を以ての故に、九虞を訖わるまで出づること能わず。

虞于集英殿。先是、五虞皆在途、及是六虞猶用在途之禮、上不親祭。知制誥祖無擇、知諫院司馬光奏請親虞、……然上竟以疾故、訖九虞不能出也。（『長編』卷一九九 嘉祐八年十一月庚子）

とあるものが参考になる。宋朝は仁宗の五虞までを途中（歸り道）で挙げ、六虞から殿中で皇帝親祭によって行おうとしたが、英宗の健康問題のために實現できなかった。文中の「在途之禮」は、六虞から行うべき皇帝親祭が不可能になったため、虞主が宮中にありながらも途中虞祭と變わらない形式で官吏（宗正卿または太常卿）による執行がつづいたことを意味する。そうすると、集英殿での最初の虞祭（殿中虞祭）は、皇帝親祭ではなかったとはいえ、一月三日（庚子）に始まったので、その後の四回は同月六日まで連日行われた。また、掩皇堂日から始まった途中虞祭は「五虞皆在途」であったから、それ以後も一月一日まで休むことなく續いたはずである。したがってこのように見ると、虞祭がない日は一月二日となり、この日はすなわち虞主が開封に還ってきた日であることが分かる。

呂夏卿の説明には、眞宗の虞祭が仁宗と比較される形で共に言及され、その内容を把握するうえでも重要な情報を提供する。前にあげた呂夏卿の主張の中で（2）がこれに該当する。ただ、その場合も掩壙（掩皇堂）（一〇月二三日）から耐廟（二〇月二三）前日までの一〇日間に、虞祭を九日間行えば一日だけ残り、したがってその虞祭がなかった日を、仁宗の場合のように都城到着日と推定することができる。そしてこの推定は、「（十月）十三日、皇堂を掩う。十八日、虞主京に至る。十九日、羣臣は會慶殿に詣り九虞祭を行う。二十三日、太廟の第七室に耐す。」と、『宋史』に羅列された喪葬禮の日程に符合する。眞宗においては、仁宗の例のように一三日から一七日まで五回にわたり途中虞祭を連日行い、その後「至京日」の一日を置いて一九日から二二日まで四回の殿中虞祭を連日行って、翌日に直ちに耐廟を舉行するのである。この時はまだ卒哭を行う原則はなかったからである。

英宗の場合は直前の仁宗の例に似た所が多い。山陵から宮城に歸還する時間、そこから卒哭まで要した日數、そして途中や殿中の虞祭回數などが同じである。ただ、英宗はその虞主が都に戻った日に殿中で虞祭が行われたことに對し、仁宗の場合は、都に戻った當日に虞祭自體がなかった點が兩者の差異をなす。(表六) 都に戻った當日の虞祭は、宋朝で太宗以來見えなかったのが英宗の時に再び現れたわけである。つまり、「虞主は至るに掩壙(掩皇堂)自りし、五虞は皆途に在り、四虞は集英殿に於いてす。」⁽²⁸⁾という英宗の虞祭は、その虞主が都に戻った日には、「上は褌袍を服して集英殿の門外に迎え拜し、前に導いて殿内に奉安し、宗正卿は九虞の祭を行う。」⁽²⁹⁾とされている。英宗も仁宗のように皇帝親祭は無く宗正卿による有司攝事であったが、この時は虞主が都に歸った當日(九月三日)にただちに第六虞を始め、終虞(九月六日)まで毎日虞祭を續けたのである。そして、英宗の卒哭(九月八日)は終虞との間に一日を空ける唯一の事例になっている。

次の神宗からは、また異なる形式の虞祭が現れ哲宗に受け繼がれた。いわば「六虞在塗(〓途)」の原則が導入されたのであり、それによって「殿中虞祭」は三回に調整された⁽³⁰⁾。従前までの「五(途中虞祭)―四(殿中虞祭)」のパターンに變化が生じたのである。そしてこうなると、掩皇堂の日に始まった途中虞祭は虞主の都に歸る日が六日目になるから、この日まで入れて六虞を行ったといえるし、またこの時の虞祭は都に到着した日であるにも拘らず「途中虞祭」であったと見なければならぬ點から、都城に進入する前のどこかの「途中」で舉げられたか、それとも先の仁宗の例のように、虞主が宮中に既に安置されていながら官吏による「途中虞祭」の形式を借りて進められたと思われる。そのために、神宗の場合には卒哭と耐廟の間に二日の空日が生じ、それが一日だけであった仁宗や英宗はもちろん、哲宗のケースとも違ってきた。(表六) この空日は英宗の例で確認されたように「齋戒」のためのものであっただろう。

史料が不足する草創期の太祖の時には、「京に至るの日(四月二九日)」に大明殿(集英殿)で殿中虞祭が行われた事實だけが見える⁽³¹⁾。太祖も後代の諸例のように、掩皇堂日(四月二五日)から京に至る前日まで虞祭を行ったとすれば、途中虞

祭は四回となり、またその後殿中虞祭を引き續き舉げたなら、五月三日までには九虞祭がすべて終っているはずである。ところが、そうなると耐廟日（五月一九日）までは一六日の開きがあることになり、後代の諸例に比べ非常に異質であるので、これは今まで見てきた太祖の喪葬儀禮全般に存在する例外的な性格を新たに浮き彫りにする。

喪葬禮の未整備を意味するこうした側面は太宗にも發見される。太宗の場合、都に至った日（一〇月三日）に有司が「安神之禮」を舉行したことだけが見えるが、これは虞主を迎え入れる時の儀禮であつて虞祭の始點は確認されない。しかしこの場合も、掩皇堂日（一〇月一八日）から虞祭が始まったとすれば、至京日を除いても一〇月二七日まで九虞祭は済まされたはずであるから、耐廟日（十一月三日）までは六日も残り後代との差異が依然として大きい。このことから、宋の太祖と太宗代にも九虞祭を實行していたことは疑いないが、ただ都に戻ってから耐廟までの期間が後代より大分長かつたのは、恐らくその期間を使つてすべての九虞祭が都城の宮殿で行われたためではないか、という推測が成り立つ。つまり、これは宋朝において、太祖と太宗代までは未だ途中虞祭が存在しなかった可能性を想起させる。呂夏卿が前で「途中虞祭」をとくに眞宗の事例に關聯づけて説明したのも、宋朝の「途中虞祭」がこの時から始まったことを暗示するかもしれない。

以上の複雑な内容からなる〈表六〉を再び通觀すれば、宋代の虞祭における一つの關鍵は、都に到着した當日に虞祭を行つたかどうかという問題であり、また行われた際はそれが「殿中」であるか、「途中」であるかの問題になる。都に返つた日は宮城外の途上と、着いたばかりの宮中での旅程が重なる日であるから、どこで虞祭を舉げるかの選擇の餘地があつたであろう。その結果、眞宗と仁宗は始めから都に到着した當日に虞祭を舉げておらず、また太祖及び英宗以後の各事例ではそれを行つてはいるが、太祖と英宗が殿中で行つたのに對し、神宗と哲宗は途中でそれを舉げるという差異が現れた。

また、こうした宋の虞祭を中國王朝の過去の事例と比較する際、〈表七〉に見えるように古禮では剛日（隻日）と柔日（雙日）の區別があるなど一定の原則があったが、宋朝のそれは大部分が連日舉行する方式であり、したがって實行の期間は一段と短くなった。「天子九虞」の原則が立てられた古禮において、その時間は少なくとも一六日以上であったが、宋禮では國初を例外にすると、九日（神宗、哲宗）ないし一〇日（眞宗、仁宗、英宗。ただし英宗は九日の可能性もあり）の日程でそれを終えている。

ここで、その實體がいま一つ明らかでない唐の虞祭について考えてみたい。『儀注』では「葬儀」と「耐祭」の間に「虞祭」が介在し、それが太極殿で行われたことは知られるが、その回数や時點など不明な所が多い。これに對する來村氏の分析は見えず、『新釋』は「虞數は埋葬から歸還した當日及びその後の數日間に行われる、……。唐代皇帝の回数は不明である。」⁽²⁶⁾とした。筆者は次の幾つかの點からこの問題に接近する手がかりを得たい。まずは代宗の哀冊文末尾に、「仙馭して何くにか之かん、九虞に期有り、千官萬騎を摠べ、城闕に返るも疑うが如し。」⁽²⁶⁾と見える「九虞」の語である。これは代宗の喪葬禮で九虞が實行されたことを直接仄めかすものである。また、『通典』卷八七 喪制之五 虞祭には、『儀注』の儀式次第を述べた末尾に、「虞日ごとの朝の哭禮は、皆なこれに準ずる」（每虞日朝哭禮、皆準此。）と見える。これも太極殿で虞祭が數回行われたことにつながる表現であり、そう見るとその數は「天子九虞」しかあり得ないであろう。

唐朝で九虞制の實施があったとすれば、宋禮のようにそれに途中と殿中の區分があったか、が問われる。しかし、途中虞祭は古禮にはもちろん宋以前にはなかった方式であり、また代宗の哀冊文の内容は、『新釋』の解釋どおり「定められた時期の虞祭を執り行うため、千官萬騎をまとめ、長安城に返るにも、先帝の死がまだ信じられない。」⁽²⁶⁾と讀めることから、やはり途中虞祭はなく殿中虞祭だけを前提としたものと解される。萬一代宗にも途中虞祭があったとすれば、前述したように長安から葬地までの距離が宋の半分くらいであり、その歸路は六日かかった宋より一段と減って三日なら可能と

推定されるので、途中虞祭も三回と想定できる。ところが、『儀注』の儀式次第はもちろん『大唐開元禮』（卷一三九 凶禮）三品以上喪之二の「虞祭」にも、その実施は共に歸家（または歸京）を前提とした點から、唐の天子の虞祭に途中虞祭はなかったと見るべきであろう。『開元禮』で扱われる虞祭は士禮としての『儀禮』（士虞禮）と同じレベルで、葬地が近く當日中の歸家が問題にならない反面、唐皇帝の葬地は遠隔の地にあり、宋禮と同じく途中で虞祭を舉げる條件をもっていたが、唐代には宋人のように一日も虞祭を缺かせないという觀念はまだ弱かったと思われる。

唐昭宗の喪葬儀禮も虞祭の様態を窺うために参照される必要がある。『儀注』を除いて唐代皇帝喪葬儀禮の事情を比較的具體的に伝えるこの事例に對しては、來村氏の分析もあるが、ここではその日程が、「靈駕の發引（二月一八日）―和陵に埋葬（二月二〇日）―神主の太廟祔廟（二月三〇日）」と進んだ所にもう一度注意したい。洛陽に朝廷が遷された當時、昭宗の葬禮隨行團は、埋葬が終ってからすぐ都城に向けて歸途に着いたはずだから、その日（二月二〇日）を含め太廟祔祭（二月三〇日）までは一日の期間があった。そこで、この間に九虞祭を實行したとすれば、祔廟前日までの一〇日の間にある一日だけを除いて、一日一回の虞祭を続けなければならなかった。そして洛陽宮殿と葬地（和陵）の間は三一・五kmくらいで、昭宗の靈駕は發引して遅くとも僅か二日では葬地（和陵）に着いたと思われるし、復歸の際はこれよりもっと速かったから、急げば一日餘りで都城に返り、直ちに虞祭に着手することができたと考えられる。とすれば、昭宗の九虞祭は都城の宮中でだけ行われたと見て問題ないであろう。

昭宗の虞祭のやり方は五代にも続けられ、その事例として後晉の高祖石敬瑭の例がめずらしく伝えられる。石敬瑭の場合、その諡號の問題と關連して本文（第一章）で検討したが、『舊五代史』（卷八一 晉書 少帝 天福七年）によれば彼の葬儀の主なもの、「一〇月一四日（甲子）發引―十一月一日（庚寅）顯陵に埋葬―十一月二〇日（庚子）神主を太廟に祔す」の順に進められた。石敬瑭は洛陽所在の保昌殿で逝去し、葬地までの距離が唐昭宗のそれとほぼ變わらないので、發引か

ら二三日で山陵に着いただろう。しかし、その埋葬は發引から二七日目、靈駕の到着からは二四日くらいを待って行われ、葬地に隨行團が埋葬より先にやってきている宋朝の方式が、ここでも見いだされる。そして、祔廟は葬儀から一日後（十一月二〇日）に行われ、唐昭宗とその隔たりが同一であり、都城歸還に要した時間もとくに變わらなかったであろうから、虞祭も都に歸った日の初虞から毎日連續して行えば、九回の虞祭を祔廟日直前には済ませることができる。

このように見てくると、唐末の虞祭はその方式が五代にまで續いていたことが認められ、ひいては本章で検討した宋初的方式とも通じる所があるように思われる。宋の太祖と太宗の虞祭は變則的な所があり、嚴密に唐昭宗や後晉高祖のそれと異なる點はあるが、途中虞祭がまだ存在せず、また九虞祭すべてが都に歸ってから宮中で續けられたと思われる點は、それと變わることがなかった。とすれば、以上のことから、唐末より以前は確認できないものの、唐末に行われていた虞祭の方式が五代を経て宋初まで影響を及ぼしていたが、宋朝ではこの方式を眞宗の喪葬儀禮で初めて變え、仁宗の喪葬儀禮の時にその可否をめぐる議論を通じて新しい制度として定着させたと見ることができよう。

第三節 桑主から栗主へ

虞祭が終結すると、新しい神主を先帝の位牌が列置されている太廟の一室に奉入する祔廟（祔祭）を迎え、宋禮はいよいよ最終段階となる。そのために、埋葬以來虞祭の對象となっていた桑木製の虞主は太廟に移動するが、しかし廟堂に上がるのは虞主ではなく、その時に初めて登場する栗木製の神主である。神主が祔廟される儀禮の過程は『儀注』にも重要なものとして取り扱われるが、宋禮ではその間にさらに卒哭という行事が介在するので、まずその性格について確認しておく。

卒哭が呂夏卿の建議をきっかけに仁宗の喪葬儀禮で初めて導入されたことは前で述べた。ところで、宋の國初から實は

〈表八〉 宋禮における卒哭制實施の状況

	卒哭日（死去日からの日数）	卒哭日（死去日からの日数）
太祖	×	×
太宗	7月10日 壬申（100日）	×
眞宗	5月29日 丁酉（100日）	×
仁宗	7月12日 辛亥（101日）	11月7日 甲辰（214日）
英宗	閏3月18日 丙申（100日）	9月8日 癸未（267日）
神宗	×	11月4日 甲午（237日）
哲宗	4月22日 戊午（100日）	8月17日 辛亥（213日）

同じ名の「卒哭」という儀禮があることには注意が必要である。つまり、「哭」（無時之哭）を止めるといふ卒哭は、本來は佛教の「百日」の影響を受けたもので、宋朝がその名の通り先帝の死後百日目に行事を挙げた例が太宗と眞宗に見えるが、仁宗からはさらに九虞祭の直後に同名異事の「卒哭」が新たに現れたのである。⁽²⁰⁾〈表八〉ではその結果、宋朝で二種類の卒哭が重複する見掛けとなっている。そのうち新しい卒哭は、呂夏卿が説明し孫抃も認めた如く（前述）、本來は『儀禮』で虞祭の次に來る行事であつて、宋朝はそのもう一つの傳統を復活したのである。こうして宋朝では、「隨時に哭す（無時之哭）」ことを止め、朝夕にだけ哭する本來の意味の卒哭が正式に宋禮に編入される一方、死亡百日目を記念する

卒哭も、民間で流行するなか宮中に尙も存在することで、兩者の間の區別は明確になった。

宋禮で百日目に行ふ卒哭は、太祖については關聯する記述が見当たらず、太宗より始まったと思われる。また、神宗の場合は虞祭の後にくる卒哭が見えるのみで、それより前の卒哭は見出せないが、その理由は分からない。なお、仁宗の場合でだけ、最初の卒哭が百日目でなく百日目と数えられるが、これは著録の誤りでない限りその理由は理解しがたい。このように同名の行事が重複する構造は確かに異様なものであるが、本文を通じて見てきたように、宋禮そのものが短喪制と三年喪制からなる二元構造であり、その中で小祥、大祥、禫祭など同名の儀禮が繰り返されたことを考え合わせると、卒哭もそのような宋禮の複雑なもう一つの現れのように見受けられる。

卒哭のあと普通一日を齋戒の日として間に置き、耐廟はその翌日未明に着手された。その過程を比較的詳しく描寫した記事が、前に幾度も引用した『宋朝事實』「英宗葬永厚陵」の末尾に見える。

乙酉（九月十日）、（a）未明、百官は集英殿下に序立し、上は東南自り來て殿に登り、哭奠し拜し、降りて幄に就く。宗正卿は遷るを告げ、酌獻し畢え、（b）虞主は腰輿に乗りて出づるに、兩府前導し、上は歩き従いて宣德門に至る。玉輅に乗るに、上は北面して再び拜して辭す。是の日早く、太祝は栗主を廟門の西幄に浴し、王禹玉之れに題す。（c）輅の廟門に及ぶに、百官は門外に拜迎し、虞主は腰輿に御し、入りて幄に就く。辰時、百官は又た殿庭に立ち、内臣は腰輿を以て栗主を迎え、中庭の褥子に置き、又た褥の西に北面して俛伏し興き、英宗憲文憲武宣孝皇帝は廟に耐すと稱す。内臣は主を腰輿に奉じ、升るに阼階自りし、眞宗の室に詣り、東壁の下に耐坐す。少頃して、本席の褥位に詣れば、公卿以下は禮を行い、樂を奏すること時享の儀の如くし、畢われば、腰輿を以て桑主を奉り、席の北に埋め、百官入りて慰む。

乙酉、（a）未明、百官序立集英殿下、上自東南來、登殿、哭奠、拜、降就幄。宗正卿告遷、酌獻畢、（b）虞主乘腰輿出、兩府前導、上歩從至宣德門。乘玉輅、上北面再拜辭。是日早、太祝浴栗主于廟門西幄、王禹玉題之。（c）輅及廟門、百官拜迎于門外、虞主御腰輿、入就幄。辰時、百官又立于殿庭、内臣以腰輿迎栗主、置于中庭之褥子、又于褥西北面俛伏、興、稱、英宗憲文憲武宣孝皇帝耐廟。内臣奉主于腰輿、升自阼階、詣眞宗室、耐坐于東壁下。少頃、詣本席褥位、公卿以下行禮、奏樂如時享之儀、畢、以腰輿奉桑主、埋于席北、百官入慰。

この内容は、虞主が太廟に到着する以前（a）、（b）と以後（c）に分けられる。（a）では、耐廟日（乙酉…九月一日）未明に、垂拱殿で前日より齋戒していた新帝（神宗）が集英殿に移り、「哭奠」を親しく執行し、虞主に對して太廟へ見送る旨が申しあげられる（告遷）。（b）では、虞主が腰輿に乗って出御すると、これにつき従っていた皇帝は、宣德門で玉輅に乗り換えられた虞主に二度拜禮を行って見送り、虞主はその後有司によって太廟へと護送される。このような一連の流れは、發引の直前に演出された皇帝の靈駕に對する對應に酷似する。また、この時の次第は、「國朝」の禮制

が「卒哭―寧神―奉辭」と進化した、と纏めた南宋官僚の説明（前述）に沿うものである。⁽²⁷⁾

（c）では、虞主が太廟に移動して幄（殿）にいったん安置されるが、辰時（午前7-9時）に至って内臣により腰輿に乗せられ太廟の殿庭に迎え入れられたのは、「虞主」ではなく「栗主」であることを説明する。すなわち、この時に豫め用意されていた栗主（神主）が初めて登場し、その代わりにこれまで祀られてきた虞主（桑主）はその使命を終えることになる。虞主はその後から行方が知られないが、これに似ている状況を記す『儀注』を参照すれば、廟門の外に引き續き残っていたと思われる。⁽²⁸⁾そして虞主は、栗主が耐廟される手続きを終えるのを待って、「腰輿を以て桑主を奉り、席の北に埋む」（c）とされる。『儀注』ではこの部分は、「（桑主が輿に乗せられ）遂に廟門南の西偏門より昇ぎ入れ、廟殿の北簾の下、兩階の間に」至り、そこに掘った穴に埋められた、⁽²⁹⁾となっている。こうして廟庭に入った栗主は褥子（しとね）の上に置かれた後、廟堂に向け「英宗憲文憲武宣孝皇帝は廟に耐す」と宣稱してから、内臣によって廟室に安置される。栗主が阼階を用いて廟堂に升されたことは、もはや英宗が廟の主人になったことを象徴する。

なお、（b）では宋の官吏が朝早くから耐廟に必要な栗主を準備する姿がとらえられる。「太祝が栗主を廟門の西幄にて浴する」とあるものは、桑主（虞主）が山陵で掩皇堂直後に虞祭と共に初めてその姿を現した時の光景に酷似している。また、洗われた栗主の表面には、英宗の諡號である「英宗憲文憲武宣孝皇帝」⁽³⁰⁾（c）が當時の翰林學士王禹玉（王珪）により題された。これは、木主に諡號が初めて書かれる時点についても知らせてくれる。

ところで、宋朝で栗主に題諡する原則は、英宗の直前の先帝仁宗の喪葬儀禮より始まり、その契機が呂夏卿の建議に含まれていたことは重視される。すなわち、呂夏卿の虞祭に對する考えは、前に『宋會要』（禮一五―三六 廟議 英宗）の記事から詳しく分析したが、實はその時彼が題諡など他の事項についても一緒に主張していたことが、別の記載から見えるので次に引用する。

呂夏卿奏すらく、九廟の制を定めんことを請う。及び請うらくは太行の山陵の土を復するを俟ち、百官班は靈駕を迎えて内に還れば、山陵使先ず入見し、日中に始虞の祭を行い、虞主は諡號を題せず、九虞既に畢われば、然る後に卒哭の祭を行い、明日に祔廟せんことを、と。詔すらく、兩制及び待制以上は禮官と會議せよ、と。觀文殿學士孫抃等奏すらく、夏卿陳ぶる所の九廟、事は經に見えず、……。其の漢制に諡を虞主に題せず、及び終虞して卒哭の祭を行うを言うは、則ち夏卿の議の如くせんことを、と。之れに従う。

呂夏卿奏、請定九廟之制。及請俟大行山陵復土、百官班迎靈駕還內、山陵使先入見、日中行始虞之祭、虞主不題諡號、九虞既畢、然後行卒哭之祭、明日而祔廟。詔兩制及待制以上與禮官會議。觀文殿學士孫抃等奏、夏卿所陳九廟、事不經見、……。其言漢制不題諡虞主、及終虞而行卒哭之祭、則如夏卿議。從之。(『長編』卷一九八 嘉祐八年六月癸未)⁽²⁶⁾

そもそも呂夏卿は九虞祭や卒哭以外に、九廟之制の制定と「虞主不題諡」の原則も要求しており、したがって合わせて四件を宋朝に提案したのであるが、孫抃などの検討を経て、結局九廟之制や九虞祭のうち古制に關わる内容は拒否され、卒哭之制と「虞主不題諡」二件のみが受容された。九廟之制の實行は、當時の宋朝で論難があつた禮制上の大きい問題であつて結局退けられたが、「虞主不題諡」原則はそのまま實行が決められ、宋禮の新しい要素としてこの時追加された。「虞主不題諡」は、宋禮においてその時まで逆の狀況、すなわち諡號を栗主ではなく虞主の上に書くという從來の慣行を念頭に置いた提案であつた。⁽²⁷⁾ 宋の初期には、いままでの検討から分かるように、喪葬儀禮の制度的不備が全般的に目立つ時期であり、宋朝で木主に諡を題する問題はその是非が特別に意識されなかつたようである。それに民間では、葬事の直後に使う位牌として桑主の代わりに直ちに栗主を用いる現象さえあつたから、⁽²⁸⁾ 呂夏卿のいう木主利用の原則における混亂は、皇帝の場合だけでなく宋代社會に廣く存在する問題であつたと思われる。また孫抃などが、呂夏卿の建議を「經」(『儀禮』)とか「漢制」などになぞらえてその可否を論じたのは、宋朝が神主の題諡など喪葬儀禮の標準を古禮に置いてい

たことを示す。

さらに、宋の「虞主不題諡」原則は近くは唐を繼いだものでもある。その原則は「卒哭」と違って、『儀注』で守られていることがはっきり見える。すなわちそれによれば、虞主が太廟に移動する前の日、官吏は栗木主とそれを保管する置などを用意し、また耐廟日の明け方には、「題神主官」などが廟門の幄で栗主を香湯で洗った後、廟庭に入り褥位で栗主に「代宗睿文孝武皇帝神主」と題している。⁽²⁰⁾唐朝でも栗主が出現する以前の神主、すなわち桑主には題諡しないことが原則であったことが分かる。この内容は『宋朝事實』「永厚陵」の(b)「この日の早朝、太祝は栗主を廟門の西幄に洗い、王禹玉(王珪)はこれに題す。」に相當する。ほぼ變わらない内容ということから、兩者の間で題諡だけでなく、より廣い禮制上の繼受關係が推定される。いずれにせよ、宋朝は唐(『儀注』)でも行われていた題諡を栗主に限ること、言い換えると「虞主不題諡」の原則を仁宗の喪葬儀禮で確立しているが、これは逆にその間「虞主不題諡」の原則が宋の中期頃はもちろん、初期以來守られていなかったことを意味する。

とはいっても、唐・宋のやり方も嚴密には古禮に完全に符合するものではない。木主に關する喪葬儀禮の法式は難解で、定説なく論者の見解が分かれる所が多い。とくに、木主の行方について西岡氏は、鄭玄の注や胡培翬の『儀禮正義』などを援用しつつ、「主は、耐祭・祫祭に臨時に廟にゆき、練祭(小祥祭)で虞主は埋められて栗主に變り、この時また廟にゆき、歸つて寢に祭られ、所謂三年の喪が終わつて正式に廟に遷されるのである。」⁽²¹⁾と整理している。⁽²²⁾木主は必要に應じ耐祭される時があつても、それで廟に留まることではなく、寢に歸つていながらその後時々廟を行き來するが、三年喪の終了でようやく廟に定着したことは、『儀注』及び宋禮と大きく異なる所である。また、三年喪制の下では小祥祭(練祭)が桑主の栗主への變わり目であり、諡號もこの時栗主に書かれるが、唐・宋では小祥になる前に耐廟を行うことで、それに合わせ栗主が現れ、また諡號もそこに題されたのである。唐はもちろん、三年喪制を補完する形式を取り入れようとし

た宋の立場からしても、三年喪が終るまで待つのは難しかったのであり、それに聯繫して栗主の登場と題諡の時點も調整されたと解される。併せて、本文ですでに述べたように、唐・宋の喪葬儀禮においては、動線などの都合で太廟關連の儀注が大部分排除される傾向を見せているが、恐らくこのような點も木主を廟に隨時移す古禮に従い難くさせたであろう。

第四節 宋朝における三年喪制の整備

そこで、次は本文を終える前に、宋禮における三年喪制の性格についてもう少し考えておきたい。その中には前稿ですでに論じた内容が含まれるが、この機會を借りてそこで説明が足りなかった所や、訂正が必要な部分について再論してみた。

中國で漢の文帝時期から短喪制が皇帝喪葬儀禮の中心的な形式となって以來、一方で三年喪の復活を主張する論者が時々現れたが、非現實的という理由などで貫徹できず、心喪が代案として行われるくらいであった。宋朝はこの短喪制を引き續き維持しながら三年喪制も實施して、皇帝の喪葬儀禮において二種の形式を並行した中國最初の王朝となった。

三年喪制は「始死」を起點に、それぞれ一年と二年ぶりに回ってくる忌日を記念する祭祀が中心であり、それを指す小祥忌と大祥忌の用語も宋代に現れた。⁽²⁸⁾ 宋の三年喪制が、かかる過程を経て禫祭を最後の儀禮として終了することは、既に短喪制において時間を壓縮して展開されたことのある順序と同一である。〈表三〉をみると、まず諸帝の小祥忌と大祥忌の日付は本來の忌日と大部分が一致するが、これは當然のことである。一部の事例でその日が特定できず、「月」だけになっているものがあるが、その場合も變わりはない。例えば、太宗の小祥忌は史料に時期が明示されていないが、「小祥忌を以て、京城の内外に前後各おの十五日音樂を禁じ、朝を廢すること七日なり。」⁽²⁹⁾ という詔書が、その小祥忌日より一五日前に出されたのは、小祥忌が忌日（三月二九日）と同日であることを言っている。また仁宗の小祥忌を、筆者は前稿

で「三月二四日」と比定したがそれは誤りで、この場合も忌日と同日とみるべきである。すなわち、忌日があいにく太宗と同じである仁宗も、その小祥忌の時点を直接示す記載は見当たらないが、『宋會要』(禮二九一四五)に「(治平元年三月)二十四日、小祥を以て事を視ず、四月四日に至るまで、京師の屠を禁ずること十日なり。」とある記載は、とくに文中の「二十四日」が小祥日を意味することではなく、小祥を五日残した時点でいくつかの守則が出された日に過ぎないという關係を把握しておかないと、誤解を呼び易い説明である。つまりこれは、仁宗の小祥日が忌日と同じであることを知ったうえで讀むべき書き方である。

さらに指摘すべきは、太宗と眞宗の場合、禪除(禪祭)が大祥忌から三ヶ月後に行われており、他の例に比べ一般的でない点である。前述したとおり、唐の玄宗以降鄭玄の説に従い、「十三月 小祥―二十五月 大祥―二十七月 禪除」という原則が現れ、基本的にこれを元に「以日易月」の短喪制が後代王朝の間で繼承されたということから、〈表三〉の太宗と眞宗の禪除は例外に屬する。そのために、實は宋朝の禮官の中でもこれに問題があると指摘し是正を要求した者があり、その結果、次代の仁宗の喪葬より、大祥忌と禪除の間隔が再び二ヶ月に縮められたことを見ることができる。(表三)すなわち、仁宗の大祥忌を目前にした治平二年三月二二日に、太常禮院が次のような意見を提出した。

近ごろ國朝の故事に依り、仁宗大祥變除の服制を詳定するに、三月二十九日を以て大祥し、五月二十九日を以て禪し、六月二十九日を以て禪除し、七月に至りて吉に従うは、已に詔もて可すを蒙る。臣等謹みて禮學を按ずるに、王肅は二十五月を以て喪を畢むると爲し、鄭康成は二十七月を以てす。通典は康成の説を用い、又た加えて二十七月終に至れば、則ち是れ二十八月に喪を畢わり、而して二十九月に始めて吉とするは、蓋し之れを失するなり。祖宗の時、通典に據りて正と爲すも、而して未だ講求を経ざれば、故に天聖中更めて五服年月敕を定め、斷ずるに二十七月を以てし、今は士庶が共に遵用する所なり。夫れ三年の喪は、天子自り庶人に達するまで、宜しく異有るべからざれば、請

うらくは三月二十九日を以て大祥と爲し、五月に日を擇びて禫と爲し、六月一日に而して吉に従わんことを、と。

近依國朝故事、詳定仁宗大祥變除服制、以三月二十九日大祥、至五月二十九日禫、以六月二十九日禫除、至七月從吉、已蒙詔可。臣等謹按禮學、王肅以二十五月爲畢喪、而鄭康成以二十七月。通典用康成之說、又加至二十七月終、則是二十八月畢喪、而二十九日始吉、蓋失之也。祖宗時、據通典爲正、而未經講求、故天聖中更定五服年月敕、斷以二十七月、今士庶所同遵用。夫三年之喪、自天子達於庶人、不宜有異、請以三月二十九日爲大祥、五月擇日而爲禫、六月一日而從吉。〔宋會要〕禮二九一四六 治平二年三月二十二日

この提案より、問題となっていた太宗・眞宗の場合に、大祥と禫徐の間隔が三ヶ月開いた理由が分かる。そしてそれだけでなく、宋朝が最初は仁宗に對しても同じ方式を適用し、「三月二十九日」を大祥（忌）と取り決めたうえ、三ヶ月後の「六月二十九日」を禫除と決めようとしたことも知られる。しかし、これに太常禮院が反論を唱えて、『通典』がつとに鄭玄の説を用いたことと、また「祖宗」も『通典』を是としたことを顧み、鄭玄の元來の説明どおり禫除を二七月とし、さらに從吉は翌月からとすることを要求したので、結局それが實現した。⁽²⁸⁾『宋會要』（上同）には「（三月）二十九日、大祥す。」「五月九日、禫を服す。」「（五月）二十九日、禫服を脱ぎ、群臣は皆奉慰す。」という次第が順次見え、その主張が通ったことが確かめられる。大祥と禫除の間に禫服に着替えることを意味する時間を挟み、二七月目に禫除して三年喪を終了している。宋朝は三年喪制において太宗と眞宗までのやり方を非正統と見なし、仁宗より「正統」である方式に戻そうとし、それが確立したと見られる。宋禮が仁宗の喪葬儀禮を機に整備される傾向を見せたことは、本文の検討を通じ確かめられたが、その傾向は三年喪制の方面においても見ることができる。

宋朝の三年喪制で最も注意すべき一つは、太祖をめぐるものである。〈表三〉のように太祖の三年喪についての記載は『宋會要』などに一切見えず、短喪制が實行された事實だけが伝えられる。そして次の太宗からは、三年喪が北宋一代を

通じ途切れることなく續くので、宋朝での三年喪制の導入は、眞宗時期に太宗を對象として始められたといえる。すると、太祖に對してはなぜそれがなかったのかが問われるべきであるが、筆者は前稿で太祖・太宗二人の間の「帝統の相異」という多少曖昧な推測をしただけで、それ以上の具體的な説明はできなかった。ところがその後、この問題を再考した筆者は、その現象が二人の「兄弟關係」に起因するものと考えようになり、とくにその端緒を哲宗の喪葬儀禮から發見した。哲宗も徽宗と兄弟關係にあったから、徽宗朝の君臣は哲宗に對する徽宗の服喪をどうするかについて論じる際、その先例として太祖―太宗の過去の事例を参照しながら議論を進めた。しかし〈表三〉によれば、それにも拘らず、徽宗朝では哲宗に對して三年喪を行っており、結果的に太宗の時と異なる選擇をしたことが分かる。そうすると、ここにはまた如何なる事情が秘められていたのか、當時宋朝で繰り廣げられた、次の二、三の議論を通じてその手がかりを探ってみたい。

太常寺言えらく、謹みて禮記を按ずるに、君に事うるに方喪三年。漢文に至りて日を以て月に易え、公除の制を行う。……太宗皇帝は上は太祖を繼ぎ、兄弟相い及べば、月に易うるの制を行うと雖も、實に斬衰に服すること三年にして、以て君臣の義を重んず。公除以後、庶事相い稱うは、國史に具載す。……今哲宗の神主の陞祔已に畢わり、百官の服は竝びに純吉を用いるも、皇帝の服御は未だ討論を経ざれば、宜しく太平興國二年の故事の如くすべし、と。

太常寺言、謹按禮記、事君方喪三年。至漢文以日易月、行公除之制。……太宗皇帝上繼太祖、兄弟相及、雖行易月之制、實服斬衰三年、以重君臣之義。公除以後、庶事相稱、具載國史。……今哲宗神主陞祔已畢、百官之服竝用純吉、

皇帝服御未經討論、宜如太平興國二年故事。（『宋會要』禮三六―二〇 喪服 短喪 元符三年九月六日）

まず太常寺は、哲宗の喪葬儀禮がすでに耐廟（八月一九日）まで済み、百官が「從吉」し平時の官服（常服…公服）を着用した状態にあるから、皇帝（徽宗）の喪服をどうすべきかを早く取り決める必要がある、とした。「太平興國二年の故事」は、この時一緒にあった禮部の主張を合わせて参照すると、易月之制（短喪制）の後に直ちに「從吉」することを指

す。⁽²⁸⁾ 太常寺はここで過去の太宗の先例を援用し、その時も「公除」すなわち短喪制に定められた二七日が過ぎると、それ以後の喪葬儀禮は原則通り執り行われたのだから、徽宗もそれを守らなければならないと述べている。このような臣下らの提言は、もちろん當時の徽宗が全く異なる姿勢をとっていたからである。また、文中の「雖行易月之制、實服斬衰三年。」は、太宗が「斬衰三年」という最も重い形式の喪服を着て手厚い禮を表したとはいえ、あくまで行ったのは易月之制であるという意味合いが込められたものと見える。

これは宋禮における「易月之制」が國初（太祖）から宋一代にわたり通用したことに比べ、他の一軸をなしている三年喪制はこの時までには存在しなかったこと、すなわち太祖の喪葬儀禮でだけ三年喪制はなかったことを意味する。またそうすると、太宗は太祖に對し兄弟の間柄であるから、本來は一年を服喪するいわゆる「齊衰不杖期」⁽²⁹⁾が適用されるべきであるが、太祖にはこれも見えず、専ら「易月之制」一本で喪禮が進められていた。宋朝で唯一のこのケースを、周知される太祖から太宗への非正常な嗣位と關聯づけて疑う見方もあり得るかもしれないが、この問題はむしろその性格上、三年喪制を初めて導入している太宗の子の眞宗朝の事情をも含めて眺める必要があるだろう。

太常寺の提言があった日、禮部と宰臣韓忠彥も同じ問題に對し所見を開陳している。ともに『宋會要』（前と同所同日）に長文で載せられているので、ここではそれらのうち、韓忠彥の主張とそれに對する徽宗の反應を次に一緒に引用しておく。

竊かに以えらく、本朝の故事に、眞廟以來、皆な父子の相い承くるに緣りて、故に衰麻の本制有り。月に易うることを四海に同じくすると雖も、宮に在りては實に三年を行う。恭みて惟うに、太宗は上は藝祖を繼ぎ、君臣の服に於けるや重しと雖も、兄弟の禮に在りては亦た明なり。伏して惟うに、皇帝陛下は弟を以て泰陵に及ぶも、實に子もて神考を承ければ、天倫の戚にして、家法斯こに存す。耐祭して應に除すべきは、往古已に行わるるの誼有り。羣臣は既に

吉なれば、至尊に獨り異なるの文無し。……伏して請うらくは、皇帝陛下は禮官の議する所に従い、改めて吉服を用い、餘是從官等の前議に依らんことを、と。詔して答えて曰く、僉言を參考し、蔽うに朕の志自りせんとするも、仰ぎて繼承の義を念えば、宜しく三年の喪に服すべし。嘗て治庭に告げて、衆論は惟れ允なるも、以て道に中り難ければ、復た議して改更せよ、と。是れ自り三たび表を上げば、乃ち詔を下して、周期を候ちて吉を服す、と。

竊以本朝故事、眞廟以來、皆緣父子之相承、故有衰麻之本制。易月雖同于四海、在宮實行于三年。恭惟太宗上繼藝祖、於君臣之服雖重、在兄弟之禮亦明。伏惟皇帝陛下以弟及於泰陵、實子承於神考、天倫之戚、家法斯存。耐祭應除、往古有已行之誼。羣臣既吉、至尊無獨異之文。……伏請皇帝陛下從禮官所議、改用吉服、餘依從官等前議。詔答曰、參考僉言、蔽自朕志、仰念繼承之義、宜服三年之喪。嘗告治庭、衆論惟允、難以中道、復議改更。自是三上表、乃下詔候周期服吉。

韓忠彥は太常寺など禮官より一層直接的に、吉服を着用するよう徽宗に要求している。また、彼の言説から宋朝の父子關係に立脚した三年喪制が眞宗時期より始まったことも確かめられる。たとえ「在宮」に限ったこととはいえ、父子關係による「衰麻の本制」があったとしたこの指摘は、太祖についてはそれがなつた理由を同時に述べるものでもある。「本制」は三年喪を指すであろう。

これに對し徽宗が吉服に改めるのを躊躇したことには、三年喪を實踐しようとする意思が彼にあったからに他ならない。徽宗は哲宗と父子關係ではなく、したがって「衰麻の本制」を守る必要がなかったが、それを貫こうとする姿勢をもっていた。しかし相次ぐ臣僚の要求に遭って、彼は結局初志を覆し「周期服吉」に旋回している。「周期服吉」は先に觸れた「齊衰不杖期」、すなわち一年を服喪することであるから、徽宗は小祥忌をめどに吉服に改めることを決めたのであり、これは哲宗との兄弟關係も反影した彼なりの妥協策だったかもしれない。⁽²⁾ 徽宗が實父でもない哲宗に、これほどの思いを寄

せた理由は直ちには解されない。

しかしその後、徽宗の判断はもう一度變わり反轉を繰り返した。このことは、彼が當時この問題に意外に執着していたことと同時に、宋朝の難題であったことを示している。すなわち、年が變わった建中靖國元年の二月三日、徽宗は立場を整理し直した新たな詔を下しており、その時は哲宗の小祥忌（正月二日）が半月餘り過ぎた時點だから、本来なら徽宗が前に決定した「周期服吉」による改服を既に實踐したはずの時であったが、それも守られなかったようである。『宋會要』（前と同所）に續いて見えるその詔から、徽宗は直前に出された「周期服吉」の詔が、臣僚の要求をやむをえず受容した結果であったことを吐露し、これからは自らの思いに忠實でありたいという意志を明確にした。とくに、先帝に對する「厚終之義」と「繼序之誠」を表すために、前に出した小祥より從吉する指揮（詔）を撤回し、初志を貫徹して三年を服喪する制を改めて打ち出している。これには、皇帝の喪服をめぐる臣僚との間の軋轢なども絡み複雑な背景があったようであるが、何より徽宗の個人的な意志が作用したことは明らかである。彼が新しい詔の中で繰り返した「承祧」、「紹承」、「繼序」などの語は、自分の正統性を強調するためのものと見える。また、即位直後に政治的な基盤が固まっていなかった彼が、『政和五禮新儀』の編纂を命じるなど、宋帝の中でも古今の禮樂に關心が大きかったことを考えれば、彼の最初の決定（周期服吉）が禮官の主張に引かれたものとすれば、最終的な判断は禮樂に關する自分の独自の知見にもとづいた結果であるとみることもできよう。彼が九虞祭を皇帝親祭の方式で進めたことも前に見た通りである。

とはいえ、徽宗が宣言した三年服喪が實際にどのように展開したのかを説明する記事は見えない。皇帝は朝廷（外朝）の最高位メンバーとして百官と共に易月之制によって喪服を早くに脱ぐが、同時に内廷の頂點として宗室の三年喪にも參與しているので、彼の言う三年服喪はまず内廷に對してのものではないであろう。すると、それは易月之制が既に終って、「公除」すなわち喪服を公式に脱いだ状態にある朝廷に對するものと思われる。吉服を着用している群臣の前に、

一人皇帝のみが喪服で朝廷に臨む姿が思い浮かばれる。これはもちろん徽宗本人の執念による皇帝個人の問題であるが、宋代では破格な事例であった。もはや北宋も末期になると、史料の不足が一段と進みその状況が分からないが、もし徽宗が実際に喪服を三年も着用し續けていたとすれば、それは宋朝だけでなく中國王朝を通して稀な美談として、後代に長く稱賛されたに違いない。實はこれよりだいぶ以前、西晉の武帝も短喪制による公除に強い不満を持っていた。彼は父親（文帝 司馬昭）が死ぬと、いったん「漢魏の典」に従い「既葬除喪」をしたが、その後は吉服に換服せず「深衣素冠」の姿で「宴席を撤除し、膳食を減らし」ながら、重臣の反対を押し切って、「帝は遂に此の禮を以て三年を終ゆ⁽²⁶⁾」とされた。徽宗には、兄弟に對しての服喪という點で、西晉の武帝より一層嚴格な態度を見せたわけであるが、彼の行動にこのような過去の先例などが意識されたかは分からない。

おわりに

實に長きにわたる宋禮の展開過程には多様かつ複雑な内容の儀禮が延々と續き、そのうえ禮法をめぐる議論が随時伴ったので、考察を重ねるほど論點が多くなり、それを一まとめにしようとした本文は餘計に長くなってしまった。それ故、一應の概觀を終えたとはいえ、残った課題は依然として少なくない。屋上屋を架す恐れのため、その内容を改めて再論するのは避けたいが、結論的に本文の検討によって、「はじめに」で提起しておいた中國皇帝喪葬儀禮における「傳統の繼承と變容」または「再編」という意義が、宋禮に存在することを確認することができたと思われる。宋禮の主要内容に對し『儀禮』及び『儀注』との比較を試みた所、多くの點において共通することが見られ、これは「傳統の繼承」に該當するが、一方でその内容の創新と消滅、そしてとくに古禮を理想となしてその復活の志向、ないし修訂・變形の側面が共

にあったことは、中國皇帝の喪葬儀禮を「再編期」に導かせた宋禮の主要特徴であったといえる。なお、中國王朝における宋禮のこのような意義は、宋（北宋）の皇帝陵が秦漢から隋唐に至る皇帝陵の形式・構造を受け継いで同じ發展體系の中にありながら、同時に以前の王朝に比べて異なる要素を少なからず含んで、「まさしく中国古代皇帝陵の形式・構造や配置が變化する轉換點にあつた⁽²⁶⁾」という、考古學的な趨勢にもとづく見解とも相應するもので、互いに表裏關係に置かれた皇帝の喪葬儀禮と陵墓の發展の様相が軌を同じくしていたと考えることができるだろう。

本文を考察する間には將來解決すべき課題も自ずから浮かび上がってきた。つまり、「宋禮」はその中に多數の個別主題を抱える大きい包括的テーマとして、本文では主にその全體的な輪郭の描寫に焦點を合わせたため、深入りできなかった問題をなお少なからず残したが、これらは筆者の次なる課題となる。差し当たり、新帝の即位、諡號など稱謂の制定、喪中政治の様態、そして喪中の外交などに關聯する問題があげられる。先行研究が殆ど存在しないこれらの課題の解明は、宋代喪葬儀禮の理解を深めてくれることはもちろん、個別の主題單獨でも宋代政治史において分析の價值を有するに違いない。

新帝即位の問題は、權力が移讓される過程で起こった宋朝内部の緊迫した動態を考慮しつつ、不足する史料條件にも拘わらず、即位までに至る政治的な過程と儀禮としての次第を分析すべき意味のある主題である。この問題が、宋代政治史においてこれまであまり顧みられなかった背景には、もとより新帝即位の光榮が先帝崩御の哀悼によって後回しにされ、かえってそこへの關心を抑制するのが「禮」と見なされた結果、關聯記事も最低限である狀況があつたと思われる。諡號もやはり宋禮との關係からその意義がまず求められるが、ただ宋禮が終了して以後も、それは宋朝朝廷の必要で加諡や改諡などの過程の中で變化していく。そして、加諡などがある際は關連する儀禮の舞臺が太廟や南郊へと擴大し、宋朝朝廷の特別な認識を投影した王朝次元の儀禮行事として展開するので、宋の諡號問題に對してはこのような内容をも取り入れ

た全般的な検討が必要となる。

一方、「喪中政治」は、皇帝死亡の衝撃により政治に空白の状態が生じたとはいえ、それは長続きせず次第に元の状態を取り戻すので、この「空白」から「元の状態」への回復過程に観察される様相と原則、そして君臣の動向を把握すること、宋朝で度々繰り返された特殊な政治的現象に迫るといふ意義を持つ。そして、その延長線上に位置する喪中の外交は、宋朝が自國はもちろん周邊國に國喪が発生する時ごとに、互いに弔問使を取り交わすことをいうが、これは當時、やはり新しい外交方式として行われ始めていた賀正及び聖節祝賀使の相互交換と共に、以前にはなかった形式の宋代東アジア外交史で新紀元をなすものである。なお、東アジア史の觀點から喪葬儀禮の繼受關係を考えることは興味あるもう一つの主題であつて、例えば宋禮及び『儀注』など唐の禮制も同時に受け入れている高麗王朝における君主の喪葬儀禮は、それを分析することで高麗禮制固有の特性とともに、中國王朝からの影響の程度も把握することができる素材となるだろう。

【附記】 本稿は、二〇二四年二月二日に大阪大學で開催された國際研究集會「東アジアの喪葬儀禮と王權」での講演を経て完成したものである。講演の機會を與えて下さった研究會の代表伴瀨明美先生（大阪大學）を始めとする共同研究者の皆様、そして發表の席上でコメントーターとして幅広く貴重な教示をくださった江川式部先生（國學院大學）と、筆者の氣づかなかつた誤解を指摘し史料の紹介もして頂いた古松崇志先生（京都大學）に深く感謝を申し上げたい。

註

- (1) 金成奎「凶禮의 變遷과 唐・宋의 皇帝喪葬儀注」(『中國史研究』一三八、二〇二二)・「宋代 皇帝 短喪制의 傳統과 變谷」(『東洋史學研究』一六四、二〇二三)。
- (2) 主なものとしては、窪添慶文「中國の喪葬儀禮——漢代の皇帝の儀禮を中心に——」(『東アジアにおける日本古代史講座』九、學生社、一九八二)があり、唐の場合は後掲する來村多加史氏及び金子修一氏などの研究成果を擧げることができる。
- (3) 古松崇志「契丹皇帝の喪葬儀禮——聖宗文殊奴の喪葬儀禮と慶陵埋葬を中心に——」(『遼文化慶陵一帯調査報告書』、京都大學大學院文學研究科、二〇一一、のち、同、『ユーラシア東方の多極共存時代』名古屋大學出版會、二〇二四年に再收録)。

- (4) 葉春芳「北宋皇帝葬禮探考(上)」(『深圳大學學報』一〇一四、一九九三)・「北宋皇帝葬禮探考(下)」(『深圳大學學報』一一一二、一九九四)・「北宋與唐朝皇帝喪葬禮儀的關係及其對南宋的影響」(『深圳大學學報』一一一四、一九九四)・吳麗娛「終極之典：中古喪葬制度研究」(中華書局、二〇〇九)など。
- (5) ここでは、河南省文物考古研究所編「北宋皇陵」(中州古籍出版社、一九九七)と孟凡人「宋代至清代帝陵形制布局研究」(中國社會科學出版社、二〇二一)をあげておく。その他は本文の内容に應じて後掲する。
- (6) 來村多加史「唐代皇帝陵の研究」(學生社、二〇〇一)。
- (7) 金子修一主編「大唐元陵儀注新釋」(汲古書院、二〇二二)。
- (8) 窪添、前掲論文。
- (9) 西岡弘「中國古代の葬禮と文學」(改訂版・初版は一九七〇、汲古書院、二〇〇二)・池田末利譯註「儀禮」(東海大學古典叢書全五卷、東海大學出版會、一九七七)。
- (10) 西岡、前掲書、三三頁。
- (11) 谷田孝之「中國古代喪服基礎的研究」(風間書房、一九七〇)、三五頁。
- (12) 西岡、前掲書、三四頁。
- (13) 「中月」をめぐるのは「大祥と同月」とみる王肅の解釋と、「大祥から一月を越えて」とみる鄭玄の説が並存するが、結局は後者が優勢になっていく。張煥君「從鄭玄王肅的喪期之爭看經典與社會的互動」(『清華大學學報』二〇〇六・一六)参照。
- (14) 窪添、前掲論文。
- (15) 『儀禮』と同じレベルの士禮として編集された宋代の『朱子家禮』を一瞥しても、兩者の間で根本的な差異があるとは認められないであろう。
- (16) 吳麗娛氏は、短喪制と三年喪制の二元的な並行が唐で既に施行されていた、との見解を示したが(同、前掲書)、筆者は、これは「心喪三年」と「三年喪制」を同一視した結果であり、宋代で心喪は主に「皇后」のために行われ、皇帝がこの方式によって服喪した事例は探し難い、との私見を披瀝したことがある。金成奎、前掲論文「宋代皇帝短喪制の傳統と變容」参照。唐の皇帝による「心喪」の例が少なからず存在したことについては、渡部眞弓「日・中喪葬儀禮の比較研究」(『國學院大學日本文化研究所紀要』七一、一九九三)が指摘している。
- (17) 「禮記正義」曾子問に「鄭言無事者、謂未殯以前是有事、既殯以後未啓以前是無事、得行祭禮、故有越紼行事。」とある。
- (18) 「禮記」王制に、「天子七日而殯、七月而葬。諸侯五日而殯、五月而葬。大夫、士、庶人、三日而殯、三月而葬。」とある。
- (19) 本章の註(4)にあげられた兩氏の論文。
- (20) 金成奎、前掲論文「宋代皇帝短喪制の傳統と變容」参照。
- (21) 宋朝で遺制の草案は、例えば仁宗の例に見えるように(『長編』卷一九八・嘉祐八年四月壬申朔)、先帝の死亡後に作られるのがむしろ普通であり、その場合に後繼者など重要な事項はもちろん先帝の意向どおり遺制に取り入れられたであろう。しかし哲宗のような場合は、生前に後繼に對する意思を示していなかったため、彼の死後、皇太后(向氏)が宰相章惇の反對を退け、自分の意思を押し切って端王(徽宗)を後繼と決めた経緯がある。哲宗の遺制はその後に始めて作られ、徽宗の即位すべきことが明示されたが、しかしその後再び直され、「皇太后權同處分事」の内容がつけ加えられたことがある。徽宗が正式に即位したのはその後のことであった。『長編』卷五二〇・元符三年正月己卯、『曾公遺錄』卷九・元符三年正月己卯など参照。
- (22) 唐の遺詔の内容については、金子修一「漢唐之際遺詔的變遷及意義」(『中華文史論叢』、二〇二二)・洲脇武志「漢の文帝遺詔と短喪制の行方」(『日本中國學會報』六一、二〇〇九)・「新釋」、八一頁など参照。

『舊唐書』卷一一代宗本紀大曆十四年五月に「辛酉、詔皇太子監國。是夕、上崩于紫宸之內殿。遺詔皇太子柩前即位。壬戌、遷神柩于太極殿、發喪。」とある。代宗は大明宮で死去する直前に皇太子に「柩前即位」の遺詔を言い残したが、その遺詔は壬戌の日（二十二日）に太極殿に遺體を移した後、公式に宣布され、また「發喪」が始まったと思われる。ただし、代宗の喪葬禮の日程には明確でない所が少なからずあつて注意が必要である。まず、死亡日は異説（十月二十二日・「代宗哀冊文」）があるが、主な史書（『新・舊唐書』、『資治通鑑』など）に「十月二十一日」と説明し、來村氏（同、前掲書、三六八頁）と『新釋』（二三頁）はこれに従っているようにみえる。小斂と大斂の日付も明確でないが、來村氏（同、前掲書、三七〇頁）と『新釋』は共に、德宗が一〇月三日に大斂を終えた直後に、「柩前即位」したという見方に一致する。したがって、大斂は一〇月二三日になることに對し、小斂はそれに先立って太極殿に遷柩した二二日か、それとも即位した當日なのかの問題が残るが、本文では後者に假定した。また、小斂は崩御翌日（二〇月二日）の厥明（夜明け）に行うことが普通であるが、この日は代宗の梓宮が太極殿へ移動を始め、小斂の前に済ませるべき次第（復、沐浴、含など）も残っている状態であつたから、小斂のタイミング（厥明）を過ぎた可能性がある。よって、小斂を二二日と見なすと、それは少なくとも厥明を過ぎた時点となるが、或いは一日を待って二三日の厥明に行われたとも考えられるので、本文でこの場合は後者に假定した。このように見れば、二三日は小斂と大斂、そして即位までが相次いで、まさに來村氏のいうように、「日取りが壓縮されて過密スケジュールとなつた」（同氏、前掲書、三七〇頁）わけである。因みに、代宗に似たものとして唐末昭宗の事例も参考になる。洛陽の宮城で朱全忠に弑殺された昭宗は、死亡の翌日遺詔が宣布された後、その遺體が「西宮」に運ばれてから喪葬儀禮が正式に始まつた。昭宗は、代

宗を除けば唐帝の中で喪葬儀禮の次第がある程度知られた数少ない例に屬し、本文でもとくに後述の必要があるため、その主要過程及び關聯大事を『舊唐書』（卷二〇下 哀帝本紀）から次のように整理しておく。

月	大事（日）
八	崩（二二）―宣遺詔・遷神柩于西宮（二三）―大殮・哀帝即位（二五）―百僚赴西宮、殮訖、釋服（二四）―聽政（二五）
九	大祥（七）―皇帝釋服從吉（九）
……	……
一	上大行皇帝諡號・廟號（五）―羣臣告諡於西宮（七）
二	啓撰宮、文武百僚夕臨於西宮（二一）―靈駕發引（二八）―葬於和陵（二〇）―神主祔太廟（三〇）

(24)

唐朝では、先帝死後に政務が當分冢宰に代行される現象があつたが（金子、前掲論文）、宋朝でそのようなことは見えない。

(25)

宋朝では國恤の發生ごとに、「大行皇帝山陵有期。」（『宋會要』禮二九太祖、同書同所仁宗、同書同所英宗）とか、「喪服請如嘉祐故事。準禮例……從之。」（『宋會要』禮二九一四八 英宗 治平四年正月十日）とか、「詔兩制與太常禮院詳定典禮。翰林學士承旨張方平等言、謹按大行遺制、喪服以日易月、自皇帝下至文武百官、竝依先廟典故、惟宗室出則慘服、居則衰麻以終制。……從之。」（『長編』卷二〇九 治平四年三月丙辰）などの動きを見せた。

(26)

「天子の」凶事は臣子の言う所ではない。」という中國の久しい回避意識は、皇帝喪葬儀注の編纂に否定的な影響を與え、公式にはその存在を難しくさせた。金成奎、前掲論文「凶禮の變遷と唐・宋の皇帝喪葬儀注」参照。

(27)

たとえば、哲宗に對して實行された小斂の情況が『曾公遺錄』（卷九 元符三年正月己卯）に見える。後の本章註（42）参照。

- (28) 漢の場合であるが、埤埴前掲論文には皇帝に用いられる關聯の用品が列擧されている。
- (29) 成服の意義については、谷田孝之、前掲書『總論・喪葬過程との關聯より觀た服の變除の概要及び全般的意義』参照。
- (30) 『新釋』、一九頁。
- (31) 『新釋』、二〇頁。
- (32) その他、唐朝であつた「柩前即位」の事例は來村氏（同、前掲書、三七〇頁）が擧げられており、それによると唐の皇帝即位は死亡日より二日目から一日目までと多様である。來村氏はこれと關連して、唐朝は特別な場合を除けば、「三日から八日の間に少なくとも大斂だけは済ませておくことが通例であつたらしい。」（前と同所）とする。
- (33) 英宗の場合だけ「大斂」と「成服」が一日置きで實施されたことは〈表三〉を参照。また成服の場所としては、『宋會要』禮二九一五八神宗 元豐八年三月十三日に、「帝成服於福寧殿之東楹、群臣成服於垂拱殿門内外、次臨慰如儀。」とあつて、帝は福寧殿の東楹、群臣は垂拱殿の殿門の内外であつた。後述をさらに参照。
- (34) 『新釋』、一四二頁及び一四四頁。
- (35) そもそも成服が喪禮の手順の中で多少後れていることは、その製造に時間がかつたためであると言われる。谷田、前掲書、二九頁参照。
- (36) 「知制誥吳育言、大臣、宗室之喪、自今須大斂成服、然後請車駕臨奠、……」（『長編』卷二二一 慶曆元年七月甲寅）とか、後述する群臣による朝晡の臨などが、それより始められたことが擧げられる。本章の註（73）、註（74）も参照。
- (37) 原文は「末時」に作るが誤りである。
- (38) 宋朝で梓宮が作られる問題と關聯しては本章の註（41）参照。
- (39) 本文の時間計算は基本的に齊藤國治、『古代の時刻制度』（雄山閣、一九九四）によつた。これによると、とくに宋代の十二辰刻は、「從來の初刻を始點とせず、正刻を始點としていること」（同書、一八四頁）
- (40) 『宋會要』（禮二九）及び『宋大詔令集』（卷七 帝統七）に見える各皇帝の事例を参照。
- (41) 『說文解字注』（十二篇下）には、「在牀曰屍、在棺曰柩、是棺柩義別、虛者爲棺、實者爲柩、……」とあり、古松崇志氏も遼の聖宗の喪葬儀禮を論じる中で、「遺骨が中に入っている棺はかならず「柩」と呼ばれる」（同、前掲論文）と説明する。とすると、これはいま推定した宋朝の場合と合わず、再考が必要かも知れないが、しかしその「柩」に遺體が本當に入られているとはやはり考え難いことから、宋代には結局「棺」と「柩」との區別がそれほど嚴密ではなかつた可能性が浮かび上がる。前述したように、唐の「柩前即位」は小斂はもちろん大斂まで終えてから後のことで、その場合は柩の中に遺體が入っていることがむしろ自然と考えられる點から、棺と柩の傳統的な區分法は維持されていたといえるが、しかし宋朝ではそれが少なくとも「柩前即位」の場合では該當しなくなつたことになる。事實、梓宮が正式に作られるまでは時間をもつと必要であつた。梓宮の製作が皇帝死亡の日に命じられたのは、英宗と哲宗の例で確認されるが、仁宗の場合は死亡から三日目（四月二日）にその製作と關聯して、「提舉

製造梓宮石全彬進梓宮畫樣、詔令務在堅完、不得過有華飾、……從之。」〔宋會要〕禮二九一三七 仁宗 嘉祐八年四月二日〕とあり、梓宮の完成まで時間を要したことが知られる。また眞宗の場合、「召輔臣至清景殿、拜先帝靈御。御至延慶殿梓宮前拜奠、令環繞梓宮閱視、其覆蓋及周絡皆飾以珠珍雜寶、侍臣咸哭、盡哀而退。」〔宋會要〕禮二九一二一 眞宗 乾興元年二月二十六日〕とあるのは、大斂が終つて二日を經た日に、君臣が梓宮を閱視した事例である。さらに『曾公遺錄』(卷九 元符三年正月辛巳)には哲宗死亡三日目に、臣僚が製作中の梓宮を見に行った内容を記しながら、「早赴臨訖、退同觀梓宮、皆舉哭。梓宮長九尺餘、高五尺餘、裏明闊四尺餘、皆巨材、唯底板側貼數寸已布漆訖、但未施丹爾。梓宮中別設一板、曰臥龍板、亦丹漆、用錦通裏、大斂則先置神御於此板上、左右各十二環、以綵索舉之、奉入梓宮。」と、梓宮の規模を始めその形態や構造について觸れている。これらの例は、嗣位した皇帝が「柩前即位」する時には、梓宮がまだ存在していなかったことを言っており、したがってこの時の「柩」は別個のものとしか考えざるをえなくなる。そして、その「柩」が實際に使用されたとすれば、それは即位儀式のための臨時のものであったと思われる。

ちなみに、梓宮には先帝の遺體とともに多様な物品が收藏された。眞宗の大斂成服の前日(二月三日)に、「陳先帝服玩及珠襦、玉匣、含、襚應入梓宮之物於延慶殿、召輔臣通觀。明日、大斂成服、……。」〔宋史〕卷一二二 禮二五 山陵 乾興元年二月二十三日〕とあり、大斂では先帝の平生愛好した物品が入棺されたことが分かる。さらに、これから半年以上過ぎた時点では、眞宗の葬儀準備と関連して、「(乾興元年)九月十一日、(仁宗)召輔臣赴會慶殿、觀入皇堂物、皆生平服御玩好之具。帝與輔臣議及天書、皆先帝尊道膺受靈貺、殊尤之瑞屬于元聖、不可留于人間、宜於永定陵奉安。」(同書同所)という動きもあった。このときは發引(九月二十四日)を前にして、皇堂(玄宮)に

入れる物品を輔臣と共に點檢し、また當時世の中を騒がした有名な「天書」まで一緒に埋葬することを決定したのであるが、これらの物品はもちろんすでに封鎖された梓宮ではなく、その周邊の壙中(墓室)に別に安置されたと思われる。

〔曾公遺錄〕卷九 元符三年正月己卯に、「余又再召都知以下、諭之云、雖已聞皇帝大漸、然宰執未曾親見、乞入至御榻前。從政云、是是。得旨令引入、開御帳、見大行已冠櫛小斂訖、覆以衣衾、從政等令解開覆面白巾、見大行面如傳粉、余等皆哀泣、但不敢發聲、左右近習皆嗚咽涕泗、榻上兩老嫗坐於左右、……」とある。これは哲宗の小斂が終つた直後、まだ新帝が即位する以前の状況である。小斂は、『儀禮』では死亡の翌日、『儀注』では死亡から三日目に行われたので、哲宗の事例は早いぶん早いものである。これだけ早い小斂が、他の宋帝にも通用されたかは疑わしい。ところで、この時哲宗の遺體は「御榻」に置かれており、しばらくして徽宗が福寧殿の東序(楹)で即位する段取りであったから、柩前即位をするためには、御榻の遺體を棺に入れて移さなければならなかった。事實上、時間など當時の状況でそれを行うことは難しく、したがって徽宗は多分柩前で即位したとは考えられない。ただ徽宗の即位は、當時皇太后(向氏)と宰相章惇との間であった激しい對立の末、皇太后の意向により推し進められ急に實現したという経緯があり、他の皇帝の場合に比べ事前の準備がなかった面があり、その意味で例外的なケースに属するかも知れない。

宋の史料で接し難い殯宮(攢宮)の製造方式については、『通典』卷八五 喪制三 殯を参照。また、「置棺于殯中、而塗之謂之殯。」(元陳澧『禮記集說』卷二 檀弓上第三)とか、「愚謂、殯謂斂尸於棺而塗之也。」(清)孫希旦、『禮記集解』卷七 檀弓上第三之一)という説明は、とくに殯が大斂の後に棺を「攢塗」する作業であることをいっている。

(44) 窪添、前掲論文。

- (45) 皇帝の殯宮製作にはいわゆる「黃腸題湊」という方式が使われた。來村氏（同、前掲書、三六二―三六五頁）と『新釋』（一四一―一四二頁）などはそのことを詳しく述べているが、その下底部の「穴」の有無については言及していない。
- (46) 宋太宗の明德皇后（李氏）の場合、その攢宮に「黃腸題湊」の方式が用いられたように見える説明があり、したがって宋帝にもそれが適用されたことは言うまでもなからう。『長編』卷五七 景德元年閏九月辛未参照。
- (47) 『儀注』で主に用いられる「攢」の字は宋では「攢」に書かれることが多い。いずれも「集める」の意味で、棺の周りを木で積み込んで柶を作ることをいう。また、宋の史料に時として見える「敢塗」は、『禮記』檀弓上に「天子之殯也、敢塗龍輴以梓。」と見えるもので、この「敢」は「攢」（柶）と同義である。したがって、後述する「啓攢宮」は宋朝で「啓敢塗」とも表現される。「塗」は白泥で柶を塗ることで、その目的はとくに火災に對するものであった。本章の註（45）に引かれた「黃腸題湊」の論文参照。
- (48) 谷田、前掲書、三五頁；窪添、前掲論文参照。後者は「斂とは收藏の意であり、大斂の語は殯をも含んで用いられることがある。」とする。『儀注』では、大斂を終えると遺體が龍輴に載せられ太極殿の「西間」に移動されることになっている。『新釋』、一三九頁参照。
- (50) 『春秋公羊注疏』卷二五 定公元年六月には、「戊辰、公即位。……正棺于兩楹之間、然后即位。」という經文に、「正棺者、象既小斂夷于堂。昭公死于外、不得以君臣禮治其喪、……禮、天子五日小斂、七日大斂、……。」という註文がある。
- (51) 『新釋』、二〇頁。
- (52) 『新釋』、六―一〇頁は『通典』が「殯」の順序を「大斂奠」の次に置いたことに對し、「士喪禮」に従い「儀注」の喪葬儀注が「大斂―殯―大斂奠」の順に進んだと理解する。
- (53) 本章の註（41）に引かれた、「……（仁宗）召輔臣赴會慶殿、觀入皇堂物、皆生平服御玩好之具、……。」という例は、集英殿（會慶殿）のそのような一面を窺わせる。とくに集英殿は、後述するように、葬禮が終わった後に虞祭が行われる中心場所となる。
- (54) 『宋史』卷二四 禮二七 凶禮三 外國喪禮及入弔儀參照。
- (55) 宋朝の正寢としての福寧殿について、『宋會要』方域一―四 東京大内に、「其（長春殿）後福寧殿、國初曰萬歲、大中祥符七年改誕慶、明道元年十月改今名。殿即正寢、殿東西門曰左、右昭慶……。」とある。『周禮』秋官・朝士職の鄭玄注に述べられる「天子三朝」は、外朝、治朝、燕朝から成り、このうち天子の居住空間である燕朝は、さらに家務（政事）をとる正寢と日常生活の場である燕寢から成る。
- (56) 『儀禮』既夕禮の記文と『禮記』喪大記篇によると、士は發病すれば正寢の室の北墻（壁）に東寢するとされる。古代に「寢」は天子及び諸侯などの活動する場所であり、治事の空間である「正寢」は天子の場合には「路寢」、そして大夫・士にとっては「適寢」と呼ばれた。西岡、前掲書、四二頁參照。宋代には、他の所にいた皇帝が、病勢が悪くなると福寧殿に移り臨終に備えた例が見える。『宋史』卷一六 神宗三元豐八年に、「春正月戊戌、帝不豫。甲辰、赦天下。……（二月）癸巳、上疾甚、遷御福寧殿、……。（三月）戊戌、上崩于福寧殿、……。」とある神宗の事例と、『長編』卷五二〇 元符三年正月丁丑に、「三省、樞密院詣內東門問聖體、至申時、入對於福寧殿。」と、崩御二日前にやはり居處を變えた哲宗の例が挙げられる。
- (57) 西岡、前掲書、一二二頁。
- (58) 「堂」と「室」の區別については、皇侃『論語集解義疏』卷六 論語先進第十一疏に、「由也升堂矣、未入於室也。」という本文に付いた、「窗户之外曰堂、窗户之内曰室。」との解説を參照。
- (59) 『通典』卷八四 喪制之二 小斂。
- (60) 『通典』卷八三 喪制之一 復。

- (61) 本章註(42)に引用された『曾公遺錄』卷九 元符三年正月己卯參照。
- (62) 『禮記』檀弓上に孔子の言葉として、「夏后氏殯於東階之上、則猶在阼也、殷人殯於兩楹之間、則與賓主夾之也。周人殯於西階之上、則猶賓之也。而丘也、殷人也、……」とある。
- (63) 來村、前掲書、三五九頁。
- (64) 『禮記集說』卷二 檀弓上第三に「大斂出在東階、未忍離其爲主之位也。」と説明する。
- (65) これに關する一般的な内容は、林素娟「喪禮儀式中的空間象徵、遞變與倫理重整」(『漢學研究』三三・四、二〇一五)參照。併せて『新釋』は、「この大斂から死者(代宗)と喪主(德宗)との主客關係が入れ替わって、德宗が主人となり、「元陵儀注」の表現も「嗣皇帝」から「皇帝」に變わる。」(同書、四四頁)とし、「儀禮」における主客關係の變る時點を「大斂」と説明する。
- (66) 『宋會要』禮二九一五八 神宗 元豐八年三月十三日。
- (67) 『宋會要』禮二九一三六 仁宗 嘉祐八年三月二十九日。
- (68) 『宋史』卷一二二 凶禮一 山陵 乾興元年二月十九日。
- (69) その他に、「上服衰縗、始見群臣于福寧殿之東序。」(『宋會要』禮二九一四九 英宗 治平四年正月十七日)という用例と、「宰臣章惇宣制訖、與輔臣同陞殿奠茶酒、移班于東序稱賀。」(『宋會要』禮二九一六八 哲宗 元符三年正月十二日)というものも見える。また、「群臣臨於福寧殿、慰上於東階。」(『宋會要』禮二九一七〇 哲宗 元符三年二月一日)とか、「英宗即位、契丹使來賀乾元節、命先進書奠梓宮、見於東階。」(『宋會要』禮四三一 一七 弔儀)とみえる「東階」を、「楹」または「序」の同義語と見なす場合、子游のいう「大斂於阼」の「阼」(東階は、「階段」そのものよりそこを上がった所の「楹」とか、「序」に近い空間を意味するものと理解される。
- (70) 『儀禮注疏』卷一 士冠禮第一に、「堂東西牆謂之序。」とする。
- (71) 『宋會要』禮二九一五八 神宗 元豐八年三月二十一日に、「上御迎陽門聽政、見百官、瞻大行皇帝像于集英殿。宰臣等及文臣御史、武臣橫行以上、以次升殿舉哭、盡哀而退。」とある。これによると、當時は大行皇帝(英宗)の肖像畫が集英殿にも備えられていたことが分かる。集英殿は、後に詳述するように、葬儀以後喪禮の重要な場所となるが、その前から先帝の肖像が掛けられるなど、喪禮の補助的な空間の役割をしていた。
- (72) 『宋會要』には概ね成服を前後に、神宗を除いたすべての例で、新帝が近臣に先帝の「遺留物」を賜與する慣行がみえる。遺留物は基本的に先帝生前の愛好品をいうが、毎回物品の量が非常に多く、また對象者の幅が相當廣い點から愛好品以上の意味合いがあるようである。この慣行は中國で宋以前の王朝ではあまり見えないが、宋代になつて定着し、さらに宋朝がその關係を遼、金など周邊國との間でも持つことで、特色ある外交現象が作り上げられていた。
- (73) 一例として『長編』卷五二〇 元符三年正月丁丑に、「詔入內侍省使臣四十人被甲守內東門、殿前諸軍指揮使六十人坐甲於內東門之外、增新舊城守門卒、皇城司并諸門各增親從官。命內侍省官四人各部親從官四百人巡警禁中、差官十二人各將甲士三百人巡警皇城及新舊城、至成服而罷。」とある。
- (74) 神宗の場合、『宋會要』禮二九一五八 神宗 元豐八年三月十三日に「大殯、……是日、分遣使臣齋詔告諭諸道。」とあり、『長編』(卷三 五三 元豐八年三月己酉(十六日))には「以皇帝即位、分遣三省官奏告天地、社稷、宗廟、內臣分詣諸神祠。」と見える。また哲宗の場合にも、やはり大斂成服の日(十八日)に當たる『長編』卷五二〇 元符三年正月乙酉に、「分遣三省官以先帝升遐、嗣君即位、告于天地宗廟社稷、遣內侍告諸神祠、命使臣劉安民等告諸路官吏兵民等。」とある。
- (75) 宋朝が喪葬儀禮のために宣布した音楽と婚姻禁止の措置は、皇帝によつて一律ではなく、また時期や地域ごとに個別に運営されたことが

多い。『宋會要』禮二九一・二六 眞宗 乾興元年七月十三日、同書禮二九一・三八、禮二九一・五八、禮二九一・六九、禮三〇一・五八など参照。北宋最後の事例である哲宗の場合は、『長編』卷五二〇 元符三年正月壬辰に、「禮部請依故事、内外臣庶軍營至禪除後、文武臣僚之家至山陵耐廟畢、竝許嫁娶。又請依故事、三京諸道軍民至卒哭、東京軍民及三路沿邊臣僚至耐廟、其餘文武臣僚至三年、乃聽用樂。竝從之。」と、「嫁娶」と「用樂」が時期、身分及び地域によって詳しく規定されている。とくに、「用樂」の禁止を特定の地域を除いた一般の文武臣僚に、三年間も要求したことは相當嚴格な措置である。

皇帝死去の當日に、以上の内容を包括した詔が度々出された。『宋會要』禮二九 眞宗、同書同所 哲宗などを参照。

『宋會要』禮二九には、「有事」が発生する度に山陵五使が任命された例が見える。例えば英宗の場合、「十日、命宰臣韓琦爲山陵使、龍圖閣直學士李東之爲禮儀使、知制誥韓維爲鹵簿使、權御史中丞彭思永爲儀仗使、龍圖閣學士、權知開封府傳求爲橋道頓遞使。後思永知太平州、以權御史中丞王陶代。陶知陳州、以權御史中丞司馬光代。東之致仕、以知制誥宋敏求代。維知汝州、以龍圖閣直學士張揆代。以待衛親軍歩軍副都指揮使宋守約爲山陵都護、內侍押班張若水爲山陵鈴轄。」(『宋會要』禮二九一・四七 英宗 治平四年正月十日)とある。ただ、この例から分かるように、五使が宋朝により一先ず任命された後も、そのメンバーはいくつかの事情によって交替させられることが多かった。このうち山陵使を中心にした分析が唐と宋についてともに存在し、宋の山陵をめぐる研究も少なくない。吳麗娛「唐代的皇帝喪葬與山陵使」(『魏晉南北朝隋唐史資料』二〇〇八)；薛存心「職任與禮俗：北宋山陵使制度探析」(『許昌學院學報』三九、二〇二〇)；鄭勳・宋少宇「唐代山陵使考述」(『乾陵文化研究』(乾陵專題)、二〇二二)；河南省文物考古研究所編『北宋皇陵』(中州古籍出版社、一九九七)；葉春芳「北宋皇帝葬禮探考」(上)(『深圳大學學報』一〇一四、一九九三)；劉

毅「宋代皇陵制度研究」(『故宮博物院院刊』一九九九・一)；陳朝雲「北宋陵寢制度研究」(『鄭州大學學報』三六・四、二〇〇三)など参照。

關聯する説明は『宋會要』禮二九一・三 太祖 開寶九年十一月十五日、同書禮二九一・三七 嘉祐八年四月五日など参照。唐の場合については、江川式部「唐朝の喪葬儀禮における哀冊と諡冊——出土例を中心に——」(『明治大學古代學研究所紀要』五、二〇〇七)参照。

御容は眞宗の場合、「內園副使安守素言、準詔寫大行皇帝聖容、其一常服、用神御帳。其一服通天冠、絳紗袍、用行殿。其帳殿前各設香鑪合燭臺、委少府監修製、還京日眞容止安匣內。從之。」(『宋會要』禮二九一・二三 眞宗 乾興元年三月十八日)とあるように、まず神御帳と行殿に必要とされた。また太宗には、「(至道三年)六月、詔翰林寫先帝常服及絳紗袍、通天冠御容二、奉帳坐、列于大升輿之前、……」とあり、續いて「十月三日、靈駕發引、其凶仗法物擎昇牽駕兵士力士、凡用萬一千一百九十三人。……置衛士五百人于陵所、作殿以安御容、朝暮上食、四時致祭焉。」(以上『宋史』卷一二二 凶禮一 山陵)とあって、その御容は帳坐と「大升輿之前」以外に、陵所の殿にも備えられていた。さらに、『長編』卷三五七 元豐八年六月癸亥朔に、「羣臣臨于福寧殿、詔再觀大行皇帝畫像于集英殿。以前像未肖故也。」とあるように、御容は集英殿にも用意されていた。

待葬の期間については(表三)参照。また、主として民間の場合であるが、宋代になって葬禮の執行が全般的に遅れた情況と理由については、『司馬光文集』卷七一「葬論」；朱瑞熙「宋代的喪葬習俗」(『學術月刊』一九九七・二)など参照。

窪添、前掲論文。

朱瑞熙、前掲論文；馮繼仁「論陰陽勘輿對北宋皇陵的全面影響」(『文物』一九九四・一八)など参照。

山陵の除草に關して、『宋會要』太宗に「(三月)十四日、司天監言、

山陵斬草用四月一日丙時吉。從之。」とあり、また舉哭の例としては、『宋會要』太宗 至道三年九月二十九日の太常禮院の言に、「來月朔日群臣當赴朝臨、其日壬辰、請用前一日。帝謂宰臣曰、此出何禮。呂端等曰、陰陽家流有此避忌。帝曰、艱坎之中、安有此禮。第令朔日入臨。」とあるのが代表的である。後者は『長編』卷四二 同年同月庚寅に、「閤門奏、毎月朔望、羣臣赴萬歲殿哭臨。十月朔在壬辰、請改用九月晦。上問呂端曰、此何禮也。端曰、陰陽家以辰日爲哭忌。上曰、哀疚之情、寧有所避。不許。」とあるように、「閤門」の奏文として見え、當時の宋朝でこのような「迷信」が比較的廣く流布していることが推定される。『宋會要』二九・二五 眞宗 同年七月一日にも類似するものが見える。

(84) 『宋會要』禮二九・七〇 哲宗 元符三年一月三十日。

その後二月二六日に、宋朝は河南府永安縣から「得地」したとの報告があったので、これを「覆按」させており、さらに三月一日には確定した皇堂に「斬草（伐草）」を命ずる措置をとっている。『宋會要』禮二九 哲宗參照。

(86) 汪受寬『謚法研究』（上海古籍出版社、一九九五）；楊果・趙治樂「宋人謚號初探」（《史學月刊》二〇〇三・七など參照）。

(87) 『通鑑』卷一百四 禮六四 帝王謚號議に、「周制、諸侯薨、臣子跡累其行以赴告主、王遣大夫會其葬、因諡之。」とある。

(88) 『後漢書』禮儀志下 大喪には、太尉が南郊に赴いて謚策を跪讀する儀禮を行った後、宮に戻っても謚策を再び讀む次第が見えるが、これは發引の日に行う「祖奠」と關聯する動きの一部である。『儀注』における代宗に對する謚號の進上については、『文苑英華』卷八三六 哀冊文二 代宗睿文皇帝哀冊文 及び『新釋』、二五七頁など參照。

(89) 『通鑑』卷八六 禮四六 喪制四「薦車馬明器及飾棺」、同書同書「遣奠」參照。

(90) 代宗の謚號は八月庚申（二三日）に決定されており、それは『新釋』

（三五五頁）が「大唐元陵謚冊文」末尾の記事によつて「謚號の奏上は靈駕發引の日に行われたようである。」としたように、發引の日（引用者…一〇月四日）に、長安都城を離れる直前に靈駕の前で「奏上」されたとも思われる。とすれば、八月庚申に「奉られた」對象は唐の朝廷である可能性がある。

(91) 『舊五代史』卷八一 晉書七 少帝 天福七年九月甲辰には、この『五代會要』の引用文に續いて、「其日、中書門下文武百官立班、中書令、侍中升靈座前讀寶冊、行告謚之禮。……」と見える。

(92) 本章註（23）に唐昭宗の喪葬儀禮として整理された〈表〉の中には、「天祐二年二月」丙申、羣臣告謚於西宮。」（『舊唐書』卷二〇下 哀帝本紀）とあつて、宋禮のように謚號を靈座に奉つたと思われる内容がある。これが正しければ、唐末頃の喪葬儀禮には、『儀注』に無かつた新しい要素が漸次加味される状態にあつたと考えられる。

(93) 宋代から既に宋の正統性を強調する禮制の「宋承唐制」説が存在し、そのため宋制が五代を繼いだとみる認識は弱かつたが、最近はその反對の狀況を主張する見方が優勢と見られる。樓勁「宋初禮制沿革及其與唐制的關係——兼論「宋承唐制」説之興」（『中國史研究』二〇〇八・二）；金成奎、前掲論文「凶禮의 變遷과 唐・宋의 皇帝喪葬儀注」參照。

(94) 本章の註（39）で引用した、宋代の十二辰刻が「從來の初刻を始點とせず、正刻を始點としている」という、齊藤國治氏の見方によれば、ここでの朝時と晡時はそれぞれ午前八時と午後四時になる。

(95) 『春秋左氏傳』宣公十二年春に、「國人大臨、守陴者皆哭。」とあり、『史記』卷八 高祖本紀八 漢二年三月に「遂爲義帝發喪、臨三日。」とあることなどは、そのような用法の先例である。

(96) 代哭は『宋會要』（禮二九・三八 仁宗 嘉祐八年五月九日）に、「太常寺言、準例、代哭一百人、於靈輦四面作和聲。按……禮記、君喪、官代哭。注、代、更也。未殯哭不絕聲、爲其罷倦、既歛、可以爲刻漏、

- 分時而更哭也。從之。」とあるように、哭する者の疲勞を防ぐために、衆人が代わる代わる哭することであり、仁宗の場合は百人に定められたことが分かる。これに比べ『儀注』では「代哭者一百五十人」という規定が見える。『通典』卷八六 喪制四 輓歌參照。
- (97) 『舉音』と「舉哭」は同じ意味の異なる表現である。四川大學古籍整理研究所標點校勘本は、『宋會要』(禮二九一七 太宗 至道三年四月一日)の「皇帝就殿上御位、宰臣文武百官就位哭、十五舉音。」に對する校勘として、「按「十五舉音」指哭十五次。」と説明する。
- (98) 「殿中當臨者、皆以旦夕各十五舉音、禮畢罷。非旦夕臨時、禁無得擅哭。」(『漢書』本紀四 文帝七年六月己亥)。
- (99) 『後漢書』禮儀志下 大喪には、「故事、百官五日一會臨」と見え、この「故事」が何時のことをいうのか定かでないが、臨が五日に一たび行われたと説明する。
- (100) 「其殿中當臨者、曉夕各十五舉音、禮畢而罷。」
- (101) 『通典』卷八六 喪制四 薦車馬明器及飾棺參照。代宗の遺詔にも「其宮殿中當臨者朝夕各十五舉音。」とある。(『唐大詔令集』卷一一 遺詔上)
- (102) 「文武官人三品已上、竝三日朝晡哭臨、十五舉音、事畢便出。四品已下臨於朝堂、……。」
- (103) これより先の唐高祖の遺詔には、「文武官人三品已下、三日朝晡哭臨、十五舉音、事訖便出。四品已上臨於朝堂、……。」(『唐大詔令集』卷一一 遺詔上 神堯遺詔)とある。「已下」と「已上」が「太宗遺詔」と反對になっているが、誤記と思われる。
- (104) 『傳宗遺詔』の一部に、「文武常參官、朝晡臨時十五舉音。」(『唐大詔令集』卷一一 遺詔下)とあり、唐末には太極殿の臨禮參與者の範圍が擴大したようにみえる。
- (105) そのやり方も十五回の舉音が主なものであったと思われる。後述する宋の虞祭では、祭奠に參與した臣僚が、「殿下に皆な哭し、十五たび
- 舉音す」とある。『宋會要』禮二九一七八 哲宗 元符三年七月二十八日の禮部、太常寺の言を參照。
- (106) 『宋會要』禮二九一一 太祖 開寶九年十月二日。
- (107) 眞宗の朝晡臨だけが二日間である理由は分からないが、誤記の可能性も考えられる。また英宗の場合は、朝臨の内容が史料に確認されないが、その他の事例に準じ三日間と考えた。
- (108) 『宋會要』禮二九一二 眞宗 乾興元年二月二四日。
- (109) 『宋會要』禮二九 仁宗嘉祐八年四月一日、同書同所 神宗元豐八年三月五日、同書同所 哲宗 元符三年正月十二日。
- (110) 成服によって留宿が終ることは大部分の事例で確認されるが、その始まりが崩御日であることを明示したのは眞宗が唯一である。このことから、他の場合でも留宿が皇帝の崩じた日に直ちに始まったことは類推できる。神宗の場合でも臣僚の宮中止宿が初喪(三月五日)から始まったものと見られるが、「詔三省、樞密院各歸治事、更不止宿。」(『長編』卷三三三 元豐八年三月丙午)とあるように、成服(丙午三月十三日)に至って終了した。
- (111) ただ、「百官」または「群臣」と書かれる「臨」の參加者の範圍がどこまでなのか定かでない。
- (112) 英宗の朝晡臨について、彼の崩御翌日(正月九日)に「群臣朝晡臨於殿庭、止小祥。」(『宋會要』禮二九一四七)とあり、さらにその翌日には、「太常禮院言、喪服請如嘉祐故事。準禮例、群臣自成服後朝晡臨、三日止。朔望日祭奠即入臨。……。」(『宋會要』禮二九一四八)とある。最初の決定に調整が加えられ、また「嘉祐の故事」とそれ以前の慣例などが參酌され、最終的に取り決められたと思われる。朝臨と止宿にも仁宗以前のやり方が準用されたであろう。
- (113) 群臣の「臨」は禮祭で一段落しても、喪葬禮がもちろんこれで完了したことはなく、また群臣の「臨」と「哭」はこの後も必要によって行われた。大小祥、禫除、朔望などの時にそれが見える「入臨」が代

表的である。『宋會要』禮二九太祖、太宗、眞宗、英宗など参照。すなわちその中に、「太常禮院言、來月朔日群臣當赴朝臨、其日壬辰、請用前一日、……。」(『宋會要』禮二九一四太宗至道三年九月二十九日)とあり、また「羣臣臨于福寧殿、詔再觀大行皇帝畫像于集英殿、……。」(『長編』卷三五七元豐八年六月癸亥朔)とあるように、ここで「有事」が終わってからも行われたという「臨」は、その日が「朔日」であったからである。また、當時は佛教の影響で、いわゆる「四九祭」のために七日毎に合わせて七回の臨が要求されたこともある。『宋會要』禮二九一二眞宗乾興元年三月二日など参照。佛教が宋朝の喪葬儀禮に及ぼした影響については、葉春芳「北宋皇帝喪葬儀禮的性質及其對北宋社會的影響」(『深圳大學學報』一二一三、一九九五)参照。

發引頃の例であるが、宗室が内東門の外に宿したこともある。いずれも發引前後に當たるものとして、「群臣朝晡臨、輔臣宿于中書、樞密院、宗室宿于内東門外。」(『宋會要』禮二九一七五哲宗元符三年七月十九日)とあり、「群臣入臨、輔臣宿中書、樞密院、皇親宿於内東門外。」(『宋會要』禮二九一四三仁宗嘉祐八年十月五日)とある。

宰執は、皇太子の教育場として造られた資善堂を利用したこともある。資善堂の位置は、「宣祐門内東廊、次北資善堂。」(『宋會要』方域一六東京大内)とされ、英宗の場合その初終日に、「輔臣宿于資善堂、宗室于殿門外。」(『宋會要』禮二九一四七英宗治平四年正月八日)とある。宗室が留まった「殿」は特定し難いが、哲宗の事例(前掲)にみえる「崇政殿の門外」か、あるいは「内東門」も考えられる。ただ、「十三日小祥二十五日大祥二十七日程除」の原則は、とくに宋の初めに變則が多く、仁宗以後になって大體固定する傾向を見せる。(表二)参照。

祭祀と関連しても、『宋會要』(禮二九一三六三七仁宗嘉祐八年四月二日、禮儀院の言)には、「禮、三年之喪、唯祭天地、社稷諸大祠、

而宗廟及中小祠皆廢、至耐廟如故、從之。」とある。

(118) 西岡、前掲書、三七頁参照。

(119) 谷田、前掲書、第一部 總論。

(120) 窪添、前掲論文。

(121) 『新釋』、一六〇頁。

(122) 『新釋』、一六八―一六九頁。

(123) 西岡、前掲書、二二一頁。また谷田、前掲書、三六頁は「内門外の東壁下」と説明する。

(124) 『新釋』、一三―一六頁。

(125) 本章註(73)に引かれた『長編』卷五二〇元符三年正月丁丑の記事参照。『宋會要』禮二九一五七元豐八年三月五日にも大體同じ内容が見える。

(126) 内東門の内には小殿があつて、平素「門内有小殿、即召學士之所。」(『宋會要』方域一六)という機能があつたが、喪中には「太常禮院奏、請自十一日皇帝同皇太后御内東門小殿垂簾、中書、樞密院合班起居、以次奏事、或非時召學士亦許至小殿。皇太后處分稱吾、其日群臣進名起居於内東門。從之。」(同書后妃一一一嘉祐八年四月)とあるように、その機能が一層擴大し、皇帝との関わりも強かったと見える。

(127) たとえば、神宗の升遐の時に百官は、「連神考升遐、宿衛於内東門。百官朝晡臨、由垂拱殿入、皇族親王由内東門入。」(『長編』卷三二二元豐八年三月甲午朔の原註)というような手順で、朝晡臨のために福寧殿に入っている。臣下の禁中入りは普通内東門と會通門を順に經て行われるものであつたが、この時は宮中に留宿したものが多かったの、百官は特別に平素はできなかった垂拱殿の後門から入ったと見られる。

(128) 宋朝で山陵を「玄宮」と言わず「皇堂」と稱するのは、國祖とされる趙玄郎の字を避諱するためであつた。『宋會要』(禮二九一二六眞宗

乾興元年七月七日)に、「禮儀院言、玄宮上字理合迴避、請只以皇堂爲名。從之。」とある。ところで、南宋では掩皇堂を「掩攢」と呼んだ例が見える。ある官吏が、光宗の喪葬禮に關して、「大行至尊壽皇聖帝梓宮發引、掩攢畢、行九虞、卒哭、耐廟之禮……」(『宋會要』禮一五・一六〇)廟議 紹熙五年八月十八日)とした、發言の中にある「掩攢」は「掩皇堂」を指す。また、北宋では悲運の哲宗孟皇后が、「紹興元年」四月、崩於行宮之西殿、年五十九。遺命擇地攢殯、俟軍事寧、歸葬園陵。』(『宋史』卷二五五 后妃下 哲宗昭慈聖獻孟皇后)という、遺命を言いながら「攢殯」の言葉を使っている。これは、南宋の皇族などが死ねば行在の臨安にいったん埋葬、すなわち「攢殯」されるしかない状況にあったが、將來は故都(開封)に改めて埋藏(歸葬)される希望の氣持を表わしたものである。南宋王朝で、「掩皇堂」の代わりに「掩攢」とか「掩殯」の語が使用されたことには、「掩攢宮」が假埋葬を意味するように、そこに「臨時」という語氣が強調されているといえる。

『長編』卷五二〇 元符三年正月丁酉に、「太史局言、大行皇帝山陵斥土用四月四日、啓敢用七月十一日、靈駕發引、用七月二十日、大葬用八月八日。從之。詔山陵制度、並依元豐八年例施行。」とあり、哲宗の山陵の「拓土」(四月四日)を造營の開始と見なすと、啓敢(啓攢宮)七月一日)まで百日足らずであったことが分かる。また「大葬」掩皇堂(八月八日)までは四ヶ月四日を所要したが、後述するように、その皇堂は掩皇堂より先に完成した状態にあったのだから、それを同年の七月末くらいと見立てれば、結局工事の全體期間は、四ヶ月まではかからなかったと測られる。

『禮記』檀弓下に「葬日虞、弗忍、一日離也、是日也、以虞易奠。卒哭曰成事、是日也、以吉祭易喪祭、明日耐于祖父。」とある説明などから、凶禮を基本としていた喪葬儀禮の性格は、「卒哭」より吉禮の要素を帯び始めたこととされる。また池田末利は、清の凌廷堪などが説明す

る虞祭の性格を基礎として、虞を「儀禮學の側面からいうと、消極的儀禮(喪)から積極的儀禮(祭)への過渡的儀禮とみることができ」と説明する。(同、前掲書、三八〇頁)

『宋會要』禮二九・七五 哲宗 元符三年七月十日に、「啓敢塗前一日、群臣晡臨于福寧殿、輔臣宿于中書、樞密院。」とあり、同日の『曾公遺錄』卷九 元符三年七月乙亥には、「赴福寧晚臨訖、宿樞密院。是夕、三省皆宿於禁中。」とある。とくに後者は、同書の撰者である曾布が、當時知樞密院事を務めていたために、樞密院に宿したことを言っている。またこの時は、啓攢宮より數日前に、官吏を遣わし啓敢(啓攢宮)のことを天地・宗廟・社稷及び宮觀に奏告する一方、諡號冊寶も天地・宗廟・社稷に奏告している。『宋會要』禮二九・七三 哲宗 元符三年七月二日參照。

『宋會要』禮二九・七六 哲宗 元符三年七月十九日に、「群臣朝晡臨、輔臣宿于中書、樞密院、宗室宿于內東門外。」とある。

『宋會要』禮二九・二七 眞宗 乾興元年八月に、「八日、禮儀院言、九月十八日啓攢宮後、至二十四日靈駕未發引前、百官并赴朝臨。緣日數稍遠、望令每日於幕次換喪服、入臨畢改常服出入……從之。」とある。ただし上掲神宗の例では、十月五日すなわち發引の前日に至っても「依然として晡臨」というから、この時は一日一臨が朝臨ではなく晡臨であったことをいう。

前章での検討で、神宗の時、初喪の臨の方式に變化が起ったことをみだが、この際の變化がそれと繋がるものかは定かでない。

群臣の換衣の場所については、本文第一章の註(33)に引用された記載參照。

例えば『宋史』卷三三七 范祖禹傳に、「……羣臣朝服以造殯宮、是以吉服臨喪、人主衰服在上、是以先帝之服爲人主之私喪、此二者皆禮之所不安也。」とある。金成奎、前掲論文「宋代 皇帝 短喪制의 傳統과 變容」參照。

(137) 「卯正一刻、起鼓、自爾日起福寧奠。」〔曾公遺錄〕卷九 元符三年七月丙子。

(138) 上掲三例を比較する時、さらに注意されるのは、眞宗の場合、群臣が殿庭にて序班した中で祭奠の禮が皇帝により執り行われたことに比べ、神宗と哲宗においては、啓攢宮、祭奠禮、そして梓宮の「正位」までがすべて終った後、群臣が入臨したように讀まれる所である。これが正しければ、啓攢宮は少なくとも神宗からは、その儀禮が皇帝など限られた人員によりまず行われ、その後群臣が式場に入ったことになる。事實、哲宗朝の大斂の状況を記した『曾公遺錄』でも類似したことが見られるから(本文第一章)、神宗と哲宗に見えるやり方は新しい變化と解される。併せて、ここに見える眞宗に對する啓攢宮の形式は、その先代太宗の喪葬儀禮より始められたものと思われる。『宋會要』に、「禮儀使言、舊儀注內事有未便當改正者、啓攢宮日、皇帝親行奠禮畢、近侍扶皇帝至東門南向座。候遷奉梓宮當正位、百僚移班近東奉慰。今諸侯行禮畢、百僚竝退、詣內東門外立班、候遷梓宮當正位訖、進名奉慰。……竝從之。」(禮二九一―一三四 太宗 至道三年八月三十日)とあるからである。ところで、宋朝に採擇されたこの時の禮儀使の言と、それに基づいたと思われる、眞宗のために實施された啓攢宮の内容との間には、一致しない所があつて判斷が容易ではない。禮儀使の言では、從來不便な點があるということで、群臣は梓宮が正位に遷される前に、行禮だけが終れば式場(福寧殿 から退いて内東門に向かうことになつて)いたが、眞宗の實例を通じては、梓宮が正位に遷される時を待つてから式場を出ることになつてゐる。禮儀使の言うことに、その後宋朝で調整の過程があつたかは分からないが、少なくとも神宗朝から、いったん群臣の參與無しで、皇帝による祭奠禮と梓宮正位がまず始められたとすれば、それはやはり大きい變化である。來村、前掲書、三九九頁。

(141) 『新釋』、二二九頁。

(142) 來村氏はこの部分に對して、「おそらく朱雀門を出たのち、山陵が醴泉・奉天(乾縣)方面にあるならば西路、奉先(蒲城縣)方面ならば東路をとつたのだろう。」としながらも、當時あつた特別な事情から、「代宗の靈駕は西路をとつて咸陽經由富平へと向かつたものと判斷される。」(同、前掲書、四〇六頁)としている。恐らく來村氏は、當時としては、上記した代宗の哀冊文をまだ參照していなかつたように思われる。

(143) 池田、前掲書、二二九頁；『新釋』、二〇〇頁參照。

(144) 宋朝で啓攢宮から發引までの期間は、太祖と太宗が共に四日で最短であるが、これは「儀注」と同じであり、最長は仁宗の二〇日である。これらを除いた宋帝四人の平均は一〇・七五日である。

(145) 因みに、本章で分析した啓攢宮の三例は、いずれも梓宮の「正位」について觸れているが、これらは『儀禮』既夕禮の「梓宮を祖廟の兩楹の間に正しく置く」「正柩の禮」(前述)を思わせる。もちろん宋禮で梓宮の朝廟は存在しなかつたので、儀禮の場所は相變わらず福寧殿であつたが、啓攢宮の時に見える「正位」の儀禮は、その名稱から見れば「儀禮」既夕禮の禮法が採られたものとも思われる。

(146) 『通典』卷八五 凶禮七 啓殯朝廟及び來村、前掲書、三八九頁參照。

(147) 『宋會要』禮二九一―四三 仁宗 嘉祐八年。

(148) 宋朝も啓攢宮に時を合わせ祭祀を行つてはいるが、神宗の「上行祭奠禮」の事例のように、それを「啓奠」とは言わなかつた。本章の前述參照。

(149) 『宋會要』禮二九一―四三 仁宗 嘉祐八年十月六日。

(150) 上掲A文より一ヶ月足らずの時點で、「禮儀院言、靈駕發引前、有司進龍輅於延慶殿西階、挽士退、先請皇太后奉寧龍輅、舉哭盡哀退。行事官入、皇帝行奉寧之禮。」(『宋會要』禮二九一―二七―二八 眞宗 乾興元年八月十二日)と、禮儀院が再び進言した内容によれば、龍輅は

「發引の前」に延慶殿の西階に進められていた。

(151) 『新釋』、四七頁、及び二二四―二二五頁。關聯する内容は『通典』卷八六 凶禮八「薦車馬名器及飾棺」參照。

(152) この部分に對し『新釋』、二二四―二二五頁は、「現皇帝(德宗)が前皇帝の棺の前で哭踊したあと、まず靈が腰輿に載せて降ろされ、殿庭の神座へと運ばれる。ついで前皇帝の寶と冊とが(殿上から殿庭に降ろされて)冊車に乗せられる。そして前皇帝の柩(梓宮)が龍輅に載せられたまま挽士に引かれて殿を降り、西階の下に待機していた輅車に龍輅ごと載せられ」と説明する。なお『宋會要』では、殿上から殿庭に降ろされるものとして梓宮と龍輅だけが言及されているが、今の『新釋』の言うやり方のように、その際は他に寶と冊はもちろん、「靈」までがそれぞれ個別に殿庭に順次運ばれただろう。

(153) 開封宮城の正門は、太祖代に「明德門」と呼ばれたものを、太宗の太平興國九年(九八四)から「乾元門」に改めて稱したが、さらに眞宗の祥符八年(一〇一五)に「正陽門」に變更した後、景祐元年(一〇三四)に改名された「宣德門」の名で最も長く呼ばれた。

(154) 『宋會要』禮二九―一 太宗 至道三年六月二十四日に、「禮儀使言、靈駕發引、自萬歲殿出長春殿門、西上閣門、朝堂、右昇龍、乾元門……、詔可。」とある。ここの「西上閣門」は、『宋會要』方域三―三一 東京大内に引かれた『京都雜錄』に、「東京大内文德殿庭東南隅有鼓樓、其下漏室、西南隅有鐘樓、殿兩挾有東上西上閣門。」とある説明からその位置が分かる。

(155) 古松崇志氏も、この際の契丹告哀使の入宮方式に注意し、「……さらに奥へと進んで、皇帝の居住空間の出入口にあたる内東門まで至った。告哀使は凶事を伝える使者であつたので、宮城内の門をとおって進んでいくさいには、偏門(門の左右に設けられた通用門)を通行した。そして、内東門の北側に設けられた帳幕(史料上「帷殿」あるいは「幕次」と記される)において皇帝に朝見した。」と説明する。同、前

掲論文參照。『宋史』卷一二四 凶禮三に、「天聖九年六月、契丹使來告哀。禮官詳定、北朝凶訃、宜於西上閣門引來使奉書、令閣門使一員跪受承進、宰臣、樞密使已下待制已上、竝就都亭驛弔慰。七月一日、使者耶律乞石至、帝與皇太后發哀苑中、使者自驛赴左掖門入、至左昇龍門下馬、入北偏門階下、行至右昇龍北偏門、入朝堂西偏門、至文德殿門上奉書。太常博士二員與禮直官贊引入文德殿西偏門階下、行至西上閣門外階下、面北跪、進書。閣門使跪受承進。太常博士、禮直官退。使者入西上閣門殿後偏門、入宣祐西偏門、行赴內東門柱廊中間、過幕次祇候、朝見訖、赴崇政殿門幕次祇候、朝見皇太后訖、出。三日、近臣慰乞石于驛。」とあり、『長編』卷一一〇 天聖九年七月丙午朔に同じ内容が見える。

(156) 大乘輿である。『儀注』の「遣奠」にはこれが「輜輶車」となっており、「本來は寝ながら乗れる臥車を意味したが、轉じて喪車を指す。特に天子の喪車のことをいう。」(『新釋』、二四四頁)と説明される。「遣奠」は、梓宮が葬地に着いた後、埋葬が實行される直前にも行われたことがある。後掲する『宋朝事實』(卷一三 儀注三)の「英宗葬永厚陵」參照。

(158) 『宋會要』禮二九―一四 太宗 至道三年十月六日に、「祖奠徹、帝徒步慟哭、與親王、宗室從至乾元門外輦次。梓宮升輦、設遣奠、攝中書令、參知政事李沆讀哀冊。冊文曰……。」とある。

(159) 元祐皇后は、このまま靈駕を護衛して亡夫哲宗の葬地に着いた、宋朝の皇后の中では類例の少ない一人である。本章の註(181)參照。

(160) 『新釋』、一九九頁。

(161) 本文第一章の註(23)參照。

(162) 來村、前掲書、三八五―三八六頁。

(163) 來村、前掲書、三七〇頁參照。

(164) 來村、前掲書、四〇二頁。

(165) 來村氏はさらに同じ向きで、「儀注」の「祖奠」は本來の儀禮と異な

る點が多い。……『儀注』では梓宮の移動が夜明けから開始されるため、祖奠は遅くとも晝までには開始されるであろう。」とした。同、前掲書、三九九頁。

(166) 來村、前掲書、四〇二頁。

(167) 來村氏は、『儀注』の本文が、日付の把握が難しい形式をしているとしながら、その理由と関連して、「これは『儀注』が編まれる段階で代宗送終の全日程が未定であったからに他ならない。」(同、前掲書、四〇二頁)としているが、この觀點はいささか落ち着きがないように思われる。宋の場合、本文で述べたように、先帝が死亡すると、喪服と喪葬の日程を早期に確定するのが、向後の大事を推進していくうえで急務であったが、この點は唐の場合も變わらなかったと思われる。

(168) 『新釋』、四八頁。

(169) 『新釋』、四七頁。

(170) 『儀禮』では祖奠が發引前日の夕方に行われるから、『新釋』にはこれが斟酌されたかと思われる。

(171) 『新釋』、四七頁。

(172) 『通典』卷八五 凶禮七 喪制三 啓殯朝廟によれば、啓殯に先立つて啓奠が行われた。

(173) 宋朝の「常服」は「私的な衣服」の意味ではなく「公服」の別稱である。『宋史』卷一五三 輿服五 諸臣服下に、「公服。凡朝服謂之具服、公服從省、今謂之常服。宋因唐制。」とある。『舊唐書』卷四五 志二 五 侍臣服にも「朝服(原註…亦名具服)……公服(原註…亦名從省服)……」とある。

(174) 「帝與皇太后奉辭還宮、群臣奉辭于板橋、易常服而返。」(『宋會要』禮二九一 四四 仁宗 嘉祐八年十月六日)

(175) 原文は「御橋」に作るが、本文では(圖四)に従い「州橋」と考えた。『禮儀使言、靈駕發引、請由明德門度御橋出宜秋門。神主回京、請由閭闔門出右掖門、於近西便殿權安、行九虞之祭。詔以大明殿。』(『宋

會要』禮二九一 四 太祖 太平興國二年三月十三日)

(177) 『宋會要』禮二九一 二〇 眞宗乾興元年二月二十四日の大斂成服の日に、宋朝は判少府監楊岫などに凶仗の製造を「管勾」させており、その註文には少府監の言として、凶仗に必要な物品と人員などの名前と數が挙げられている。

(178) 『宋會要』禮二九一 九 太宗 至道三年四月二十八日に、「禮儀使言、永昌陵儀仗用三千五百三十三人、考之禮令、全不及大駕園簿之半。今若全依禮令、則用萬八千九百三十六人。必慮道塗往復爲難、今請除太僕車輅仍舊用玉輅一、革車五外、凡用九千四百六十八人、合大駕園簿半數。詔恭依。」(原註…太僕遂增崇德、進賢、黃鉞、豹尾車、司天除舊用相風鳥、交龍、鉦鼓、十二神輿外、亦增鼓樓一、吉仗內導駕出京時及往來經過州府、竝服袴褶、衣冠、在路止公服。)とある。

(179) 『宋會要』禮二九一 二六 眞宗 乾興元年七月一日に、「禮儀院言、山陵儀仗依永熙陵例、用九千四百六十八人。今請上路後從永昌陵例、用三千五百三十三人。」(原註…大升輦力士九百八十四人、把幕婦人一百五十人、昇行殿三百四十四人、開封府雇召。挽輦輦方相一百二人、喪葬作事雇召。擡擎牽駕擡士一萬二百三十三人、諸軍差。耐廟日所排仗九千四百六十八人、止以山陵出京人充。從之。)(原註…時皇姪新婦以下諸喪附葬永安、詔每頓竝先靈駕前發、不得與大行儀仗相參。)とある。

(180) 『宋會要』禮二九一 一 太宗 至道三年七月一日に、「少府監言、凶仗法物合使擡擎牽駕兵士、力士共一萬一千一百九十三人、數內力士一千七百二十人、請下開封府雇募。從之。」とある。

(181) 皇(太)后が先帝の靈駕を護從した例として、「以皇太后護從靈駕、遣使奉表起居、及詔撫問雍王元份(太宗の第四子)、宰臣呂端等。」(『宋會要』禮二九一 一五 太宗 至道三年十月九日)という太宗の場合と、「元祐皇后護從靈駕至永泰陵。」(『宋會要』禮二九一 七八 哲宗 元符三年七月二十日)という哲宗の例が傳えられる。また、「詔皇后送

大行靈駕至山陵、既葬三日而返。其後以疾不果行、又令宗室遙郡團練使以上、又出嫁郡縣主隨從。」(『宋會要』禮二九一三九 仁宗 嘉祐八年六月七日)とある仁宗の事例と、「詔皇親正任團練使以上并出嫁郡縣主、正任防禦使以上、新婦、令從靈駕至山陵、大宗正司具人數以聞。」(『宋會要』禮二九一四九 英宗 治平四年正月二十二日)とある英宗の事例もある。これらからは、出嫁した公主と新婦を含めた一定官階以上の宗室が、靈駕を護衛していることが分かる。

(182) 本文第一章の註(96) 参照。

(183) このほか、山陵の造營のために役夫が全國から募集された状況は、『長編』卷二〇九 治平四年正月丙寅に、「山陵使言、嘉祐八年山陵所役卒四萬六千四百餘人、今止乞差三萬五千人、諸路轉運司和雇石匠四千人。從之。」とある事例からその一端が見られる。葉春芳、前掲論文「北宋皇帝葬禮探考(上)」参照。

(184) 『宋會要』禮二九一三二 眞宗 乾興元年九月二十四日。

(185) 『通典』卷八六 喪制之四 遣奠に、「其日(發引日)、……鹵簿使先進玉輅於承天門外、東偏稍南、輿輦、鼓吹、吉駕、鹵簿並序列於玉輅前。又進輜輶車當承天門中稍南、凶儀明器序列於輜輶車前。」とあり、同書同所「葬儀合葬附」の冒頭に、「山陵日、……依時刻、吉凶二駕備列。」とある。

(186) 『新釋』、二七六頁。

(187) 宋の史料に、先帝の遺體を運ぶ手段として玉輅はあまり見えず、ほぼ唯一の例として、「至道三年三月二十九日、太宗崩于萬歲殿。……制永熙陵、皇堂深百尺、……大駕鹵簿、用玉輅一、革車五外、凡用九千四百六十八人。」(『宋史』卷一二二 禮二五 山陵)とある。これによってまず宋朝の葬列も『儀注』のように遺體と靈魂とに分け、凶禮の靈駕と吉禮の玉輅の二軸で構成されていたと考えられる。ただし一方で、宋太祖の父親(趙弘殷・宣祖)の墓を安陵に改葬する時の葬列に關して、「改卜陵寢、宣祖合用哀冊及文班官各撰歌辭二首。吉仗用大駕鹵

簿。凶仗用大升輿、龍輅、鵝茸纛、魂車、香輿、銘旌、哀謚冊寶車、……。」「(『宋史』卷一二二 凶禮一 山陵)とあることも合わせて参照する必要がある。皇帝に準じた宣祖の葬列も吉仗と凶仗からなっているが、この場合は龍輅と魂車が共に凶仗に含められており、先述した『新釋』の解説とは異なる。宋禮では或いはこのようなやり方で方式を變えていたかも知れない。これに似たものとして本章の註(221)に引かれた昭憲皇后の例も参照。

(188) 本章の註(130) 参照。

(189) 前引した「侍中奏請靈駕進發、諸司具吉凶儀仗、……。」「(『宋會要』禮二九一三一 眞宗 乾興元年九月二十四日)という記事の原註に「先是、禮儀院請靈駕既發、内外並吉服、……。」とあり、またこれより前の『宋會要』禮二九一二二 眞宗 乾興元年三月十七日にも、「禮儀院言、禪除、外庭百官已吉服、皇親尙有乘白布、緣裏車檐出内庭者、請令内東門告諭。從之。自是内人從靈駕至山陵迴日、並改吉服。」とある。

(190) 吉駕と凶駕の組み合わせによる葬喪儀禮は早く『後漢書』禮儀志下、大喪に見えるが、このことの理由について、渡邊義浩等編『全譯後漢書』(第四冊、汲古書院、二〇〇二)、二二五頁は、「漢代の大喪が單なる葬送ではなく、即位儀禮と密接な關係にあったことにあると考えよう。」としている。

(191) 『宋會要』禮二九一三三 太宗 至道三年八月三十日に、「禮儀使言、舊儀注内事有未便、當改正者、啓攢宮日、皇帝親行奠禮畢、近侍扶皇帝至東門南向座。候遷奉梓宮當正位、百僚移班近東奉慰。今諸侯行禮畢、百僚並退、詣内東門外立班、候遷梓宮當正位訖、進名奉慰。又靈駕發引前一日之夕晝漏未盡三刻、群臣詣萬歲殿哭臨、次挽歌作、二更嚴警。發二更以後、群臣逐更哭臨、挽歌、嚴警並如初更之制。今緣逐更出入宮禁、甚爲喧雜、望除晝漏未盡三刻群臣依舊禮哭臨、二更以後更不入。又未發引前、皇帝行啓奠之禮、百官立班、今緣其日申時

發引、群臣赴內庭立班不及、又內中難於止宿。望令除啓奠行禮公卿宿於內中、餘官竝止赴乾元門前幕次、至時候謁靈駕……竝從之。」とある。このうち、後半の内容は本文で續けて取り上げ検討するが、その前の始めの部分で論じられた問題は、本章で既に述べた。

(192) 『文苑英華』卷八三六、哀冊文二、哀冊文下。

(193) 『宋會要』禮二九一五、太祖、太平興國二年四月十三日に、「冊文曰、……仙馭將升、哀歌暫闕、晨霞欲曉於東方、……」とある。

(194) 『宋會要』禮二九一四、太宗、至道三年十月六日に、「冊文曰、……萬國來庭、千官執紼。殘月耀於素帷……」とある。

(195) ただ、哀冊文の内容には、一部であるが、それが發引の場で讀まれてから後に發生した事柄までが目につくことから、哀冊文そのものが發引の後に編輯された可能性が想定される。既述のとおり、唐代宗の哀冊文の中には、靈駕が太廟の門前を過ぎて都城を抜けて行く狀況が書かれているが、これは哀冊文の奉讀を終えてから、靈駕が太極殿を出發した後に起ったことであり、これからすると、現存する哀冊文の内容には、發引に前後した事情を含めて編輯された所が想定される。

(196) 宋太祖の孝章皇后の場合、『宋會要』禮三一七、后喪一、孝章皇后至道元年十月二十四日に、「太常禮院言、將來權擯去路十里內祠廟、合差官祭告。從之。」とある。これは方向は異なるが、宣德門から都城の北側安肅門の外にある施設までの距離（一〇里・五・五kmほど）を言っている。或いは、これが「權擯する去路より十里内にある祠廟」と讀まれるかもしれないが、その場合も本文は單なる假定であるのでとくに問題を來すことはない。

(197) 『宋會要』禮二九一九、太宗、至道三年四月二十八日の、「禮儀使言、永昌陵儀仗用三千五百三十三人、考之禮令、……」という記事の原註として、「吉仗內導駕出京時及往來經過州府、竝服袴褶、衣冠、在路止公服。」とある。吉仗の兵士は、とくに州府を經過する際はもつと着飾っており、そこを通り過ぎた路上では、普通の「公服」に戻った

ことが見える。

(198) いま引いた『宋史』引用文の後には、「十一月二日、虞主至、皇太后奠于瓊林苑、天子步出集英殿門奉迎、奠于幄。七日、祭虞主。二十九日、耐太廟……」とつづくが、この記載に誤りがあることは、さらに本文で後述する。

(199) 〈表三〉の中で、神宗の掩皇堂の日付は、『宋會要』の「二十四日、葬于永裕陵。」という記事に基づいたものであるが、この部分を『宋史』卷一二二、禮二五、山陵は、「二十一日、葬永裕陵。」と記す。これはまず二十四日の單純な誤記といえるが、或いは本文で言われている梓宮の奉安、開皇堂、掩皇堂など、互いに異なる色々の日付が「葬」と混同された結果であるかも知れない。また宋の史料では、「葬」が「掩皇堂」と同義語であることは後述する。

(200) 本章の註（129）参照。

(201) 『宋史』卷一九、本紀一九、徽宗一。

(202) 『宋會要』禮二九一七九、哲宗。

(203) ちなみに、前に引いた「梓宮を永泰陵の下宮に奉安する」という哲宗の記事には、それに先立つ八月一日の日付で、御史中丞豐稷などによる、「哲宗皇帝大升輦至鞏縣、陷泥淖中不能出、次日方至幄殿。」（『宋會要』禮三七一一五、帝陵）との上奏があり、その結果、宋朝が「頓遞使」以下を「効治」したという事情が見える。このことから、八月一日に哲宗の梓宮を載せた大升輦が、泥淖に落ち込むなど苦境に立たされたが、いったんその日に梓宮を下宮に奉安し、翌日にさらに「幄殿」にそれを遷したと見られる。「幄殿」は下宮に屬した施設の中の一つであろう。（後述）當時は雨天がつづいた状態で、發引（七月二〇日）して翌々日にすぐ、「以哲宗皇帝靈駕發引在道、雨勢未已、甚不遑寧。」（同書、禮二九一七八）という憂慮が提起されており、葬地に到着した日（八月一日）にも悪天候の状態は變らなかつたので、陵墓（永泰陵）の整備に不便と困難があつたと想像される。哲宗の梓宮

- が、仁宗より掩皇堂のための待機時間がやや短かったのは、こうした中で葬禮を急いで片付けようとした事情があったのかもしれない。
- (204) 本文第一章の註(77)に引かれたように、英宗の死去二日後の『宋會要』禮二九一四七 英宗 治平四年正月十日には、山陵使に韓琦を任命するなど禮儀使、鹵簿使、儀仗使、橋道頓遞使の人事があったことが見える。そしてその後、メンバーの交替が幾度も繰り返された後、儀仗使としては司馬光が最終的に確定された。したがって、司馬光が英宗の葬式に参加したことは間違いない。またその際、彼が経験したことにともづく『治平齋記』という文獻が、南宋高宗崩御後の喪葬儀禮を述べた周必大の『思陵錄』(下、淳熙十五年三月丙寅)に引用されているので、南宋交替期の李攸が『宋朝事實』に引用した記事というのはこの『治平齋記』の可能性がある。これによって、「永厚陵」の冒頭に「英宗梓宮至永厚陵、館于席屋。從韓公下視、宮有正殿、……」とある文中の「韓公」は韓琦であり、また「従う」の主語は司馬光と見て問題ないと判断できる。
- (205) 來村、前掲書、一八三頁。
- (206) 郭湖生等「河南鞏縣宋陵調査」(『考古』一九六四・一一)。
- (207) 楊寬『中國古代陵寢制度史研究』(上海人民出版社、二〇〇三)、六二～六五頁。
- (208) 河南省文物考古研究所編、前掲書、一五～一七頁及び一七三～二〇八頁。
- (209) 以上に該当する「永厚陵」の本文は以下の如くである。「癸酉、黎明、設遣奠于幄殿、有牲牢、祝文、餘皆如朝臨禮。昌王及五使皆吉服、金帶、導龍輜、降隧道、抵木階。梓宮升石櫛西首、御夷床、下不及地尺而止。已時一刻、乃下。置珠網花結于上、布方木及蓋條石、及設御座于蓋下、前置時果及五十味食、別置五星、十二辰及祖思、祖明尊位于四壁、又設衣冠、劍佩、筆硯、弧矢、甲冑、凡平生玩好之物、又設繪帛、繒錢、然後設冊寶。乃然漆燈、閉柏門、置道遙于麓巷、闔石門、
- (210) 缺其闕之中央、留人於內、撻拈畢、匍匐而出、鎖其門、投鑰于內。司徒復土、九錘、立石柱于中央、繫以鐵索。乃以都護排防、壘石以塞門、實隧以土。五使乃易兕服、設掩皇堂祭于隧外、哭、又于陵哭。」
- (211) 來村、前掲書、二〇五頁。
- (212) 奈良縣立橿原考古學研究所附屬博物館編『大唐皇帝陵』(特別圖錄七三、二〇一〇)、一五二頁。
- (213) 來村、前掲書、二〇五頁；奈良縣立橿原考古學研究所附屬博物館編、前掲書、六頁。
- (214) 來村、前掲書、四一〇頁。
- (215) 奈良縣立橿原考古學研究所附屬博物館編、前掲書、一五二頁。
- 先に引いた司天監の言に見える、「太宗の梓宮を先に丙地の内にて奉安する」丙地も、眞宗の場合のように、下宮に安置されていた梓宮が、南神門の前まで遷され置かれた所を言うに違いない。すると、これは太宗と眞宗、そして仁宗は確認できないが、その次の英宗(永厚陵)までの梓宮が、いずれも同一の方式で掩皇堂に臨んでいたことになる。
- (216) 『通典』卷八六 喪制四 葬儀合葬附には、「大唐元陵儀注、山陵日、依時刻、吉凶二駕備列、……」とも見える。
- (217) 本章註(209)参照。
- (218) 『宋會要』禮三〇一六九 歷代大行喪禮下 光宗 慶元六年十一月十一日「禮部、太常寺言、國朝禮制、掩皇堂畢、虞主回、皇帝行奉迎、安神、虞祭、卒哭、寧神、奉辭之禮、並服禭袍。……」
- (219) 『宋會要』禮三七一五 帝陵 太宗永熙陵 至道三年八月二十五日に、「命入內副都知衛紹欽爲永熙陵使、內殿崇班楊繼銓副之、仍置衛兵五百人守奉。」とある。『文獻通考』卷一二六 王禮考二一 山陵には、「置守陵戶五百人。作殿以設聖容。朝暮上食、四時祭享。」とあり、「衛兵五百人」の役割が分かる。また「永厚陵」には、「齋殿旁皆守陵宮人所居、其東有沆濯院、有南廚、廚南、陵使解舍、殿西、副使解舍。」とあって、守陵宮人も見えるが、これらも上食や祭祀などの奉

仕に關わったと思われる。石悦「北宋陵墓的守護人員」(『淮南師範學院學報』二〇一六二) 参照。

(220)

虞主の問題については、栗原朋信「木主考」(『上代日本對外關係の研究』所收、吉川弘文館、一九七八)；吾妻重二「木主について——朱子學まで」(『福井文雅博士古稀記念論集——アジア文化の思想と儀禮』、春秋社、二〇〇五) など参照。

(221)

虞主を使用することになると、普通、その時まで利用してきた重は土に埋めるが、宋禮では山陵にて虞主を初めて用いたので重は皇堂に埋められた。『宋會要』禮三七・一六帝陵 徽宗永祐陵 紹興八年十一月十三日に、「太常寺言、檢會山陵故事、梓宮發引日、皇帝于宣德門外奉辭、百僚于板橋奉辭。其掩皇堂日、奏請神靈上虞主訖、埋重於皇堂隧道。」とある。宋の「山陵故事」では重を皇堂の隧道に埋め、とくにこの時は、神靈が重から虞主に遷ることが奏請されてから、重を埋めたことが印象的である。『文獻通考』卷一二六 王禮考二 山陵にも、紹興七年正月に、徽宗と寧德皇后の凶問が伝えられると、高宗が「舉哀成服、命王倫爲奉迎梓宮使。」とし、同年六月に廟號を「徽宗」に定めており、さらに同年閏十月條には、將來の葬禮に關連して、「戸部尙書章誼等言、梓宮未還、久廢謚冊之禮不行、請依景德元年明德皇后故事、行埋重、虞祭、祔廟之禮、及依嘉祐八年、治平四年、虞祭畢而後卒哭、卒哭而後祔廟、……從之。」とある議論の中で、「埋重」についても議論している。なお、宋朝では昭憲皇后の葬式と關聯して、「太常禮院言、吉凶儀仗、準詔減省數目、今除兵部鹵簿儀仗、……、法物外、其凶仗大升輦(原註…輦士百五十人)、輜車(原註…挽士二十人)、哀冊車、謚冊車、謚寶車、鵝轎車、魂車、香輿、重車(原註…焚於城門外)、銘旌車、……。」(『宋會要』禮三一 三后喪 一 昭憲皇后 建隆二年六月二十五日)と見える。重を載せた車を、發引が本格化する直前に城門の外にて焼き捨てたこのやりかたは、恐らく宋禮にもあったと思われるし、そうするとその際には、重だけがど

この車に乗り換えさせられ葬地にまで運ばれたことになる。

(222)

葉春芳、前掲論文、「北宋皇帝葬禮探考(下)」。

(223)

『後漢書』儀禮志下 大喪に、「高帝崩三日、小斂室中牖下、作栗木主、長八寸、前方後圓、……。」とあり、『春秋』三傳の中では、『公羊傳』と『穀梁傳』が共に桑主の出現を虞祭からであると見ることに對し、『左傳』はそれを祔祭から始まるものと見ている。栗原、前掲論文；窪添、前掲論文；西岡、前掲書、一七五—一八〇頁など参照。

(224)

栗原、前掲論文。

(225)

『新釋』、二九七頁。

(226)

杜葆仁「西漢諸陵位置考」(『考古與文物』一九八〇一) 参照。

(227)

中國の喪葬儀禮で日數の數え方は、死亡日を含める場合と含めない場合が共にあるが、本文では主として前者に従った。宋朝でもこのような數え方が多いように見える。參考として、司馬光が「臣聞、禮既葬而虞。……然則虞者孝子之事、主人當親其禮、非臣下所得攝也。臣竊見、今月三日虞祭、百官皆入就位而哭、而陛下不親其禮、使宗正卿攝事、臣竊惑之、伏以永昭陵距京師猶五頓、木主還未至之時、不可一日不虞、……。」(『溫國文正公文集』卷二六 章奏一一 虞祭札子)という意見を述べた中で、永昭陵(仁宗の山陵)と京師の距離を「五頓」としているものは、五日間の止宿を意味すると思われる。

(228)

河南省文物考古研究所編、前掲書、第一章 地理環境與陵墓分布、三頁。

(229)

來村、前掲書、一六二頁。

(230)

來村、前掲書、三八五頁。

(231)

「臣聞、禮既葬而虞。虞安也、柩既藏矣、孝子不忍一日離其親、恐精神彷徨無所依歸、故祭祀以安之也。」(『溫國文正公文集』卷二六 章奏一一 虞祭札子)。

(232)

神宗の場合には、「神宗虞主至自永裕陵、群臣、夏國高麗使迎于板橋、……。」(『宋會要』禮二九 六五 神宗 元豐八年十月二十九日)と

あつて、高麗と西夏など外國の使節が板橋まで赴き虞主を迎える場面が見える。

- (233) 『宋會要』 禮二九一七九 哲宗 元符三年八月十三日「虞主至京、群臣奉迎於板橋、元符皇后於瓊林苑、上於集英殿門奉迎、前導陸殿、奠于輦殿。群臣詣西上閣門、內東門進名奉慰。」

- (234) 『宋會要』 禮二九一三二 眞宗 乾興元年九月二十四日「侍中奏請靈駕進發、諸司具吉凶儀仗、百官素服赴順天門外、至板橋立班奉辭……。」

- (235) 『宋會要』 禮二九一六 太祖 開寶九年四月二十九日、「虞主至京、群臣出城敘班奉迎。帝自含光殿門外擣哭迎、前導升殿。有司行安神之禮、……。」とあるのも同じ例である。

- (236) 『新釋』、三〇六頁。

- (237) 池田末利、前掲書、三六八―三六九頁。

- (238) 虞主が都に戻つてから、宋朝の喪葬儀禮の舞臺は集英殿を中心を移していくが、それまでその役割を果たしていた福寧殿が、その後どのような状態に置かれたのかは知り難い。『溫國文正公文集』 卷二六、章奏一一 福寧殿前尼女札子には、「臣竊見大行皇帝梓宮在福寧殿、自啓敢以來、毎日裝飾、尼女置于殿前傳以粉黛衣之綺繡狀、如俳優又類戲劇、臣不知其說果何謂也、群臣見者無不駭異、或歎其失禮、……。」という議論が見える。神宗末期、福寧殿に道場が附設された事實がみえるが、文中の「尼女」は恐らくそれ以前からあつた、この道場に属した人物であらう。

- (239) 『宋會要』 太宗 至道三年六月二十四日の禮儀使の言にも、「神主回京、入順天門、入右掖門、奉安於含光殿、俟日行耐廟之禮。詔可。」とあり、含光殿（集英殿）に太宗の神主が奉安されていた。

- (240) 宋朝で「便殿」は、正殿以外の別殿を漠然と稱するように思われる。後苑近くにある承明殿がその一つの例として言われているが、『宋史』 卷八五 地理一 京城 東京：『宋史』 卷八 眞宗 天禧四年十一月辛未：『長編』 卷八四 大中祥符八年四月壬戌の註など）これは禮儀使の

提案したものにはそぐわない。そのほかに大明殿（集英殿）が便殿としていわれる向きがあり、『長編』 卷一〇八 天聖七年十一月癸亥の註）それなら大明殿は福寧殿から見て「近西」に位置する所でもある。とすれば、宋朝では禮儀使の意見にもとづき検討して、それに合う場所を定めて具體的に示したことになる。

- (241) 『宋史』 卷八五 地理一 東京に、「又次西有集英殿、（原註：舊名廣政、開寶三年曰大明、淳化間曰含光、大中祥符八年名會慶、明道元年十月改今名。）宴殿也。」とある。『宋會要』 方域三十三 集英殿にはその機能に對し、「集英殿舊曰元德、……尋改今名。春秋、誕聖節錫宴此殿。熙寧以後、親策進士於此殿。」と説明する。

- (242) ちなみに集英殿には、前述したように、皇堂に副葬される先帝生前の愛好品などが豫め選別・保管されることもあつた。

- (243) 『春秋左氏傳』 隱公三年八月の正義に、「士喪禮、既葬乃反哭於廟、遂適殯宮而虞、是既葬、日中自墓反、處於正寢、正寢即殯宮也。」とある。

- (244) 『大唐開元禮』 卷一三九 凶禮 三品以上喪之二の末尾には、「掩壙一祭后土一反哭一虞祭」の節目があり、また卷を替えた同書卷一四〇 凶禮 三品以上喪之三の始めの所に、「卒哭祭」がついて見える。これは士の禮として、『儀禮』が三年喪制のほぼ最後の段階に「卒哭祭」を位置させた形式に従つたものであるが、しかし唐の皇帝喪葬儀禮は三年喪制とは無關係であるから、元より「卒哭祭」はなかつたはずである。

- (245) 『儀禮』 士虞禮の賈公彥の疏に、「主人孝子、葬之時、送形而往、迎魂而返、恐魂神不安、故設三虞以安之。」とある。『禮記』 雜記下と『春秋公羊傳』 文公二年何休の註も參照。

- (246) 葉春芳、前掲論文「北宋皇帝葬禮探考（下）」のその内容のうち、太宗虞主の「回京日」を一〇月二八日とし、また眞宗の耐廟日を一〇月二十四日と、それぞれ比定していることは誤りである。本文の後述參照。

(247)

前の節で引いた『宋會要』禮二九一四 太祖 太平興國二年三月十三日の禮儀使の言にも、「靈駕發引、……神主回京、請由閭闔門出右掖門、於近西便殿權安、行九虞之祭、……」とあって、宋の初めより「九虞」の語が見える。

(248)

「返虞」の用例は本章の註(250)に引かれた三例が殆どである。

(249)

集英殿で舉行された虞祭のやり方は、『宋會要』禮二九一七八七九 哲宗 元符三年七月二十八日に詳しい。

(250)

以上の原文は、「十三日、同知太常禮院呂夏卿言、古者天子九虞十六日、諸侯七虞十二日、大夫五虞八日、士三虞四日。既葬、日中爲始虞之祭、自是間日一虞。九虞之後、間日爲卒哭之祭。眞宗之葬永定陵、自掩壙返虞至于神主祔廟、日一虞祭、九日而畢、無間日之限。將祔、無卒哭之祭。又曰、……臣愚請俟永昭陵土虞主還內之日、日中行始虞之祭。九虞既畢、然後行卒哭之祭。事下兩制及待制官議。觀文殿學士孫抃等議曰、古之葬去國近、故平旦而葬、日中而返虞于寢。今之葬遠、主在塗、不可以無祭。故祖宗以返虞之主在塗、而日一虞者、祭不可一日闕也、請如舊典。終虞而行卒哭之祭、宜如夏卿之。」である。

(251)

宋朝では元豐二年十月、仁宗の慈聖光獻皇后(曹氏)が死去した後も、以上に似た議論が起ったことがある。参考のためにここに引用すると、『宋史』卷二二三 禮二六 凶禮二 皇后園陵 元豐三年正月十四日に、「祕閣校理何洵直言、按禮、既葬、日中還、虞于正寢。蓋古者之葬、近在國城之北、故可以平旦而往、至日中即處於寢、所謂葬日虞、弗忍一日離也。後世之葬、其地既遠、則禮有不能盡如古者。今大行太皇太后葬日至第六虞、自當行之於外、如舊儀。其七虞及九虞、卒哭、謂宜行之於慶壽殿。又按春秋公羊傳曰、虞主用桑。土虞禮曰、桑主不文。伏請罷題虞主。太常言、洵直所引、乃士及諸侯之禮。況嘉祐、治平並虞于集英殿、宜如故事、又嘉祐、治平、虞主已不書諡、當依所請。」とある。

(252)

『宋會要』禮一五一三六 廟議 英宗 嘉祐八年六月十三日。

(253)

「永厚陵」でも英宗の初虞が掩皇堂當日にあったことをすでに見た。

(254)

葉春芳、前掲論文「北宋皇帝葬禮探考下」は、この眞宗の虞祭を「史料不在」として分析を保留している。

(255)

「十月」十三日、掩皇堂。十八日、虞主至京。十九日、羣臣詣會慶殿行九虞祭。二十三日、耐太廟第七室。」(『宋史』卷二二一 山陵 眞宗)

(256)

「虞主至自掩壙、五虞皆在途、四虞於集英殿。」(『宋史』卷二二一 凶禮一 山陵) この記事は編輯上の問題があるようで、その月日を確定し難い。ただこれは、その前に「英宗崩、神宗即位。……禮院準禮、……羣臣成服後、……虞主至自掩壙、五虞皆在途、四虞於集英殿。」(同書同所)とあるように、禮院によって用意された一種の「ガイドライン」であるから、宋朝はこれに沿って喪葬儀禮を推し進めたと思われる。

(257)

「上服褙袍迎拜於集英殿門外、前導奉安於殿內、宗正卿行九虞之祭。」(『宋會要』禮二九一五五 英宗 治平四年九月三日)

(258)

『宋史』卷二二一 凶禮一 山陵に、神宗の虞祭について、「虞祭於集英殿。自復土、六虞在途、太常卿攝事、三虞行禮于殿。」とあり、哲宗について、「哲宗崩、徽宗即位。詔山陵制度、竝如元豐。」とか、「(八月)十四日、虞祭。自復土、六虞在塗、太常卿攝事、三虞行禮于集英殿。」(『宋會要』禮二九一七九 哲宗 元符三年) とある。英宗に續いて神宗と哲宗の虞祭も太常卿の「攝事」で舉行されたが、これは途中虞祭に限って確認されるもので、殿中虞祭がどうであつたか、これではまだ分からない。しかし、これよりやや早い『宋會要』(禮二九一七八七九 哲宗 元符三年七月二十八日)には、「禮部、太常寺言、將來皇帝詣集英殿親行虞祭之禮、檢會元豐八年故事及近降朝旨、定到儀注。其日皇帝自內中服褙袍赴集英殿東御幄、……皇帝還內如來儀、光祿卿徹饌、文武百官退。從之。」とあって、徽宗が哲宗のために、殿中虞祭を親しく行ふ計畫が立てられていたことが分かるので、哲宗の殿中虞祭は、計劃通り「皇帝親行」で進められたと見られる。徽宗

- は續けて卒哭も親しく行っていることが見える。(前と同書同所) そうすると、これは宋朝で今まで無かったことであり、徽宗朝のこのような變化が、儀禮を重視する徽宗個人の志向と關係がある可能性についてはさらに後述する。ただ、いま引いた記事には、徽宗による皇帝親行が「元豐八年の故事」、すなわち神宗崩御時の儀禮を「檢會」した上でのことだとしているから、神宗の虞祭においても時の新帝哲宗による親行があったことになる。つまり以上によれば、宋朝の殿中虞祭はそれ以前までは有司攝事であったが、神宗の喪葬より皇帝親祭に変わっていったことになる。
- (259) 『宋會要』禮二九一六 太祖に、「太平興國二年四月」二十九日、虞主至京、群臣迎拜於都城西門之外、奉安于大明殿、行虞祭之禮。」とある。
- (260) 『宋會要』禮二九一六 太宗に、「至道三年十月」二十三日、虞主至京、群臣出城敘班奉迎。帝自含光殿門外慟哭迎、前導升殿。有司行安神之禮。」とある。
- (261) 「安神」は既述した通り、本稿では「奉迎―安神―虞祭」と展開する喪葬儀禮の一コマであるが、そのほかに、「祕閣校理何洵直言、……今大行太皇太后葬日至第六虞、自當行之於外、如舊儀。其七虞及九虞卒哭、謂宜行之於慶壽殿。且虞以安神、卒哭以告祔、必就殯宮。」(『宋會要』禮三三一四〇 后喪二 慈聖光獻皇后 元豐三年二月十七日) という用例もある。
- (262) 本章の註(250) 参照。
- (263) 『新釋』、五〇頁。
- (264) 『文苑英華』卷八三六 哀冊文二 哀冊文下 代宗睿文皇帝哀冊文「仙馭兮何之、九虞兮有期、摠千官兮萬騎、返城闕兮如疑。」
- (265) 『新釋』、二六五頁。
- (266) 本文第一章註(23) 参照。
- (267) 來村、前掲書、三八五頁。
- (268) 石敬瑭陵墓の位置などは、『新五代史』卷九 晉本紀九 天福七年十一月庚寅の夾註、及び「后晉顯陵——一個「兒皇帝」的墓」、『洛陽日報』二〇一一年五一九などを参照。
- (269) 葉春芳「北宋皇帝喪葬儀禮的性質及其對北宋社會的影響」(『深圳大學學報』一二一三、一九九五)；吳麗娛、前掲書、第一章 從國恤到大唐元陵儀注；彭美玲「凶事禮哭——中國古代儒式喪禮中的哭泣儀式及後世的傳承演變」(『成大中文學報』三九、二〇一二) など参照。とくに吳氏によれば、百日は北朝で「七日齋」と共に佛教から入っており、『開元禮』でも百日は卒哭として認識されていた。また彼女は、卒哭を皇帝の喪禮で當然あるべきものと見なしながら、それが『儀注』に見えない理由として『通典』の省略を挙げている。
- (270) 「卒哭」の出現と關連して、『長編』卷一九九 嘉祐八年十一月甲辰には、「上親祭虞主而不哭、名曰卒哭、舊無卒哭之禮、於是用呂夏卿議、始行之。」と見える。
- (271) これに相應する内容が、『宋會要』禮二九一五五 英宗 治平四年九月八日に、「上行卒哭之祭、群臣奉慰。九日、上齋於垂拱殿。十日、上奉寧神主訖、自集英殿導至宣德門外奉辭、……。」と見え、耐廟前日(九月九日)に新帝神宗が垂拱殿で齋をしたことが分かる。太宗の事例でも、嗣位した眞宗が耐廟前日(十一月二日)に長春殿(垂拱殿)で齋した後、翌日に(眞宗) 奉寧神主訖、前導出乾元門外奉辭、……。(『宋會要』禮二九一六 太宗 至道三年) としており、さらに仁宗の場合でも同じ状況であった。(同書 禮二九一四五 仁宗 嘉祐八年十一月八日)
- (272) 以上の過程は、『宋會要』禮二九一五五 英宗 治平四年九月十日にも、「上奉寧神主訖、自集英殿導至宣德門外奉辭。有司奉神主至太廟、翰林學士王珪題諡號、行耐饗之祭、耐于第九室。禮畢、群臣奉慰。」と壓縮されている。
- (273) 『通典』卷八七 喪制之五 耐祭參照。これを分析した『新釋』(同書、

三四二頁）は、玉輅に乗せられて太廟に到着した桑主が、「輿によつて太廟南門の外に用意してあつた栗主の幄座に遷される。代わつて栗主の賈が輿によつて廟庭の褥位に運ばれる。」と説明する。

(274) 『通典』卷八七 喪制之五 耐祭、及び『新釋』、三四〇頁。

(275) 英宗の諡號（初諡）は「憲文肅武宣孝」の方が正確であり、後の「憲」は「肅」の誤りである。『宋會要』禮五八・三九 歷代帝諡參照。

(276) 『宋會要』禮二九・三九・四〇 仁宗 嘉祐八年六月十三日にも大體同じ内容の記事がある。

(277) 宋の太廟の問題については、山内弘一「北宋時代の太廟」(『上智史學』三五、一九九〇)・朱溢「唐宋時期太廟廟數的變遷」(『中華文史論叢』九八、二〇一〇)・前村佳幸「北宋の廟議・宗廟における神主配置」(『琉球大學教育學部紀要』九三、二〇一九)など參照。

(278) 太宗の虞主を耐廟する時も、「帝齋於長春殿。翌日、奉寧神主諡、前導出乾元門外奉辭。有司奉神主至太廟、近臣題諡號、行耐饗之祭。」(『宋會要』禮二九・一六 太宗 至道三年十一月二日)とみえる。「近臣が諡號を題した」ものはもちろん栗主であろう。呂夏卿の主張を總合すると、當時の宋朝では虞主にまず題諡をすることが多かったが、耐廟の時は栗主に改めて題諡したと思われる。

(279) 栗原、前掲論文參照。

(280) 『通典』卷八七、喪制之五 耐祭「將遷代宗睿文孝武皇帝、所司先擇日、……前一日陳設、……內中尙先造栗木主并置及跌。耐前一日盛以箱、覆以帕、置於腰輿、詣廟南門幄帳中、太祝捧置於座上、乃下簾帷、……即以饗前一日、尙舍具香湯并題神主席褥、內中尙具浴神主盆并白羅巾、光漆、筆墨等詣於幄帳所。禮儀使與題神主官等、其日質明、詣幄下。太祝以香湯浴栗主、拭以羅巾。題栗主官盥洗、捧栗主就褥、題云代宗睿文孝武皇帝神主、……。」

(281) 西岡、前掲書、一八〇頁。

(282) これに關しては一方で、「桑木の虞主はこの後耐祭に於て廟に赴いて

合祭され、そのまま廟に留まる（寢に返るという説もある）が一年後の小祥祭（練祭）で新たに栗木製の練主が設けられると、役目を終えて埋められてしまふ。」(窪添氏、前掲論文)という説明もある。

(283) 西岡、前掲書、一八〇頁。

(284) 『宋會要』禮二九・一六 太宗 咸平元年三月十五日、同書禮二九・三二 眞宗 天聖元年正月十五日、同書禮一九・三三 眞宗 天聖二年正月二十五日など。

(285) 『宋會要』禮二九・一六 太宗 咸平元年三月十五日。

(286) 原文は「二十四日、以小祥不視事、至四月四日、禁京師屠十日。」

(287) 上記引用文には缺落したようだが、『長編』卷二百四 治平二年三月壬午にそれとは同文が見え、最後の所に「從之。」とある。

(288) 太宗の大祥と禫祭は、「(咸平)二年三月大祥、群臣進名奉慰。是月、止於長春殿視事、……五月二十九日、釋祥服、廢朝三日。六月二十九日、禫除、不視事、群臣進名奉慰。……。」(『宋會要』禮二九・一六 太宗)と行われた。つまり、禫祭を六月と決め、またその前月の五月は大祥服を脱ぐ月と決めている。眞宗の場合も同じく、「禮院上言、四月二十九日釋祥服、五月二十九日禫除、欲依咸平二年例、竝前後各一日不座。其日不視事、……從之。」(『宋會要』禮二九・三五 眞宗 天聖二年正月二十五日)とある。

(289) 『宋會要』禮三六・二〇 喪服 短喪 元符三年九月六日に、「禮部言、祖宗故事、靈駕進發、皇帝釋絞服、改吉服還內。昨來太常寺失供具儀注、若據太平興國中宰臣薛居正表、稱公除以來、庶事相稱、獨茲徹樂、誠未得宜。即是公除以後、除不舉樂外、釋衰從吉、事理甚明、……。」とある。

(290) この問題については池田末利、前掲書、八〇・八七頁。

(291) この時、徽宗の「候周期服吉」の措置は門下省を經由せず直接有司に「徑付」されており、そのために給事中龔原の異議に遭つたが、龔原は結局左遷されたことがある。その経緯と龔原の主張は『宋史』卷一

(292)

二二 禮二五 山陵 元符三年九月條に、「宰臣請從禮官議、乃詔候周期服吉。時詔不由門下、徑付有司。給事中龔原言、喪制乃朝廷大事、今行不由門下、是廢法也。臣爲君服斬衰三年、古未嘗改。且陛下前此議服、禮官持兩可之論、陛下既察見其姦、其服遂正。今乃不得已從之、臣竊爲陛下惜。開寶時、并、汾未下、兵革未弭、祖宗櫛風沐雨之不暇、其服制權宜一時、非故事也。原坐黜知南康軍。於是詔依元降服喪三年之制、其元符三年九月、自小祥從吉指揮、改正。」と見え、また『宋會要』職官六七―三一 黜降官 元符三年九月二十九日には、彼の左遷の理由を「詔龔原議論不當、罷給事中、降兩官知南康軍。」と記す。『朕纂圖宸極、繼及承祧、祇奉泰陵、適追先服。遭難伊始、敷告具存、而元符末年、異論蜂起、秩宗宰輔、咸有建言、……茲時方侍慈顏、顧

(293)

念難伸素志、勉從所請、中實盡傷。致養既終、因心可展。奉遵初詔、用慰紹承。已依元降服喪三年之制、其元符三年九月自小祥從吉指揮宜改正、庶盡厚終之義、稱豫繼序之誠。布告中外、咸使聞知。」(『宋會要』禮三六―二一 短喪 建中靖國元年二月三日)

(294)

前註(291)参照。因みに、その註に引いた『宋史』などの内容によると、龔原は「斬衰三年」を主張しており、これは徽宗の願うものと結局同じであるが、それにもかかわらず彼は處罰されている。

(295)

金成奎、前掲論文、「凶禮의 變遷과 唐・宋의 皇帝喪葬儀注」参照。『晉書』卷二〇 禮志中、及び『宋書』卷一五 禮志二など参照。

(296)

本文の註(5)に挙げた孟凡人、前掲書、8頁。